

杉並区総合計画 実行計画（第3次） 改定案

計画期間 令和9年度（2027年度）～ 令和12年度（2030年度）



杉並区総合計画・実行計画体系図 P 1

防災・防犯

みんなでつくる、災害に強く、
犯罪を生まないまち P 5

- 施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり P 6
- 施策2 地域の防災対応力の強化 P16
- 施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり P22

まちづくり・地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、
にぎわいのある快適なまち P28

- 施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり P29
- 施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備 P35
- 施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備 P44
- 施策7 暮らしやすい住環境の形成 P52
- 施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興 P60

環境・みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち P71

- 施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進 P72
- 施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現 P80
- 施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成 P86

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに
生きることができるまち P99

- 施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり P100
- 施策13 地域医療体制の充実 P108

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち P115

- 施策14 人権を尊重する地域社会の醸成 P116
- 施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり P121
- 施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援 P126
- 施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援 P134

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち P146

- 施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実 P147
- 施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実 P154
- 施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実 P159
- 施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備 P169

学 び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち P174

- 施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進 P175
- 施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進 P186
- 施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実 P195
- 施策25 生涯にわたる学びの支援 P204
- 施策26 多様な地域活動への支援 P209

文化・スポーツ

文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち P214

- 施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進 P215
- 施策28 次世代への歴史・文化の継承 P222
- 施策29 誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくり P226

防災 防犯

みんなで作る、災害に強く、
犯罪を生まないまち

まちづくり 地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、
にぎわいのある快適なまち

1. 強くしなやかな防災・減災まちづくり

- 耐震化の促進
- 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 流域治水の推進
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 無電柱化の推進
- 擁壁の安全対策
- 都市計画道路の整備
- 生活道路等の整備
- 地域の核となる公園の整備

2. 地域の防災対応力の強化

- 防災基盤の整備による地域の火災対応力強化
- 震災救援所の機能強化と環境整備
- 自助・共助の備えと関係機関との連携
- 災害時要配慮者支援の推進
- 災害時医療体制の充実

3. 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 消費者被害防止対策の推進
- 安全安心な道路空間の整備

4. 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 駅周辺まちづくりの推進
- 地区計画等によるまちづくりの推進
- まちづくり活動の支援
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路周辺まちづくり

5. 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

- まちづくり施策の総合的推進
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路の整備
- 都市計画道路周辺まちづくり
- 生活道路等の整備
- 都市基盤情報の整備
- 高円寺駅北口地域の防災性の向上と魅力維持の取組

6. 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

- 人と環境にやさしい交通DX・GXの推進
- 自転車活用の推進
- 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実
- 安全安心な道路空間の整備

7. 暮らしやすい住環境の形成

- 良好な景観づくりの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進
- 住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- 公営住宅の運営
- 総合的な空家等対策の推進
- マンションの適正な管理の推進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

8. にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

- 中小企業の経営と創業の支援の充実
- 就労支援と多様な働き方の推進
- 地域に根ざした商店街の活性化促進
- 魅力的な観光情報発信の推進
- アニメを活用した誘客促進
- 都市農業の支援・保全と地産地消の推進
- 地域経済の好循環の促進

【凡例】

分野 分野ごとの将来像(8分野)

施策名(29施策)

計画事業(137事業)

重点計画事業(80事業)

再掲計画事業(施策の目標達成に寄与する
他施策の計画事業)

環境 みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

9. 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

- 創エネルギー事業の推進
- 省エネルギー対策の推進
- 環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成
- 区立施設の温室効果ガス排出量削減の推進
- 区民や事業者等の参画や連携による気候変動対策の推進
- 流域治水の推進
- 生活道路等の整備
- 安全安心な道路空間の整備
- みどりの充実
- みどりの機能の活用

10. 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

- ごみの発生抑制の推進
- 限りある資源の有効活用の促進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

11. グリーンインフラを活用した都市環境の形成

- みどりの充実
- みどりの機能の活用
- みどりへの行動
- 水辺環境の再生・創出
- 地域の核となる公園の整備
- 身近な公園の整備
- 誰もが利用しやすい公園改修
- (仮称) グリーンインフラガイドラインに基づく取組の推進
- 環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成

健康 医療

「人生100年時代」を自分らしく
健やかに生きることができるまち

12. いきいきと住み続けることができる健康づくり

- 区民と進める健康づくりの推進
- 生活習慣病予防と骨粗しょう症対策の推進
- がん対策の推進
- 心の健康づくりの推進
- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

13. 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進
- 障害者の地域医療体制の整備

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14. 人権を尊重する地域社会の醸成

- 人権尊重の啓発等の推進
- ジェンダー平等の推進
- 多文化共生の推進
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 子どもの権利が尊重される地域社会の実現

15. 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

- 包括的な支援体制の充実
- 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- 動物と共生できる地域社会づくりの推進
- 災害時要配慮者支援の推進
- 区民と進める健康づくりの推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実

16. 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

- 認知症施策の推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 地域の見守り体制の充実
- 介護者支援の充実
- 介護サービス基盤の整備
- 高齢者いきがい活動の充実
- 区民と進める健康づくりの推進
- 在宅医療体制の充実

17. 障害者の社会参加と地域生活の支援

- 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保
- 障害者の就労支援の推進・拡充
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 障害者の社会参加支援の推進
- 高齢の障害者等への支援の充実
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実
- 障害児者の家族への支援（ケアラー支援）
- 障害者の地域医療体制の整備
- 障害者スポーツの推進

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

18. 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

- 子どもの権利が尊重される地域社会の実現
- 子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化
- 子どもの貧困対策の推進
- ヤングケアラー支援の推進
- より良い子どもの居場所づくりの推進

19. 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- より良い子どもの居場所づくりの推進
- 次世代育成基金の活用推進
- 地域における子育て支援体制の充実
- 学童クラブの整備・充実

20. 安心して子育てできる環境の整備・充実

- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実
- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- 学童クラブの整備・充実
- ひとり親家庭支援の充実
- 就学前教育の充実

21. 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

- 未就学児の療育体制の充実
- 学齢期の障害児支援の充実
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

学び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

22. 学び続ける力を育む学校教育の推進

- 学び続ける力の育成
- I C Tを活用した教育の推進
- 就学前教育の充実
- 教員の業務改善に向けた支援
- 部活動の地域展開
- 地域と共にある学校づくりの充実
- 豊かな学びを支える学校づくりの推進
- 区費教員の効果的な活用

23. 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備
- 教育相談体制の充実
- いじめ対策の充実
- 不登校児童・生徒支援体制の整備

24. 身近に活用できる教育環境の整備・充実

- 学校施設の有効活用の推進
- 区立小中学校の改築
- 区立小中学校の長寿命化改修
- 区立学校施設の環境改善
- I C Tを活用した図書館サービスの充実
- 読書環境の整備

25. 生涯にわたる学びの支援

- 社会教育士の育成・活用
- 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 地域と学校の協働活動の充実
- 歴史・文化に親しむ機会の充実

26. 多様な地域活動への支援

- 町会・自治会への支援
- 地域活動を担う団体や人材の育成・支援
- 地域活動拠点の整備

文化 スポーツ

文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち

27. 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

- 文化・芸術活動の創造と発信
- 文化・芸術活動の支援
- 国内外交流の推進
- 平和事業の推進

28. 次世代への歴史・文化の継承

- 歴史・文化に親しむ機会の充実
- 区の歴史・文化情報の発信

29. 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実
- 障害者スポーツの推進
- 体育施設の整備・充実

防災・防犯



みんなでつくる、災害に強く、
犯罪を生まないまち

この分野の施策

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

施策2 地域の防災対応力の強化

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・
みど

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

防災・防犯 みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

近い将来、発生するおそれが指摘されている首都直下地震等の大規模自然災害から区民の生命や財産を守るため、平時から建物が倒れにくく燃えにくいまちづくりを推進します。また、近年多発している集中豪雨や大型化する台風等に備えるため、「流域治水」※1の考え方に基づく総合的な水害対策を推進し、風水害に強いまちづくりを進めます。加えて、擁壁の安全対策にも取り組みます。区が保有する様々なデータを活用しながら、あらゆる災害を想定して事前に備えることで、災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができる、安心して住み続けられるまちを目指します。

施策の現状と課題

- 区内には、木造住宅密集地域等において、大規模災害時に延焼被害の拡大が懸念される地域があるため、建築物の耐震化や不燃化を進めることが喫緊の課題です。
- 区内の道路の約3割は幅員4m未満の狭あい道路※2が占めています。首都直下地震等の発生時の円滑な避難及び緊急車両の通行の妨げとなるおそれがあるため、狭あい道路の拡幅整備などを着実に進める必要があります。
- 近年の気候変動の影響で激甚化・頻発化する豪雨による水害に対し、「流域治水」の考え方に基づき、あらゆる関係者の協働による水害対策を進める必要があります。
- 令和7年（2025年）に区内で発生した擁壁倒壊事故を受け、区内の安全性に問題がある擁壁を早期に解消するため、擁壁の実態を把握し、必要な助言・指導や支援につなげていく必要があります。
- あらゆる災害を想定し、区が保有する様々なデータを活用しながら、まちの安全性を総合的に高めていくことが強く求められています。

計画最終年度の目標

- 建築物の耐震化・不燃化や無電柱化が進んでいることに加え、道路空間・オープンスペースが確保されることによって、災害時にも倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。
- 狭あい道路の拡幅整備と電柱のセットバック※3に取り組むことで、首都直下地震等の発生時における円滑な避難及び緊急車両の通行に必要な道路空間の確保が進んでいます。
- 「流域治水」の考え方に基づき、東京都が実施する河川・下水道等の整備に加え、行政や企業、地域住民等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害対策に取り組むことで、水害に強いまちづくりが進んでいます。
- 擁壁の実態調査結果を踏まえ、安全性に問題がある擁壁の所有者等への助言や改善指導を行うとともに、必要な支援策を検討・実施し、区内の擁壁の安全対策に取り組むことで、安心して住み続けられるまちづくりが進んでいます。
- 災害に強く、被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが進んでいます。

※1 流域治水：気候変動による水害の激甚化・頻発化に対し、河川整備・下水道整備などのハード整備だけでなく、行政、企業、地域住民など、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う水害対策
 ※2 狭あい道路：通行上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたすことが予想される幅員4m未満で、一般交通の用に供されている道路
 ※3 電柱のセットバック：狭あい道路の拡幅整備に伴い、既存の電柱を移設し、防災性の向上と円滑な通行を確保すること

防災・防犯 みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	区内住宅の耐震化率 耐震性を有する住宅戸数 ÷ 住宅総戸数 × 100	92.9% (7年度)	99.0%以上
2	木造住宅密集地域(不燃化特区※1)の不燃領域率 空地率+ (1－空地率÷100) × 不燃化率	65.5% (7年度)	70.0%
3	雨水流出抑制対策施設の整備率 「流域豪雨対策計画」の目標対策量※2 (627,000㎡) に対する雨水流出抑制対策整備量の割合	60.1% (7年度)	83.0%
4	狭あい道路の拡幅整備率 「拡幅整備を要する総延長 (614km) 」に対する「拡幅整備総延長」が占める割合	44.7% (7年度)	51.5%※

※ 平成元年度（1989年度）の事業開始以来、約274kmにわたる狭あい道路の拡幅整備を実施し、狭あい道路の解消を着実に進めてきた。一方、建替えに伴う拡幅整備については、拡幅整備済み敷地での再建築の増加や敷地の細分化により、新たな整備箇所及び整備延長が減少している。また、建替えを伴わない折衝案件については、ブロック塀等の支障物件の移設・除却に時間を要することから、整備完了までに一定の期間を要している。このため、これまでの整備実績及び今後の整備見通しを踏まえ、令和12年度（2030年度）目標値を55.8%から51.5%に見直した。

施策を構成する実行計画事業

1 耐震化の促進	【重点】	6 無電柱化の推進	【重点】
2 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進	【重点】	7 擁壁の安全対策	【重点】
3 橋梁の長寿命化と補強・改良		8 都市計画道路の整備	【再掲】（施策 5 -3）
4 流域治水の推進	【重点】	9 生活道路等の整備	【再掲】（施策 5 -5）
5 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進	【重点】	10 地域の核となる公園の整備	【再掲】（施策11-5）

※1 不燃化特区：東京都の「防災都市づくり推進計画」に定める木造住宅密集地域の中でも地域危険度が高いなど、特に重点的、集中的に防災性の改善を図るべき地区として区が整備プログラムを作成し、都が不燃化特区（不燃化推進特定整備地区）として指定する制度
区内では「杉並第六小学校周辺地区」及び「方南一丁目地区」が指定されている（事業期間は令和12年度（2030年度）末で終了予定）

※2 「流域豪雨対策計画」の目標対策量：都が策定した「豪雨対策基本方針」に基づき、河川や下水道の整備のほか、流域対策やまちづくり対策の内容を定めた「流域豪雨対策計画」において示された杉並区が分担する流域対策の目標量

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

1 耐震化の促進【重点】

首都直下地震等の発生に備え、耐震性が不足している旧耐震基準※1住宅の耐震改修や除却への助成を実施するとともに、近年の地震災害において倒壊・大破の被害が見られた新耐震基準木造住宅※2についても、耐震改修に係る助成を実施します。また、各種助成制度については、地域の実情等を踏まえながら実施することで、住宅の耐震化を一層促進します。

また、震災時における救急・救命活動や緊急物資輸送に重要な特定緊急輸送道路※3及び一般緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震改修等に係る費用助成を実施するほか、戸別訪問やアドバイザー派遣等を通じて個々の状況に応じた相談対応を行い、所有者の意識醸成を図るための周知・啓発に取り組みます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
旧耐震基準住宅						
耐震診断助成	190件	170件	170件	170件	170件	680件
耐震改修助成	50件	40件	40件	40件	40件	160件
木造住宅除却助成	70件	70件	70件	70件	70件	280件
新耐震基準木造住宅						
耐震診断助成	90件	110件	110件	110件	110件	440件
耐震改修助成	20件	30件	30件	30件	30件	120件
緊急輸送道路沿道建築物 (特定・一般)						
耐震診断助成	5件	10件	10件	10件	10件	40件
耐震改修助成・除却等助成	14件	9件	9件	9件	9件	36件
制度の周知・啓発	実施	実施				実施

※1 旧耐震基準：昭和56年（1981年）6月1日の「建築基準法」の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準

※2 新耐震基準木造住宅：昭和56年（1981年）6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに建てられた2階建て以下の在来軸組工法の木造住宅

※3 緊急輸送道路：地震発生直後から緊急輸送を円滑に行うため「東京都地域防災計画」に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と都が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。このうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるものとして都が指定した道路を特定緊急輸送道路、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を一般緊急輸送道路としている（区内の特定緊急輸送道路：青梅街道、環状七号線など7路線、区内の一般緊急輸送道路：早稲田通り、五日市街道など10路線）

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

2 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進【重点】

首都直下地震等の発生に備え、火災による延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域を中心に、建築物の不燃化建替え支援を進めるとともに、不燃化特区内においては、公園等のオープンスペースの確保や道路拡幅整備の強化を図るなど、不燃化を着実に進めます。

また、区内全域を対象とした建替え相談会の開催などを通じて、不燃化の取組の普及・啓発活動を推進します。あわせて、今後の不燃化に関する規制誘導策について、総合的に検討します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
建築物不燃化助成	145件	72件	72件	72件	72件	288件
不燃化特区の支援						
老朽建築物除却助成	52件	52件	52件	52件	52件	208件
建替え促進助成	26件	26件	26件	26件	26件	104件
オープンスペース・避難路確保	実施	実施	→			実施
建替え相談会	20回	20回	20回	20回	20回	80回
制度の周知・啓発	実施	実施	→			実施

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

3 橋梁の長寿命化と補強・改良

橋梁の定期点検を行い、劣化や損傷を早期に把握するとともに、点検結果を踏まえて「杉並区橋梁長寿命化修繕計画」等の見直しを行いながら、劣化や損傷が軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を実施し、橋梁の長寿命化を推進します。あわせて、災害に備えて耐震補強を実施することにより、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保します。また、東京都が行う河川整備に伴い、橋梁を拡幅する架替については、建設費を一部負担することで、より良い道路環境の整備を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
長寿命化						
修繕	6橋	2.6橋	1.2橋	2.2橋	2橋	8橋
設計	—	—	3橋	2橋	3橋	8橋
定期点検	—	—	実施		—	実施
耐震補強						
整備	2橋	1.7橋	1.1橋	1.2橋	1橋	5橋
設計	—	—	1橋	2橋	—	3橋
都施行橋梁架替に伴う拡幅						
建設負担	実施	実施				実施

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

4 流域治水の推進【重点】

気候変動の影響で激甚化・頻発化する豪雨災害に備えるため、東京都が実施する河川・下水道等の整備への協力に加え、行政や企業、地域住民等のあらゆる関係者が協働して流域全体で対策を行う「流域治水」の取組により、水害に強いまちづくりを推進します。また、善福寺川流域治水フォーラムを継続的に開催し、区民、事業者、専門家及び行政が、流域の水害リスクや各治水対策の役割を共有するとともに、区民一人ひとりが取り組むことのできる水害対策を共に考え、具体的な行動につなげます。あわせて、連携協定を締結している専門家グループと連携し、モデル的に治水対策を実施し、地域での実践や施策の検討に生かしていきます。

道路の透水性舗装や公共施設における雨水浸透・貯留施設の設置、グリーンインフラを活用した雨水流出抑制対策のほか、個人住宅を対象とした雨水浸透施設設置助成や民間施設における雨水流出抑制施設の設置促進など、雨水の下水道への流出抑制に向けた取組を推進します。また、水害多発地域では、被害実態等のデータに基づき、道路における雨水排水能力の強化や浸水被害対策を進めるとともに、水防情報システム※1やIoT街路灯システム※2等を活用し、降雨時における迅速かつ確かな情報収集・発信を行います。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
雨水流出抑制対策						
雨水浸透施設設置助成	100戸	100戸	100戸	100戸	100戸	400戸
公共施設への雨水浸透施設設置	実施	実施				実施
グリーンインフラの活用	実施	実施				実施
浸水被害対策						
防水板設置助成	3戸	3戸	3戸	3戸	3戸	12戸
水害多発地域対策						
善福寺川流域治水フォーラム	開催	開催				開催
雨水排水能力の強化	実施	実施				実施
東京都との連携	実施	実施				実施
ICTを活用した水害対策						
水防情報システム	改修・運用	改修・運用			運用	改修・運用
IoT街路灯システム	活用	活用				活用

※1 水防情報システム：区が管理する雨量計・河川水位計の観測装置のシステム
※2 IoT街路灯システム：インターネットにつながった街路灯に設置したカメラやセンサーなどを管理するシステム

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

5 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進【重点】

首都直下地震の発生等に備え、円滑な避難及び緊急車両の通行を確保するため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。特に、木造住宅密集地域など震災時に火災危険度が高い地区（整備地区）や、拡幅の必要性が高い路線（重点整備路線）の拡幅整備に重点的に取り組みます。また、戸別訪問等により、拡幅整備に伴う塀の除却費等助成制度の活用を促進するなど、対象地域への働きかけをより一層強化します。

また、道路空間となる後退用地※1に置かれた支障物件※2の除却や電柱のセットバックを促進し、道路空間を確保します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
狭あい道路拡幅整備	10,000m	8,000m	8,000m	8,000m	8,000m	32,000m
重点整備路線等の拡幅整備促進						
戸別訪問等	実施	実施				実施
支障物件除却促進	実施	実施				実施
電柱のセットバック						
事業者要請	実施	実施				実施

※1 後退用地：「建築基準法」第42条第2項に規定する道路に接する敷地の一部で、道の中心線とその中心線からの水平距離2mの線との間にあるもの

※2 支障物件：土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となるもの（容易に移動させることができるもののほか、「建築基準法」に規定する建築物や擁壁は除く）

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

6 無電柱化の推進(1/2)【重点】

大規模災害時における道路閉塞の防止や歩行空間の安全性向上、良好な都市景観の形成を図るため、令和8年度（2026年度）改定の「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせた整備を進めるとともに、幅員6m以上の生活道路や災害拠点病院※1に接続する路線のうち、整備効果の高い路線を選定し、区道の無電柱化を計画的に推進します。

また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業※2に伴う面的な整備を進めるとともに、緊急道路障害物除去路線※3における電柱の新設禁止や、宅地開発時の無電柱化の促進など、電柱を増やさない取組を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
補助第132号線(西荻窪)	調整	調整				調整
補助第221号線(高円寺)	調整	調整				調整
区道第2096-1号路線 (杉並保健所前)						
設計	—	実施				実施
本体工事	実施	実施				実施
区道第2131号路線 (荻外荘公園西側)						
設計	実施	実施				実施
支障移設工事	—	—	実施		—	実施
本体工事	—	—	—	—	実施	実施

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

6 無電柱化の推進(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
区道第2103-1号路線 (桃井原っぱ公園東側)						
設計	実施	実施			—	実施
支障移設工事	—	—	—	—	実施	実施
阿佐ヶ谷駅北東地区						
設計	—	実施				実施

※1 災害拠点病院：災害時において主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院

※2 土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、「土地区画整理法」に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

※3 緊急道路障害物除去路線：災害時に、消火・救援・救助活動や避難路の確保・物資輸送など必要な道路交通を確保するため、倒壊した建物や電柱などの道路上の障害物を優先的に除去する路線として、区が指定した路線

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

7 擁壁の安全対策【重点】

令和7年（2025年）9月に区内で発生した擁壁倒壊事故を受け、道路等に面する擁壁の実態を計画的に把握するとともに、調査結果等に基づく所有者等への助言・指導や、擁壁アドバイザー派遣、安全対策工事費等助成などの支援を実施します。また、調査結果を踏まえた必要な支援策等について検討・実施することで、擁壁の適切な維持管理と安全対策を促進し、擁壁の安全性向上と災害に強いまちづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
擁壁実態調査	実施	実施		—	—	実施
擁壁の安全性向上						
改善に向けた助言・指導	実施	実施				実施
改善に向けた支援	実施	検討・実施			実施	検討・実施

防災・防犯 みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

施策2 地域の防災対応力の強化

災害時の拠点となる震災救援所についてデジタル技術の活用や備蓄物資等の充実により機能の強化を図るほか、食料以外の備蓄品についても災害発生後3日間を乗り切るために必要な量の確保を目指します。あわせて、発災時に備えた体制づくりや交流自治体等との連携強化、効果的な災害情報の収集・発信、災害時要配慮者※1への支援の充実など、誰一人取り残さない視点に立った防災対応力の強化に向けた取組を推進します。

施策の現状と課題

- 避難生活の長期化による災害関連死を発生させないため、震災救援所におけるプライバシーの確保や健康管理、配慮が必要な方の視点に立った避難環境の改善が求められています。
- 災害時のみならず平時における火災への対応が課題となっており、火災を予防するとともに、火災が発生した場合でも被害を最小限にとどめるため、初期消火体制を強化することが重要です。
- 区民一人ひとりの平時からの備えを促すとともに、震災救援所の運営を担う町会・自治会等の方々の高齢化・固定化が進んでいることから、地域防災を担う新たな人材を発掘・育成する必要があります。
- 災害時要配慮者支援対策では、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）※2の登録者数の増加に向け、取組を継続していく必要があります。

計画最終年度の目標

- プライバシーの確保やトイレ対策等に係る防災備蓄品が拡充され、震災救援所における避難環境の改善が進んでいます。
- 各家庭における感震ブレーカーの設置が進むとともに、街頭消火器やスタンドパイプの増設が図られ、地域の火災対応力が強化されています。
- 区民一人ひとりの自助の取組が浸透するとともに、地域防災を担う新たな人材の発掘・育成が進み、震災救援所における訓練が充実するなど、共助の取組が活発に行われています。
- 災害時における支援の仕組みづくりを通じて、平常時の緩やかな見守りや支え合いが地域で行われています。

※1 災害時要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等

※2 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）：要介護状態にある人や自力避難が困難な人などに対し、災害時の避難等に必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難支援に役立てるための制度

防災・防犯 みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

施策2 地域の防災対応力の強化

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	災害時に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合 区民意向調査	88.3% (7年度)	100%
2	防災訓練に参加した区民数 震災救援所、防災市民組織等の訓練参加者数	41,851人 (7年度)	45,000人
3	感震ブレーカーの設置支援台数 平成28年度（2016年度）の事業開始からの累計設置支援台数	8,806台 (7年度)	16,300台
4	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)新規登録者数 —	1,328人 (7年度)	1,700人

施策を構成する実行計画事業

1 防災基盤の整備による地域の火災対応力強化	【重点】	4 災害時要配慮者支援の推進	【重点】
2 震災救援所の機能強化と環境整備	【重点】	5 災害時医療体制の充実	【再掲】（施策13-2）
3 自助・共助の備えと関係機関との連携			

防災・防犯

・まちづくり産業

環境

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

スポーツ・文化

施策2 地域の防災対応力の強化

1 防災基盤の整備による地域の火災対応力強化【重点】

大地震発生時に想定される同時多発火災や平常時の火災に対応するため、街頭消火器の設置や防災市民組織へのスタンドパイプの配備を進め、初期消火能力の向上と地域の防火体制の強化につなげます。

また、災害対応力の更なる強化に向け、旧杉並中継所跡地の本格活用に伴い、地域内輸送拠点及び災害対策本部の代替機能を担う井草防災拠点を整備するほか、用地の確保が可能な場合には災害備蓄倉庫の整備を検討します。

さらに、区立施設の改修等に合わせ、倉庫スペースの拡充、マンホールトイレや井戸の設置を進めるなど、防災機能の充実に取り組めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
火災予防と初期消火対応						
街頭消火器の設置	実施	実施				実施
スタンドパイプの設置	実施	実施				実施
井草防災拠点の整備						
設計	0.7所	0.3所	—	—	—	0.3所
工事	—	0.2所	0.8所	—	—	1.0所
災害備蓄倉庫の整備						
(仮称)天沼第二災害備蓄倉庫	—	1.0所	—	—	—	1.0所
区立施設の防災機能強化	2.0所	—	1.0所	1.0所	1.0所	3.0所
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)旧杉並中継所の跡地活用						

施策2 地域の防災対応力の強化

2 震災救援所の機能強化と環境整備【重点】

震災救援所の避難環境の改善を図るため、間仕切りセットの拡充を継続するとともに、民間事業者との防災協定を通じて、段ボールベッドの確保を進めます。

また、高齢者や妊産婦、外国人など配慮が必要な方への対応に加え、感染症対策の視点も踏まえながら、備蓄品の計画的な購入・入替やトイレ用収便袋の拡充を進めることで、誰もが安心して避難生活を送ることができる環境整備を推進します。

さらに、災害備蓄品管理システムを活用し、平時の備蓄品在庫管理や災害時の支援物資受入れの効率化に取り組むほか、避難者受付システムの導入により避難者情報を迅速に把握し、受付業務の効率化を図ることで、避難所機能の向上に努めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
備蓄品の計画的な購入・入替						
簡易間仕切りセットの拡充	実施	実施				実施
備蓄品入替	実施	実施				実施
トイレ用収便袋の拡充	実施	実施				実施
デジタルを活用した震災救援所運営						
災害備蓄品管理システム	運用	運用				運用
避難者受付システム	構築・試行運用	運用				運用
関連する計画						
(DX推進計画)取組8 デジタル技術を活用した震災救援所運営						

施策2 地域の防災対応力の強化

3 自助・共助の備えと関係機関との連携

区民一人ひとりが防災を自分事として捉え、平時から必要な備えを行い、災害時に適切な避難行動をとれるよう、在宅避難や都と連携したマンション防災の普及啓発を進めるとともに、感震ブレイカーの設置支援等により、自助の取組を促進します。

また、防災訓練や防災講座の実施、防災士※1資格取得助成等を通じて、地域防災を担う人材を育成します。

さらに、防災市民組織や消防団への支援を継続するとともに、自治体間連携や消防・警察・自衛隊・ライフライン事業者等との連携を強化することと、自助の取組を広げ、区民・地域団体・関係機関が相互に支え合いながら、地域全体で災害に対応できる体制の構築を目指します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
在宅避難やマンション防災の普及啓発						
防災リーフレットの配布	実施	実施				実施
マンション防災マニュアル配布	実施	実施				実施
感震ブレイカーの設置支援	1,500台 (累計10,300台)	1,500台 (累計11,800台)	1,500台 (累計13,300台)	1,500台 (累計14,800台)	1,500台 (累計16,300台)	6,000台 (累計16,300台)
防災訓練	実施	実施				実施
防災人材の育成						
防災士資格取得の助成	検討	実施				実施
女性のための防災講座	実施	実施				実施
防災市民組織・消防団への支援	実施	実施				実施
防災連携の推進						
自治体間の連携推進	実施	実施				実施
防災関係機関との連携推進	実施	実施				実施

※1 防災士：防災に関する知識・技能を習得し、自助・共助・協働を原則として、地域防災力の向上に取り組む民間資格の有資格者

施策2 地域の防災対応力の強化

4 災害時要配慮者支援の推進【重点】

避難行動要支援者名簿の登載者のうち、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」未登録者に対し、一斉登録勧奨を行うことに加え、訪問介護等の事業者の協力を得て登録を促すなど、登録者増に向けた取組を強化します。登録者に対しては、災害時の避難の実効性確保のため、民生委員・児童委員や福祉専門職による個別避難支援プランの作成を推進します。また、震災救援所や第二次救援所（地域区民センター7所）での避難生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉救援所※1の機能強化を図るとともに、人工透析患者や人工呼吸器使用患者等、医療救護が不可欠な要配慮者に対する必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討を進めます。さらに、災害時における迅速かつ的確な保健医療福祉活動の実現に向け、国の災害時情報共有システム等を活用した情報の一元的把握・共有を推進するとともに、民間事業者との連携体制を平時から強化し、実効性の高い支援体制の構築を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
地域のたすけあいネットワーク (地域の手)新規登録者数	1,700人	1,700人	1,700人	1,700人	1,700人	6,800人
個別避難支援プラン作成推進	実施	実施				実施
福祉救援所の運営・機能強化	実施 (累計49所)	実施				実施
医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	検討・実施	検討・実施				検討・実施
デジタル等を活用した民間事業者との連携強化	検討	検討・実施	実施			検討・実施

※1 福祉救援所：震災救援所や第二次救援所（区内7か所の地域区民センター）では避難生活が困難で特別な支援を必要とする要配慮者を臨時的・応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うための区立施設及び、区と協定を締結した特養ホームや障害者通所施設などの民間施設。なお、福祉救援所であったケアハウス今川の改修工事により、令和9年度（2027年度）末の運営再開までの間は累計49所の予定

防災・防犯 みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

防犯カメラの効果的な設置や特殊詐欺対策、自転車の鍵かけの徹底をはじめとする自転車盗対策など、犯罪の機会を与えない・誘発しないまちづくりを進めます。また、デジタル社会の進展に伴うサイバー犯罪対策を強化するとともに、防犯自主団体や警察署等と連携した防犯パトロールや見守り活動、情報提供及び注意喚起を通じて、区民の防犯意識の向上に取り組みます。さらに、消費者被害の防止に向けた周知・啓発に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。

施策の現状と課題

- 安全パトロール隊による重点パトロールや広報活動、警察署や関係団体との連携による啓発活動、街角防犯カメラ・公園防犯カメラの設置など、多角的な取組を進めていますが、刑法犯認知件数は増加傾向にあり、特殊詐欺やサイバー犯罪、自転車盗をはじめとする犯罪への対策を強化するとともに、区民と連携した防犯対策の充実が必要です。
- 消費生活相談の件数は増加傾向にあり、消費者被害の未然防止を図るため、区民への幅広い周知を目的とした効果的な啓発活動の実施が求められています。

計画最終年度の目標

- 区民・関係団体との連携による防犯対策の充実が図られるとともに、区民一人ひとりの防犯意識が高まり、特殊詐欺やサイバー犯罪、自転車盗をはじめとする犯罪の被害が抑制され、犯罪が起こりにくい安全・安心なまちになっています。
- 消費者トラブルに関する情報や相談窓口が区民に広く浸透し、区民が自ら消費者被害を未然に防止できる環境が整っています。

防災・防犯 みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	区内における刑法犯認知件数 警視庁が公表する刑法犯認知件数	2,547件 (7年)	2,000件※1
2	区内における特殊詐欺被害件数※2 警視庁が公表する特殊詐欺被害件数	188件 (7年)	130件

※1 防犯活動等の取組を継続し、犯罪件数の着実な減少を目指す中、直近の実績値の推移を踏まえ、令和12年度（2030年度）目標値を1,500件から2,000件に見直した。
※2 新たな手口であるSNS型投資・ロマンス詐欺が令和8年度(2026年度)より新たに追加されたことに伴い、新たな算定方法に基づく現状値及び目標値に見直した。

施策を構成する実行計画事業

1 防犯力が高いまちづくり	【重点】	3 消費者被害防止対策の推進	
2 地域防犯対策の推進	【重点】	4 安全安心な道路空間の整備	【再掲】（施策 6 -4）

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

1 防犯力が高いまちづくり【重点】

地域団体や警察署と連携した防犯パトロールや安全パトロール隊による重点パトロールを実施するとともに、環境美化活動の推進により、犯罪を誘発しにくい生活環境の整備を図ります。

あわせて、街角・公園防犯カメラについては、必要性を踏まえた効果的な設置を進めることで、犯罪抑止力の向上を図ります。

さらに、情報提供や注意喚起を通じて区民の防犯意識の向上を図るとともに、地域の見守りを強化し、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
防犯パトロール・環境美化活動	実施	実施				実施
街角防犯カメラ及び公園防犯カメラの設置	新規15台 (累計405台)	新規21台 (累計426台)	新規21台 (累計447台)	新規21台 (累計468台)	新規21台 (累計489台)	新規84台 (累計489台)
関連する計画						
(区政運営計画)取組16 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上						

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

2 地域防犯対策の推進(1/2)【重点】

杉並区の刑法犯認知件数は近年増加傾向にあります。なかでも自転車盗が最も多く、全体の約3割を占めています。自転車盗被害は、無施錠の自転車が多いほか、自宅の敷地内や集合住宅の駐輪場でも多く発生しています。このため、刑法犯認知件数全体の減少に向けた取組の一環として、警察署等と連携しながら、施錠やダブルロックの徹底を呼び掛けるとともに、補助錠やステッカーの配布による自転車盗対策を推進します。

また、特殊詐欺の手口が多様化していることから、自動通話録音機の貸与を継続するとともに、警視庁の防犯アプリ「デジボリス」や、「国際電話不取扱受付センター」の周知を図ります。

自転車盗対策及び特殊詐欺対策の啓発には、従来の区広報やSNS等に加え、区立学校で児童が使用するタブレットや保護者連絡ツール（t e t o r u）、そのほか関係機関が運用する情報発信ツールなどのデジタル媒体を新たな情報発信手段として活用し、幅広い世代に対して迅速かつ効果的な情報発信を行います。

さらに、地域や事業者の防犯力を高めるため、防犯自主団体への支援や中小企業向けサイバーセキュリティ対策セミナーを実施します。

これらの取組を通じて、区民や警察署等との連携を一層強化し、防犯意識と対応力の向上を図ることで、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
自転車盗対策の推進						
区民向け広報啓発	推進	推進	→			推進
特殊詐欺対策の推進						
自動通話録音機の貸与	1,000台	1,000台	1,000台	1,000台	1,000台	4,000台
区民向け広報啓発	推進	推進	→			推進

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

2 地域防犯対策の推進(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
防犯自主団体の育成・支援						
研修会の開催	3回	3回	3回	3回	3回	12回
活動支援	実施	実施				実施
サイバー犯罪防止活動の推進						
中小企業向けセミナー	2回	2回	2回	2回	2回	8回
区民向け広報啓発	推進	推進				推進
関連する計画						
(区政運営計画)取組16 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上						

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

3 消費者被害防止対策の推進

高齢化の進行や電子商取引をはじめとするデジタル化の進展に伴う取引の多様化・複雑化など、社会環境の変化を踏まえ、消費者センターでは、区民が契約や取引をする際の相談・助言に加え、契約後に生じた被害の救済や回復支援に取り組みます。

さらに、消費者講座の開催等を通じて、区民が消費生活に関する正しい知識を身に付けられるよう支援し、被害の未然防止につなげていきます。

あわせて、近年の消費生活相談件数の増加傾向や潜在的な相談ニーズを踏まえ、相談体制の充実に向けた検討を進め、区民がより相談しやすい環境づくりに取り組みます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
消費生活相談及び消費者啓発						
消費生活相談	4,500件	4,500件	4,500件	4,500件	4,500件	18,000件
消費者講座	48回	48回	48回	48回	48回	192回

まちづくり・ 地域産業



多様な魅力と交流が生まれ、
にぎわいのある快適なまち

この分野の施策

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

施策7 暮らしやすい住環境の形成

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・
みどり

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

人々の往来、交流など、様々な活動の拠点となる駅と駅周辺を核として、地域ごとの商業・歴史・文化・自然環境等の特性を生かすとともに、地域全体の活性化と生活利便性や回遊性の向上を図り、暮らしやすく快適で、多様な地域の特色と魅力を生かしたウォーカブルなまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺には、荻外荘公園、大田黒公園、角川庭園からなる荻窪三庭園をはじめとした歴史的・文化的資源と多様な都市機能が集積している一方で、駅南北の連絡機能や地域の回遊性が不足しています。
- 駅前空間の質を高めるため、交通拠点としての機能に加え、文化・交流・商業等の多様な機能が調和した魅力ある複合的な拠点として、駅周辺のまちづくりを推進する必要があります。また、住宅を中心とした良好な市街地を形成するため、都市基盤や地域交通環境、住環境とを相互に補完しつつ、各地域の特色を生かしたまちづくりを推進することが求められています。
- まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、区、区民及び事業者等が相互に理解を深め、協働することにより実現していくものです。このため、情報共有や対話を大切にしたいまちづくりを進めるとともに、区民等による主体的なまちづくり活動を促進する必要があります。

計画最終年度の目標

- 荻窪駅周辺において、歴史的・文化的資源を生かしながら、回遊性と利便性の向上が図られ、にぎわいと良好な住環境が調和したまちづくりが進んでいます。
- 各地域の特色や魅力を生かしたまちづくりが進み、多様な都市機能が調和するとともに、駅周辺を中心に人々の往来や交流が活発な、誰にとっても居心地がよく、にぎわいと暮らしやすさが調和したウォーカブルなまちづくりが進んでいます。
- 地域の特性や多様な意見を踏まえ、対話に基づくまちづくりが進んでいます。また、区民等が広く参加し、まちづくり活動が活発に行われることにより、住宅都市としての魅力や価値が更に高まっています。

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	普段利用する駅周辺の満足度 区民意向調査	74.4% (7年度)	76.0%
2	自宅周辺のまちづくりに満足する区民の割合 区民意向調査	82.2% (7年度)	83.0%

施策を構成する実行計画事業

1 荻窪駅周辺都市再生事業の推進	【重点】	4 まちづくり活動の支援	
2 駅周辺まちづくりの推進	【重点】	5 鉄道連続立体交差化の推進	【再掲】（施策5-2）
3 地区計画等によるまちづくりの推進		6 都市計画道路周辺まちづくり	【再掲】（施策5-4）

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

1 荻窪駅周辺都市再生事業の推進【重点】

区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺において、区民・事業者等と連携し、駅南北の移動円滑化や地域の回遊性向上を図るとともに、荻外荘公園、大田黒公園、角川庭園からなる荻窪三庭園をはじめとした歴史的・文化的資源と多様な都市機能を生かしたまちづくりを推進します。

また、歩行空間の環境整備、シェアサイクルや杉並版MaaS※1「ちかくも」※2等の活用、回遊促進につながるイベントの開催等により、安全・快適で歩いて楽しいウォーカブルなまちづくりを進めます。あわせて、まちの特性や個性を生かしつつ、その魅力を更に高め、にぎわいと良好な住環境が調和した「住み続けたい、訪れたいまち」の実現を目指します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
荻窪駅周辺まちづくり						
まちづくり方針に基づく取組	推進	推進				推進
駅周辺案内サイン(自立型)	調査	設計	整備	—	—	設計・整備
関係団体等との協働による まちづくり	推進	推進				推進
まちづくりだより等による 普及啓発	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組4 区民参加のまちづくりの推進						
(DX推進計画)取組17 先端技術を活用した持続可能な公共交通の推進						

※1 MaaS：Mobility as a Serviceの略。ICTを活用してあらゆる交通サービスをスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念。また、様々な交通サービスを一つに統合させた新たなモビリティサービスのこと

※2 「ちかくも」：様々な移動手段の検索・予約などを一つのサービスとしてまとめて提供するだけでなく、おでかけのきっかけとなる情報もお届けし、おでかけをもっと楽しく・もっと便利にしていくための杉並版MaaSアプリ

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

2 駅周辺まちづくりの推進【重点】

交通拠点となる駅周辺を核として、文化・交流・商業等の多様な機能の調和を図り、各駅周辺の特色と魅力を生かしたまちづくりを推進します。

区民・事業者との連携や地域主体の取組を促進し、ハード・ソフト両面から駅周辺の回遊性と利便性の向上を図るとともに、多様な地域資源を生かした魅力あるまちづくりを推進します。阿佐ヶ谷駅周辺では、阿佐谷北東エリアにおいて、地域主体で策定された「未来ビジョン」に基づく取組を促進するとともに、駅周辺の更なる魅力向上を図るため、「あさがやまちづくりセッション」の対話で得たアイデア等について、その実現可能性を見極めつつ、具体的な事業や取組につなげていきます。また、浜田山駅では、駅近接の踏切に起因する南北方向の移動における安全性及び利便性の向上を図るため、南口通路の開設に向けて関係者との協議を進めます。これらの取組を通じて、安全で利便性の高い駅周辺環境の形成を図るとともに、区民相互や区民と区との対話を大切にしたい駅周辺まちづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり						
まちづくり方針に基づく取組	推進	推進				推進
対話を踏まえた取組の具体化	検討	検討	検討・実施			検討・実施
富士見ヶ丘駅周辺まちづくり						
まちづくり方針に基づく取組	推進	推進				推進
西荻窪駅周辺まちづくり						
まちづくり方針	検討	検討				検討
浜田山駅周辺の環境改善						
南口の通路開設	検討	検討				検討
関連する計画						
(区政運営計画)取組4 区民参加のまちづくりの推進						

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

3 地区計画等によるまちづくりの推進

住環境の向上とより良い市街地形成を図るため、地域のまちづくり計画や、計画を実現するためのまちづくりのルールを定めた地区計画※1等を活用することにより、各地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
蚕糸試験場跡地地区						
道路整備	推進	推進				推進
阿佐ヶ谷駅北東地区						
まちづくり計画に基づく取組	推進	推進				推進
地区計画	運用	運用				運用
下高井戸駅周辺地区						
地区計画	検討	検討			策定・周知	検討・策定・周知
関連する計画						
(区政運営計画)取組4 区民参加のまちづくりの推進						

※1 地区計画：地区の住民が利用する道路・公園や建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

4 まちづくり活動の支援

地域の課題解決を図り、地域特性を生かした魅力があり持続可能なまちづくりを実現するためには、区民や地域団体が主体的にまちづくりに参画することが重要となります。このため、まちづくり団体等に対する活動経費の助成や、まちづくりコンサルタントの派遣等を実施し、区民や地域団体による主体的なまちづくり活動を支援します。また、まちづくり団体等の自立的かつ継続的な活動を促進する観点から支援制度の見直しを行うとともに、その周知と活用を促進することで、地域主体のまちづくり活動の更なる活性化を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
まちづくり団体等						
活動支援	実施	実施				実施
支援制度の見直し	検討	検討	実施	—	—	検討・実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組4 区民参加のまちづくりの推進						

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

誰もが安心して快適に暮らし移動することができる都市環境を保全・形成するため、対話による区民理解を得ながら、鉄道の連続立体交差化※1や都市計画道路※2の整備、区民に身近な生活道路の安全性・快適性の確保など、都市基盤の整備を着実に推進します。

施策の現状と課題

- 踏切による交通渋滞や事故、地域分断の解消を図るとともに、円滑な交通ネットワークを形成することが求められています。
- まちの安全性や利便性の向上を図るため、都市計画道路や区民に身近な生活道路の整備を着実に進めることが重要です。
- 区民の財産を守るとともに、道路等公共物の管理の適正化や大規模災害が発生した際の迅速な復旧・復興を図るため、都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報を整備する必要があります。
- まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、区、区民及び事業者等の理解と協働により実現していくものです。このため、まちづくりに関する具体的な計画段階からその実現段階まで、区民の参画を基本とし、対話を大切にしたいまちづくりが求められています。

計画最終年度の目標

- 鉄道の連続立体交差化や各地域の実情や特性を踏まえた駅周辺道路・広場の整備が行われることにより、踏切による交通渋滞・事故や地域分断が解消されるとともに、円滑な交通ネットワークの形成が進んでいます。
- 都市計画道路や生活道路の整備が着実に進むことによって、まちの防災性や安全性が高まるとともに、移動しやすいまちになっています。
- 都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報が着実に整備され、都市基盤の整備や大規模災害への備えが進んでいます。
- （仮称）デザイン会議※3などの取組により、地域の特性や多様な地域住民の意見を踏まえた、区民相互や区民と区の対話に基づくまちづくりが進んでいます。

※1 鉄道の連続立体交差化：市街地において、道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで、新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業

※2 都市計画道路：都市の基盤的施設として計画的な整備を目指し、「都市計画法」による都市計画決定を受けた道路

※3 （仮称）デザイン会議：公共空間としての道路やまちについて区民との対話を重ね、議論していくための新たな対話の場

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	身近な道路が安全で快適だと思う区民の割合 区民意向調査	79.0% (7年度)	80.0%
2	区内の都市計画道路完成率 区内の都市計画道路計画延長（84,460m）に対する整備実績延長の割合	50.3% (7年度)	51.6%

施策を構成する実行計画事業

1 まちづくり施策の総合的推進 【重点】	5 生活道路等の整備
2 鉄道連続立体交差化の推進 【重点】	6 都市基盤情報の整備
3 都市計画道路の整備 【重点】	7 高円寺駅北口地域の防災性の向上と魅力維持の取組 【重点】
4 都市計画道路周辺まちづくり 【重点】	

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

1 まちづくり施策の総合的推進【重点】

ゼロカーボンシティ※1や区民主体のまちづくりの実現に向けた方針を示した「杉並区まちづくり基本方針」に基づき、地域の特性や多様な地域住民の意見を踏まえ、暮らしやすく快適で魅力あるまちづくりを推進します。

また、災害時の救援活動などを支える広域的な交通網の機能強化を図るため、中央道高井戸インターチェンジのオンランプ※2の開設に向けて、事業者等の取組を支援します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
まちづくり基本方針						
方針に基づく取組	推進	推進				推進
方針の改定	—	検討		改定		検討・改定
高井戸オンランプ開設に向けた取組支援	実施	実施				実施

※1 ゼロカーボンシティ：2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなるよう、取組を進めていくことを表明した地方公共団体

※2 中央道高井戸インターチェンジのオンランプ：中央道高井戸インターチェンジの下り線の入口

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

2 鉄道連続立体交差化の推進【重点】

京王線（笹塚駅～仙川駅間）及び西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業について、事業主体である東京都や関係区市、鉄道事業者と連携・協力し、事業を着実に進めることで、踏切による交通渋滞・事故や地域分断の解消を図るとともに、安全で円滑な交通ネットワークを実現します。

また、区が事業主体となる上井草駅北口駅前広場整備事業等について、関係機関と連携して着実に取組を進めます。京王線及び西武新宿線の各駅周辺において、地域住民等との協働により、各地域の実情や特性を踏まえた安全で利便性の高い沿線まちづくりを推進します。

あわせて、連続立体交差事業を実施するための準備区間である西武新宿線（野方駅～井荻駅間）については、将来の連続立体交差化を見据え、下井草駅周辺のまちづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
京王線(笹塚駅～仙川駅間)						
連続立体交差事業	推進	推進				推進
まちづくり方針に基づく取組	推進	推進				推進
西武新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)						
連続立体交差事業	推進	推進				推進
まちづくり方針に基づく取組	推進	推進				推進
上井草駅北口駅前広場整備事業等	推進	推進				推進
西武新宿線(野方駅～井荻駅間)						
連続立体交差化計画	推進	推進				推進
まちづくり方針に基づく取組	推進	推進				推進
関連する計画						
(区政運営計画)取組4 区民参加のまちづくりの推進						

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

3 都市計画道路の整備【重点】

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するため、優先的に整備する路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を策定し、区においてもこの整備方針に基づき、用地取得や道路整備等を進めています。現在、事業着手している西荻窪の補助第132号線（事業認可区間）及び高円寺の補助第221号線については、区民との合意形成を図りながら事業を進めるとともに、道路の整備に合わせて無電柱化や歩道のバリアフリー化を実施します。

都市計画道路は、防災性の向上や円滑な交通ネットワークの形成に資する一方、市街化が進展した市街地における道路整備には長期間を要し、計画や事業に対して様々な意見があります。このため、正確な情報提供と区民との対話を重ねながら、丁寧に事業を進めていきます。

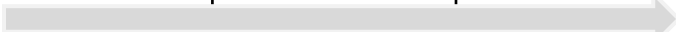
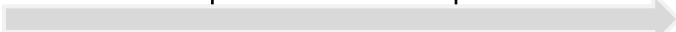
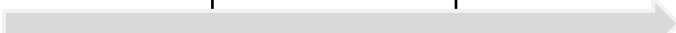
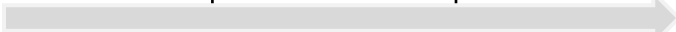
事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
補助第132号線(西荻窪)						
物件調査・用地折衝	実施	実施			—	実施
補助第221号線(高円寺)						
物件調査・用地折衝	実施	実施				実施
設計	実施	実施	—	—	—	実施

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

4 都市計画道路周辺まちづくり【重点】

都市計画道路事業を契機として、西荻窪・高円寺地域及び中杉通りの延伸計画がある南阿佐ヶ谷地域において、区民と区が将来のまちづくりについて対話し、住民主体のまちづくりを目指す場として（仮称）デザイン会議を開催します。

また、西荻窪・高円寺地域では、地域の課題やテーマに応じた部会の活動に対し、企画・運営の支援、必要な情報提供及び関係機関との調整を継続的に行うことで、区民がまちづくりの担い手として主体的に関わり、地域の実情に即したまちづくりの取組を自律的に展開できる環境を整えます。一方、南阿佐ヶ谷地域では、情報共有や対話を通じてまちづくりの機運を醸成し、住民主体の取組に向けた環境づくりを進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
補助第132号線周辺まちづくり (西荻窪)						
(仮称)デザイン会議	開催	開催				開催
住民主体のまちづくりへの支援	実施	実施				実施
補助第221号線周辺まちづくり (高円寺)						
(仮称)デザイン会議	開催	開催				開催
住民主体のまちづくりへの支援	実施	実施				実施
補助第133号線周辺まちづくり (南阿佐ヶ谷)						
(仮称)デザイン会議	開催	開催				開催
住民主体のまちづくりへの支援	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組4 区民参加のまちづくりの推進						

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

5 生活道路等の整備

「すぎなみの道づくり【身近な道の整備方針】」に基づき、防災性・安全性の向上を図るため、主要生活道路のうち道路拡幅の必要性が高い重点路線や、早期に安全対策を実施する必要性が高い安全対策路線の整備を進めます。

また、区内の生活道路を安全で良好な状態に保つため、道路舗装白書に基づき、路面改良工事を計画的に実施するとともに、CO₂削減効果のある舗装材の活用や、路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装等を推進し、環境負荷の低減と快適な道路環境の確保を図ります。

あわせて、公共性の高い私道の効用が適切に発揮されるよう、舗装や排水設備の修繕費用等に対する助成を行うとともに、令和10年度（2028年度）からの新制度運用に向けた助成制度の見直しを進め、交通の安全性の向上や良好な生活環境の形成を図ります。

さらに、旧水路敷を活用した歩行空間（水のみち）の整備など、現状や課題を踏まえ、健康増進にも資する、誰もが安全で快適に移動できる歩行者優先の道づくりを計画的に推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
主要生活道路の整備						
重点路線	整備	調査	→		整備	調査・整備
安全対策路線	整備	整備	→			整備
道路の路面改良						
改良工事等	48,000㎡	48,000㎡	48,000㎡	48,000㎡	48,000㎡	192,000㎡
遮熱性舗装等	1,100㎡	1,200㎡	1,800㎡	3,900㎡	3,400㎡	10,300㎡
私道整備助成						
舗装改修・新設等	6,000㎡	実施	見直し・実施	実施	→	実施・見直し
排水設備	400m	実施	見直し・実施	実施	→	実施・見直し
水のみち						
歩行空間整備	162m	152m	120m	150m	150m	572m

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

6 都市基盤情報の整備

地籍調査※1により、都市の基盤となる土地情報を効率的に整備し、道路等の公共物管理の適正化や、首都直下地震など大規模災害発生時の復旧・復興の迅速化を図るとともに、正確な土地境界の再現を通じて区民の財産保全を目指します。

地籍調査については、区内をエリアごとに区分し、道路等の公共物と接する土地の境界を調査する街区境界調査（測量工程）※2を計画的に実施し、令和15年度（2033年度）までに区内全域の測量工程の完了を目指します。また、測量工程の進捗に合わせて、毎年度1丁目程度を目安に街区境界調査（立会工程）※3を実施します。

また、地理情報システム（G I S）※4の運用・活用により業務の効率化を図るとともに、公開型G I S「すぎナビ」を通じて、区が保有する高精度な都市基盤情報のオープン化を推進します。

事業項目	8(2026)年度未 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
地籍調査						
街区境界調査(測量工程)	1.48km ²	1.70km ²	1.70km ²	1.66km ²	1.86km ²	6.92km ²
街区境界調査(立会工程)	0.16km ²	0.18km ²	0.16km ²	0.19km ²	0.19km ²	0.72km ²
地理情報システム(GIS)の運用・ 活用						
都市基盤情報のオープン化	実施	実施				実施
関連する計画						
(DX推進計画)取組29 3次元デジタルデータの活用推進						

※1 地籍調査：「国土調査法」に基づき、自治体が一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査

※2 街区境界調査（測量工程）：地籍調査の調査手法の一つで、街区単位で道路等の公共物の境界を復元する作業

※3 街区境界調査（立会工程）：地籍調査の調査手法の一つで、測量工程の後続として、道路等の公共物に接する土地所有者と現地で境界の確認を行う作業

※4 地理情報システム（G I S）：Geographic Information Systemの略。位置などに関する様々な情報について、コンピュータを用いて電子地図上に重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させたりするシステム

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

7 高円寺駅北口地域の防災性の向上と魅力維持の取組【重点】

高円寺駅北口周辺は、木造住宅や幅の狭い道路が多く、火災の延焼や、災害時の避難・救援活動が課題となっています。一方、高円寺では、商店街や音楽・芸術などの文化、地域のつながりによって、まち固有の魅力が育まれてきました。都市計画道路補助第227号線は引き続き優先整備路線に位置付けられていますが、その整備については地域に様々な意見があります。このため、防災性の向上と高円寺らしい魅力の維持を両立するまちづくりを、地域と共に考えていく必要があります。

区は、現在実施できる防災対策を進めるとともに、庁内関係部署、地域関係者及び学識経験者等が連携し、地域の多様な意見や経験、客観的なデータ、専門家の知見を踏まえ、地域の現状や課題の共有を図ります。また、道路整備に限らない多角的な取組について検討し、必要に応じて試行するとともに、その効果や課題、地域への影響を検証します。

こうした取組を継続的に進めるため、対話やアンケート、情報共有などを組み合わせた「高円寺プラットフォーム」※1を運営します。また、多様な意見やデータの整理・分析を支援するため、AIを活用したデジタル基盤※2を整備し、その分析結果を地域との対話や検討に活用します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
高円寺プラットフォーム	準備	構築	運営			構築・運営
まちづくり手法の検討・方向性の整理	検討	検討・試行	実施・検証		検証・整理	検討・試行・実施・ 検証・整理
関連する計画						
(区政運営計画)取組3 多様な区民意見の収集・活用の推進、取組4 区民参加のまちづくりの推進						

※1 高円寺プラットフォーム：地域住民、事業者、行政等が、地域の多様な意見や客観的なデータ、検討上の事実・論点を共有し、継続的な対話と協働を進めるための枠組み

※2 AIを活用したデジタル基盤：地域の多様な意見や客観的なデータを蓄積・分析し、地域の現状や課題、検討に必要な事実や論点とともに、意見の共通点や違い、相互の関係を見える化・共有することにより、高円寺プラットフォームにおける対話や検討、取組の検討・検証を支援する基盤

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

事故のない交通社会やゼロカーボンシティの実現を見据え、誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成を図ります。また、誰もが気軽に外出し、人や地域とのつながりを育みながら健康でいきいきと暮らせるまちの実現に向けて、杉並版M a a S「ちかくも」を軸に、公共交通や徒歩・自転車による移動のつながりを高めて利便性を向上させるほか、環境にやさしい移動経路の推奨等により新たな移動の価値を創出し、外出機会の拡充を図ります。あわせて、更なる自転車活用の推進や交通安全施設を整備するなど、シームレスな移動サービスの充実や安全面・環境面に配慮し、子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に移動できるウォーカブルなまちづくりに資する交通インフラの整備を推進します。

施策の現状と課題

- 超高齢社会やデジタル社会の進展等に伴い、環境負荷が低くより安全で利便性の高い地域交通環境へのニーズが高まっています。
- 環境負荷の低減や健康増進等の観点から、自動車から自転車への利用転換を進めることが課題となっています。
- 子どもから高齢者まで誰もがより安全に移動できるようにするため、生活道路を中心として、道路反射鏡や防護柵等、交通安全施設や自転車通行空間の整備を推進する必要があります。
- 区内における交通事故の中でも、自転車が関与する事故の割合は近年上昇傾向にあり、利用者の交通ルール遵守やマナーの徹底が求められています。
- 深刻な運転士不足などに起因した路線バスの減便・廃路線等により、持続可能な公共交通の維持が課題となっています。

計画最終年度の目標

- 交通D X※1・交通G X※2の視点を取り入れたM a a Sなど、新たな移動サービスの活用等により、多様なライフスタイルに対応した安全で利便性の高い交通体系が構築されることで、外出機会が拡充され、健康でいきいきと暮らせる交通環境が整備されています。
- 区民に自転車の多面的な価値や魅力が浸透することによって、過度に自動車に依存することなく、近距離を移動する際は積極的に自転車が利用されています。
- 安全面に配慮した交通安全施設の整備が進み、誰もが安全に安心して移動できる事故のない交通環境が整備されています。
- 自転車を利用する際のルールやマナーが守られることなどにより、区内における自転車が関与する事故の割合は減少しています。
- 多様な交通（鉄道、路線バス、すぎ丸、タクシー、福祉交通、自転車、歩行者等）が相互に連携・補完し合う関係性を構築し、区内の交通ネットワークが高い水準で維持されています。

※1 交通D X：Digital Transformationの略。交通分野におけるデジタル化への変革

※2 交通G X：Green Transformationの略。交通分野における脱炭素化に向けた社会変革

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	交通の便が良いと思う区民の割合 区民意向調査	93.9% (7年度)	96.8%
2	できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使って移動している区民の割合 区民意向調査	93.9% (7年度)	94.9%
3	区内における交通事故件数 「道路交通法」に規定する道路における車両等による人身事故件数	989件 (7年)	678件
4	区内における自転車関与事故件数 区市町村別各種交通事故発生状況（警視庁）	489件 (7年)	297件

施策を構成する実行計画事業

1 人と環境にやさしい交通D X・G Xの推進	【重点】	3 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実
2 自転車活用の推進		4 安全安心な道路空間の整備

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

1 人と環境にやさしい交通DX・GXの推進(1/2) 【重点】

杉並版MaaS「ちかくも」を軸として、外出のきっかけとなる情報提供や移動の選択肢の拡充、環境にやさしい移動経路の推奨等を通じて、新たな外出機会や移動価値を創出するとともに、誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成を図ります。

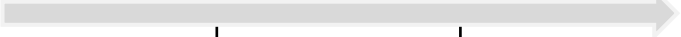
また、鉄道・バス・タクシー等の基幹的な公共交通ネットワークの維持を図るとともに、既存の公共交通を補完する取組として、荻窪駅南側地域におけるグリーンスローモビリティの運行や、交通不便地域の解消に向けたAIオンデマンド交通※¹（区営乗合タクシー）の本格運行に向けた検討を進めます。あわせて、将来を見据えた自動運転技術の活用を検討するほか、南北バスすぎ丸については、運転士不足や運行経費の増加等を踏まえ、運行計画や運賃改定を含めた持続可能な運行のあり方を検討します。これらの検討を一体的に進めることで、外出しやすい環境づくりを進めます。加えて、地域公共交通の持続可能性を確保するため、バス運転士の確保に資する支援の検討を行うほか、地域公共交通活性化協議会において今後の公共交通のあり方について、議論を進めていきます。

さらに、ゼロカーボンシティの実現に向けて、イベントや小学校等における学習機会を通じたモビリティ・マネジメント※²を実施し、区民一人ひとりの行動変容を促すことで、公共交通や徒歩・自転車など環境負荷が少ない移動手段の利用促進を図り、人と環境にやさしく、誰もが安全・安心に移動できるウォークアブルな人中心のまちを目指します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
杉並版MaaS「ちかくも」の運用						
機能拡充	実施	実施	→			実施
グリーンスローモビリティ	運行	運行・拡充検討	→			運行・拡充検討
AIオンデマンド交通	実証運行	実証運行・運行	運行・拡充検討	→		実証運行・運行・拡充検討
南北バス「すぎ丸」						
あり方検討	実施	実施	→			実施
運賃改定	検討	検討	実施	—	—	検討・実施
自動運転技術の活用	検討	検討	→			検討

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

1 人と環境にやさしい交通DX・GXの推進(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
モビリティ・マネジメント	検討・実施	検討・実施				検討・実施
エイトライナー※3	調査・研究・調整	調査・研究・調整				調査・研究・調整
関連する計画						
(DX推進計画)取組17 先端技術を活用した持続可能な公共交通の推進						

※1 A I オンデマンド交通：路線やダイヤを定めず、利用需要（利用者の予約）に応じてリアルタイムの配車や経路の設定、乗合等をA I が最適化し運行をする新たな交通システム

※2 モビリティ・マネジメント：「過度な」自動車依存から、公共交通や徒歩などを含めた多様な移動手段を「適度に、かしこく」利用する状態へと少しずつ自発的な変容を促す一連の取組

※3 エイトライナー：環状八号線を基本的な導入空間として、赤羽から田園調布までの約31kmを結ぶ新しい環状鉄道

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

2 自転車活用の推進

交通の安全の確保を図りつつ、区民や事業者自転車に価値や魅力を伝え、これまで以上に自転車を活用していくため、「自転車フレンドリープロジェクト」を展開し、自転車を安全・安心に楽しく利用できる環境づくりを行います。自転車の多面的な価値や魅力の周知を図るとともに、未就学児を対象とした楽しみながら交通ルール等を学べるじてんしゃゲームを実施します。また、自転車が安全に車道を通行し、歩行者や自動車も共に安全に通行できるよう、標示の設置を検討・実施します。さらに、自転車利用の促進に向け、区職員による業務利用の拡大や区民・事業者に対して自動車への過度な依存を低減する啓発を行います。あわせて、自転車を所有していなくても移動手段としてシェアサイクルを活用できるよう、公有地へのシェアサイクルポートの設置を拡充します。これらの取組を一体的に推進することで自転車が積極的に利用される環境づくりを進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
自転車フレンドリープロジェクト						
自転車の価値・魅力PR	実施	実施				実施
未就学児向けじてんしゃゲーム	実施	実施				実施
自転車等の安全な通行を促す 標示の設置	実証実験	検討	実証実験		実施	検討・実証実験 ・実施
自転車への利用転換の促進						
区職員による業務利用の拡大	実施	実施				実施
区民・事業者への啓発	実施	実施				実施
シェアサイクルの活用						
公有地へのシェアサイクルポート 設置	新規5か所 (累計60か所)	新規5か所 (累計65か所)	新規5か所 (累計70か所)	新規5か所 (累計75か所)	新規5か所 (累計80か所)	新規20か所 (累計80か所)

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

3 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実(1/2)

区立小・中学校や民間企業等での講習会、商店街等でのマナーアップキャンペーンなど、様々な機会を通じて自転車利用のルール・マナーの周知やヘルメットの着用を促進するとともに、自転車関与事故の発生場所や時間帯等のデータ分析結果を講習会等で活用し、事故発生傾向に応じた効果的な啓発を行うことで、交通安全意識の向上を図ります。さらに、令和6年度（2024年度）に区内全域へ拡大した自転車ネットワーク路線については、安全で快適な自転車通行空間の確保に向け、計画的に整備を推進します。

また、区立自転車駐車場においては、令和8年度（2026年度）から一部の区立自転車駐車場で試行的に導入をしている杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）の継続・拡大の検討を行い、管理運営方法の見直しを進めるとともに、子ども乗せ自転車等の大型自転車をはじめとする多様な利用ニーズへの対応や使用料のキャッシュレス化を推進し、自転車駐車環境の充実を図ります。あわせて、自転車利用者の利便性向上と放置自転車の抑制を図るため、利用客による放置自転車が多く、附置義務の規定の適用を受けない店舗等に対して、民営自転車駐車場育成補助制度の活用を促進し、自転車駐車場の整備を進めるとともに、民間事業者による小規模点在型の駐車スペースの確保を支援します。

さらに、駅周辺等において、放置防止協力員による周辺自転車駐車場の案内及び放置自転車に対する注意札の貼付や、街頭指導による撤去・啓発の自転車放置防止活動を実施することで、交通及び防災上の安全性やまちの美観の向上を図り、誰もが安全で快適に移動できる環境を整備します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
交通安全意識の向上						
自転車安全利用実技講習会 (小学校)	40校	40校	40校	40校	40校	160校
スタントマンによる交通事故 再現型講習会(中学校)	8校	8校	7校	8校	8校	31校
自転車安全利用講習会 (一般向け)	4回	4回	4回	4回	4回	16回
出前型自転車講習会	18回	24回	24回	24回	24回	96回
商店街等での啓発活動	実施	実施	→			実施
事故データ分析に基づく交通 安全対策	推進	推進	→			推進
自転車ネットワーク路線	推進	推進	→			推進

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

3 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実(2/2)

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
自転車駐車場						
管理運営方法の見直し	検討	検討		方針決定	実施準備	検討・方針決定 ・実施準備
大型自転車等への対応	実施	実施				実施
使用料のキャッシュレス化	9施設 (累計10施設)	2施設 (累計12施設)	1施設 (累計13施設)	4施設 (累計17施設)	3施設 (累計20施設)	10施設 (累計20施設)
民営自転車駐車場育成補助	実施	実施				実施
自転車放置防止活動						
放置防止協力員	43団体	《48団体》	《48団体》	《48団体》	《48団体》	《48団体》
街頭指導	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組36 自転車駐車場の管理運営方法の見直し						
(DX推進計画)取組3 手数料・使用料等へのキャッシュレス決済の導入・推進						

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

4 安全安心な道路空間の整備

子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に移動できる道路空間を確保するため、令和8年（2026年）9月から施行された生活道路における自動車の法定速度引下げの効果や交通環境の変化を注視しながら、地域ごとの交通課題や道路状況を踏まえ、関係機関と連携したより効果的な交通安全対策の検討を進めます。

また、道路反射鏡・防護柵等の交通安全施設の計画的な改修・更新を進めるとともに、通学路の安全点検結果や事故データの分析、地域からの要望等を踏まえ、交通安全対策上優先度の高い箇所への整備を行います。あわせて、安全で快適な自転車通行空間の確保に向け、計画的に自転車ナビマーク※1・自転車ナビライン※2の整備を推進します。

さらに、道路案内標識や地点名標識への英語併記やピクトグラム※3表示を行うことで、外国人を含む誰もが分かりやすく利用できる道路空間を整備し、安全かつ円滑に移動できる環境の向上を図ります。

街路灯については、令和8年度（2026年度）までに私道を含む区内すべての街路灯のLED化工事が完了したことから、今後はLED街路灯の計画的な維持管理に向けた検討を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
道路反射鏡	118基	118基	118基	118基	118基	472基
自発光式道路鈎	50基	50基	50基	50基	50基	200基
地点名標識	10枚	10枚	10枚	10枚	10枚	40枚
道路案内標識	1基	1基	1基	1基	1基	4基
視覚障害者誘導用標示	600枚	600枚	600枚	600枚	600枚	2,400枚
すべり止め舗装	1,100㎡	1,100㎡	1,100㎡	1,100㎡	1,100㎡	4,400㎡
防護柵	650m	650m	650m	650m	650m	2,600m
自転車通行空間整備	5,100m (累計50,890m)	7,500m (累計58,390m)	7,500m (累計65,890m)	7,500m (累計73,390m)	7,500m (累計80,890m)	30,000m (累計80,890m)
IoT街路灯	1基 (累計15基)	検討・設置				検討・設置

※1 自転車ナビマーク：車道の左側端に、自転車が進行すべき方向を明示する路面標示
※2 自転車ナビライン：交差点及びその前後に、自転車が進行すべき部分を明示する路面標示
※3 ピクトグラム：案内用図記号のこと。文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策7 暮らしやすい住環境の形成

住宅都市としての価値を更に高め、暮らしやすく魅力あるまちを創造するため、地域の特性を生かした良好な景観づくりを推進するとともに、誰もが安心して気軽に出かけることができ、地域での交流や社会参加を通じて人と人とのつながりが深められるよう、「杉並区バリアフリー基本構想」に基づくユニバーサルデザイン※1のまちづくりを推進します。また、多様なライフステージに対応した住環境の整備や住宅の確保が困難な方への居住支援の充実に加え、マンションの適正な管理の促進などにより、将来にわたり良好な住環境を維持し、住まいの安定的な確保を図ることで、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 住宅都市としての価値を更に高め、杉並区に住み又は訪れる誰もが、まちなみに美しさや落ち着きを実感できる、魅力的な景観づくりを推進する必要があります。
- 誰にとっても暮らしやすく、快適で魅力あるまちを創造するため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の取組を一層推進する必要があります。
- 住宅の確保が困難な方への居住支援を推進するとともに、誰もが快適に生活できる住環境を整備する必要があります。また、区内に点在する空家について、良好な住環境の確保を図るために、除却や利活用の対策を講じる必要があります。
- マンションが区民の主要な居住形態として広く普及する中、建物の老朽化と居住者の高齢化という「2つの古い」に対応するため、管理不全の予防と適正管理の促進を図るとともに、将来を見据えたマンション施策を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 地域の特性を生かした、居心地がよく、魅力的で歩きたくなるまちなみが形成され、住宅都市としての価値が更に高まっています。
- 障害者等の当事者を含む住民の参画による住民目線でのユニバーサルデザインのまちづくりが進められ、誰もが気軽に出かけることができ、暮らしやすく快適で魅力あるまちとなっています。
- 住宅の確保が困難な方が入居できる住宅が増えているほか、区内老朽危険空家の除却による安心安全の確保や空家の利活用など、良好な住環境の中で、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちになっています。
- マンションの適正な管理が進み、管理不全が予防されることで、良好な住環境やまちなみが維持されています。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策7 暮らしやすい住環境の形成

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	杉並区を住みよいまちと思う区民の割合 区民意向調査	95.5% (7年度)	98.0%
2	まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合 区民意向調査	84.9% (7年度)	90.0%

施策を構成する実行計画事業

1 良好な景観づくりの推進	5 総合的な空家等対策の推進	【重点】
2 ユニバーサルデザインのまちづくり推進	6 マンションの適正な管理の推進	
3 住宅確保要配慮者の居住支援の充実	7 安心・快適に暮らせる生活環境の確保	【再掲】（施策10-3）
4 公営住宅の運営		

施策7 暮らしやすい住環境の形成

1 良好な景観づくりの推進

暮らしやすい住環境の形成に向けて、杉並らしさが生きる自然、歴史、文化等に育まれたみどり豊かな美しい住宅都市を将来に継承し、魅力あるまちなみを保全・創出するため、「すぎなみ景観ある区マップ」の発行のほか区ホームページやSNSを活用した情報発信等により景観意識の醸成を図るとともに、「杉並区景観計画」に基づく届出や事前協議等を通じて区民・事業者と連携・協力しながら、良好な景観づくりを推進します。

また、ウォーカブルなまちづくりの観点から、誰もが自然と歩きたくなる環境の創出に向け、良好な景観づくりの普及啓発を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
良好な景観づくり普及啓発	実施	実施				実施

施策7 暮らしやすい住環境の形成

2 ユニバーサルデザインのまちづくり推進【重点】

年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが気軽に出かけることができ、地域での交流や社会参加を通じて人と人とのつながりを深めながら安全・安心に暮らせるまちの実現に向け、「杉並区バリアフリー基本構想」に基づき、区立施設等のユニバーサルデザインによる整備やバリアフリー化を推進するとともに、障害者等の当事者参画による施設検証や関係者との対話等を通じて、多様な利用者の視点を生かしたユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
バリアフリー基本構想						
基本構想に基づく取組	推進	推進				推進
基本構想の改定	—	—	—	検討	改定	検討・改定
ユニバーサルデザインによる 整備推進						
当事者参画による取組	実施	実施				実施
バリアフリー化事業の推進	実施	実施				実施
バリアフリー推進連絡会※1	開催	開催				開催

※1 バリアフリー推進連絡会：区内のバリアフリー化を継続的に推進することを目的とした関係機関等との意見交換及び連絡調整を行うため、学識経験者、障害者団体、民間事業者、関係行政機関等で構成された会議体

施策7 暮らしやすい住環境の形成

3 住宅確保要配慮者の居住支援の充実【重点】

住宅確保要配慮者※1の民間賃貸住宅への入居促進等を図るために設置した居住支援協議会において、入居相談・住宅情報の提供、家賃等債務保証及び見守りサービス等の居住支援事業が円滑に実施されるよう運営支援を行い、住まいの安定確保を促進するとともに、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進します。

あわせて、高齢者の入居支援を推進するため、居住支援協議会と連携して新たな居住支援サービスを検討・実施し、物件所有者等が安心して高齢者の入居を受け入れられるよう居住支援の充実に取り組みます。加えて、住宅確保要配慮者を取り巻く課題の変化や多様化する居住支援ニーズに的確に対応し、より効果的な居住支援サービスを提供できるよう、居住支援協議会のあり方についても検討を進めます。

また、住宅セーフティネット制度の普及啓発によりセーフティネット専用住宅※2の登録促進を図るとともに、家賃低廉化補助や転居費用助成、家賃助成の実施を通じて、住宅確保要配慮者の安定した居住の確保を支援していきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
居住支援協議会						
運営支援	実施	実施	→			実施
高齢者入居支援の推進	検討	検討・試行実施	試行実施	実施	→	検討・試行実施 ・実施
セーフティネット専用住宅						
登録促進	実施	実施	→			実施
家賃助成制度等による居住支援						
家賃低廉化補助	35戸	55戸	75戸	95戸	115戸	340戸
転居費用助成	実施	実施	→			実施
家賃助成	実施	実施	→			実施

※1 住宅確保要配慮者：「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」で定義されている、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

※2 セーフティネット専用住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された「セーフティネット住宅」のうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定している住宅

施策7 暮らしやすい住環境の形成

4 公営住宅の運営

区営住宅において、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らし続けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたバリアフリー化を進めるとともに、多様なライフステージに対応した安全で快適な住環境の整備を推進します。

また、「杉並区営住宅長寿命化計画」に基づく計画的な修繕等を通じて、建物の長寿命化及び断熱性能の向上を図り、良好な居住環境の確保と環境負荷の低減を進めます。

さらに、高齢者住宅「みどりの里」については、継続的な提供と適切な管理運営により、高齢者の居住の安定確保を図ります。

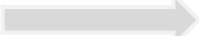
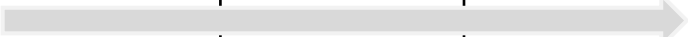
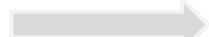
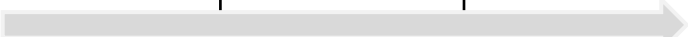
事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
区営住宅のバリアフリー化						
加齢対応浴槽	設置	設置				設置
居住環境の改善						
外壁遮熱塗装	1団地2棟	—	—	1団地1棟	2団地3棟	3団地4棟
屋上断熱化	2団地5棟	3団地8棟	1団地3棟	2団地2棟	2団地3棟	8団地16棟
二重窓の設置	実証実験	実証実験・検討	検討・実施			実証実験・検討・実施
区営住宅の長寿命化						
外壁改修	1団地2棟	—	—	1団地1棟	2団地3棟	3団地4棟
屋上防水	2団地5棟	3団地8棟	1団地3棟	2団地2棟	2団地3棟	8団地16棟
高齢者住宅「みどりの里」の 管理運営	354戸	《354戸》	《354戸》	《354戸》	《354戸》	《354戸》

施策7 暮らしやすい住環境の形成

5 総合的な空家等対策の推進【重点】

暮らしやすく良好な住環境の実現を図るため、専門家団体や関係機関をはじめとした多様な主体と連携しながら、空家等に関する相談体制の充実や老朽危険空家等の除却工事費の助成に加え、管理不全化を未然に防ぐ取組を強化し、空家等の発生抑制から適正管理、利活用、除却に至るまでの総合的な空家等対策を推進します。

また、空家等を貴重な地域資源として捉え、空家の所有者と活用希望者とのマッチング支援や空家利活用に関する普及啓発イベントを実施するとともに、空家改修等への助成をより利用しやすい制度に見直すなど、空家の多様な利活用を促進します。これにより、地域のニーズに応じた新たな活動や交流の場の創出を図り、地域課題の解決につなげます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
専門家による空家等総合相談窓口	12回	12回	12回	12回	12回	48回
空家等の利活用						
空家等利活用相談窓口※1	運用	運用		見直し・運用	運用	運用・見直し
空家利活用マッチング支援	実施	実施				実施
空家利活用改修等助成	実施	実施	見直し・実施	実施		実施・見直し
普及啓発イベント	実施	実施				実施
老朽危険空家等への対策						
除却工事費の助成	5件	5件	5件	5件	5件	20件
管理不全化防止の取組	検討	検討	試行実施	実施		検討・試行実施・実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組11 空家の利活用の促進						

※1 空家等利活用相談窓口：空家等の利活用に関するノウハウが豊富な民間事業者と区との協働により設置する相談窓口

施策7 暮らしやすい住環境の形成

6 マンションの適正な管理の推進

マンションが区民の主要な居住形態として広く普及する一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化という「2つの老い」が進行しており、ひとたび管理不全に陥れば、周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。このため、マンション管理状況届出制度※1やマンション管理計画認定制度※2により、管理不全の予防と適正な管理を促進します。

また、今後は管理不全の予防や適正管理に加え、老朽マンションの建替えや改修等に対する取組を着実に進める必要があります。このため、東京都が行ったマンション実態調査の結果を活用して区内マンションの現状や課題を把握するとともに、防災、福祉、まちづくりなど住宅施策にとどまらない観点から区内横断によるマンションに関する課題整理等を行った上で、区独自の実態調査の必要性や今後の取組の方向性を整理し、その結果を踏まえた効果的な取組の検討・実施を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
マンション管理状況届出制度						
未届出・未更新マンションに 対する届出・更新促進	実施	実施	→			実施
制度の普及啓発	実施	実施	→			実施
マンション管理計画認定制度						
認定取得の促進	実施	実施	→			実施
制度の普及啓発	実施	実施	→			実施
マンションに対する効果的な取組	検討	検討	→	実施	→	検討・実施

※1 マンション管理状況届出制度：「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、要届出マンション（昭和58年（1983年）12月31日以前に新築されたマンション）の管理組合は、管理不全の予防や適正な管理の促進を図るため、管理状況の届出・更新が必要

※2 マンション管理計画認定制度：「マンション管理適正化法」に基づき、管理・修繕に関する基準を満たしたマンションを認定する制度

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

区民の暮らしは、商店街や中小事業者、都市農業など、地域に根ざした多様な産業によって支えられています。こうした産業が社会経済状況の変化に対応しながら持続的に発展できるよう、これら事業者の経営基盤強化のための支援を行います。

商店街に対しては、単なる買い物の場にとどまらず、区民の交流や地域コミュニティを支える場として一層の魅力を高められるよう、イベントや販売促進、安全・安心な環境づくり、地域との協働に対する支援を行います。中小事業者に対してはデジタル化を支援するとともに、創業時から創業後まで切れ目のない支援を行い、新たな事業活動の創出と区内への定着を促進します。加えて、就労支援や区内事業者とのマッチングを通じて、産業を支える人材の確保・育成を図るとともに、多様な働き方の実現を推進します。農業者に対しては、営農活動や農福連携等を支援するとともに、農にふれあう機会の充実や地産地消の推進を通じて、その多面的な機能への区民の理解を深め、都市農地の保全につなげます。

また、「アニメのまち杉並」という特色を生かし、杉並アニメーションミュージアムを活用した取組を展開するとともに、区内に集積するアニメ制作会社との連携による取組も進めます。このほかにも、個性的な商店やみどり豊かな公園など、杉並らしい地域資源の魅力を、区民、事業者、地域団体等との協働により高め、効果的に発信し、区内外からの誘客と区内回遊の促進を図ります。

これらの取組を相互に連携させることで、事業者の成長や雇用の創出につなげ、地域経済の好循環を生み出し、まちのにぎわいと活力の向上を図ります。

施策の現状と課題

- 仕入価格や人件費、金利の上昇、人手不足などにより、中小事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。創業を目指す多様な人材への支援や、資金繰り・デジタル化支援による経営の安定化が求められています。
- 求職者が抱える不安や課題は、生活環境や健康状態など多岐にわたるため、一人ひとりの状況に応じた就労支援が求められています。また、区内事業者では人材確保が課題となっています。
- 大型店やチェーン店の進出、インターネットショッピングやキャッシュレス決済の普及などにより、商店街を取り巻く環境は大きく変化しています。地域住民が安全・安心に買い物できる環境づくりや、にぎわいにつながる取組が求められています。
- 区には、東京高円寺阿波おどりやアニメーションミュージアム、商店街など、多くの地域資源があります。これらの魅力を更に高めるとともに、効果的な情報発信や関係団体等との連携を進めることで、区内外からの来訪や区内回遊を促進していくことが求められています。
- 区内の農地・農業者は、相続や後継者不足、担い手不足などにより減少しています。こうした中、都市農地を保全していくためには、農業者が安定的に農業経営を続けていくための支援を行うとともに、区民の都市農業への理解を深める取組を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 資金繰り支援やデジタル化支援により中小事業者の経営基盤の強化が図られるとともに、創業前から創業後までの伴走支援を通じて、事業者の区内定着が進んでいます。
- 一人ひとりの状況に応じた就労支援や区内事業者とのマッチングにより、多様な就労機会が確保されるとともに、区内事業者の人材確保が進んでいます。
- 地域団体や区民との協働、デジタル技術を活用した販売促進・情報発信、安全・安心な環境づくりにより、商店街の魅力が高まるとともに、地域住民が安心して利用できる場となっています。
- 杉並ならではの観光資源やアニメの魅力が広く認知されるとともに、関係団体等との連携により、区内外からの来訪や区内回遊が促進され、地域のにぎわいが生まれています。
- 農業者への支援や農業への理解促進、地産地消、農福連携等の取組により、都市農地の多面的な機能が発揮され、農地が保全されています。

まちづくり・地域産業 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	創業支援による創業者数 区が実施する特定創業支援等事業を利用し、区内で創業した事業者数	228件 (7年度)	250件
2	就労支援センターの利用による就職決定者数 就労準備相談及びハローワークコーナーを利用し、就職が決定した人数	601人 (7年度)	850人以上
3	商店街のイベントに参加したことのある区民の割合 区民意向調査	41.9% (7年度)	51.0%
4	アニメーションミュージアム来館者数 —	71,514人 (7年度)	90,000人以上
5	区内農業産出額(農地面積1ha当たり) 区内農業産出額※÷区内農地面積 ※東京都農作物生産状況調査（目標及び現状値は、当該年度において直近で把握できる数値）	7.5百万円 (5年分)	6.2百万円※ (10年分)

※ 東京都農作物生産状況調査における令和8年度（2026年度）からの反収単価（1反（約1,000㎡）当たり、どれくらいの収穫額になるかを見積もるための単価）の算定方法の見直しを踏まえ、令和12年度（2030年度）目標値を7.7百万円から6.2百万円に見直した。

施策を構成する実行計画事業

1 中小企業の経営と創業の支援の充実	【重点】	5 アニメを活用した誘客促進	
2 就労支援と多様な働き方の推進		6 都市農業の支援・保全と地産地消の推進	【重点】
3 地域に根ざした商店街の活性化促進		7 地域経済の好循環の促進	
4 魅力的な観光情報発信の推進			

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

1 中小企業の経営と創業の支援の充実(1/2) 【重点】

物価・金利の上昇や少子高齢化に伴う人手不足など、社会経済状況が急速に変化する中、これまでの資金融資あっせんや経営相談等に加え、デジタル技術の導入を支援することで、生産性の向上と業務の効率化を図り、中小企業の持続可能な経営を支援します。

また、創業後間もない時期は経営課題が顕在化しやすく、特に創業後3年程度までが事業継続の重要な時期であることから、創業後のフォローアップを充実させることで、創業時から創業後3年程度まで切れ目のない伴走支援を実施します。

こうした取組により、区内事業者の経営基盤の強化と創業者の着実な成長を促進し、地域経済の活力向上と区内産業の持続的な発展を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
経営支援						
融資あっせん・創業・経営相談	実施	実施	→			実施
中小企業等デジタル化推進助成	60件	80件	80件	80件	80件	320件
異業種交流	実施	実施	→			実施

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

1 中小企業の経営と創業の支援の充実(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
創業支援						
経営・事業承継・創業・創業後 フォローアップアドバイザー派遣	20事業所	40事業所	40事業所	40事業所	40事業所	160事業所
創業支援資金 信用保証料補助	40件	40件	40件	40件	40件	160件
創業スタートアップ助成 家賃助成・ホームページ作成助成	家賃30件 HP30件	家賃30件 HP30件	家賃30件 HP30件	家賃30件 HP30件	家賃30件 HP30件	家賃120件 HP120件
創業セミナー・創業後 フォローアップセミナーの実施	3回	4回	4回	4回	4回	16回
関連する計画						
(DX推進計画)取組10 地域産業振興のためのDXの推進						

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

2 就労支援と多様な働き方の推進

就労支援センターにおいて、就労意欲のある方に対して就労準備相談、心としごとの相談、各種セミナーを実施するとともに、就職に向けて困難を抱える若者等に対して、就労準備訓練や社会適応力訓練を実施します。

また、ハローワーク新宿や近隣区と連携した人材不足業種向けの就職面接会等を開催するほか、求人情報サイトを通じて区内事業者の求人情報を発信し、人材不足に悩む事業者の人材確保支援につなげます。

これらの取組により、求職者がそれぞれのライフスタイルに合った仕事を選びやすい環境を整えるとともに、求職者と区内事業者とのマッチングを強化し、区内での就労につなげます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
就職サポートコーナー						
新規登録者数	850人	850人	850人	850人	850人	3,400人
就労準備相談・心としごとの相談 利用延べ人数	2,150人	2,150人	2,150人	2,150人	2,150人	8,600人
セミナー・グループワーク	130回	130回	140回	150回	150回	570回
ジョブトレーニングコーナー						
新規登録者数	120人	120人	120人	120人	120人	480人
就職相談会・面接会	50回	50回	50回	50回	50回	200回
関連する計画						
(区政運営計画)取組16 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上						
(DX推進計画)取組10 地域産業振興のためのDXの推進						

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

3 地域に根ざした商店街の活性化促進(1/2)

商店街は、区民の日常的な買い物の場であるとともに、地域住民の交流や安全・安心なまちづくりを支えるなど、地域コミュニティの形成と維持に重要な役割を果たしています。こうした地域を支える基盤としての機能を将来にわたり維持・向上させていく必要があります。

このため、商店街イベントや地域団体との連携事業、防犯カメラや街路灯等の施設整備に加え、キャッシュレス決済の導入などデジタル化を推進する取組への支援を継続し、商店街の魅力向上と安全・安心な商店街環境の整備を進めます。

また、商店街を取り巻く環境や地域ごとの特性が多様化する中、商店街に寄り添いながら、商店街同士の連携事業や動画を活用した情報発信とともに防災・防犯、見守り、環境美化、地域交流など商店街の地域力向上に資する取組を支援します。

これらの取組を通じて、商店街が地域の生活基盤を支える拠点として継続的に発展できるよう、活力ある商店街づくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
商店街イベント事業等支援						
商店街イベント事業補助	100件	100件	100件	100件	100件	400件
地域団体との連携によるイベント事業補助	3件	3件	3件	3件	3件	12件
商店街施設整備等補助						
施設整備・販売促進等の商店街活性化事業補助	21件	21件	21件	22件	22件	86件
防犯カメラの整備事業補助	70台	70台	70台	70台	70台	280台

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

3 地域に根ざした商店街の活性化促進(2/2)

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
地域を支える商店街づくり の推進						
・ 商店街の実情に合わせた きめ細やかな補助	検討	実施				実施
・ デジタル技術を活用した商店街 の利用促進・情報発信	実施	実施				実施
・ 商店街の地域力向上に資する 取組への補助	検討	実施				実施
関連する計画						
(DX推進計画)取組10 地域産業振興のためのDXの推進						

防災・防犯

・ まちづくり
地域産業

環境・

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

4 魅力的な観光情報発信の推進

区内外からの誘客を促進し、にぎわい創出と地域経済の活性化につなげるため、歴史・文化や個性的な商店などの区の特徴的な観光資源に加え、地域で暮らし活動する人々や活動そのものを地域資源として捉え、区民、事業者、地域団体等との連携によるイベントや体験プログラム、商品の開発支援等を通じて、杉並らしい観光コンテンツの魅力向上に取り組みます。

また、観光サイトと「すぎなみ学倶楽部」の統合・再構築やデジタル技術の活用による戦略的な情報発信を行うとともに、区内各地の観光コンテンツを有機的に結び付けることで、来街者の区内回遊や交流を促進します。

こうした取組により、地域の魅力の発信と消費機会の創出を図り、にぎわいと地域経済の活性化につなげることで、区民と来街者の双方にとって魅力ある「何度も訪れたいまち」「住みたい・住み続けたいまち」の実現を目指します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
地域特性を生かした観光促進						
地域資源を生かした魅力発信	検討	実施				実施
観光情報サイトの再構築・運用	検討	検討・実施	実施			検討・実施
関連する計画						
(DX推進計画)取組10 地域産業振興のためのDXの推進						

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

5 アニメを活用した誘客促進

区内に集積するアニメ制作会社や関連事業者との連携を一層強化し、子どもや若者など多くの区民等が創造の機会に触れることのできるプログラム等、多様なプログラムを「すぎアニ・プロジェクト」※1として実施します。

また、アニメーションミュージアムの体験型展示や企画コンテンツの充実を図るとともに、商店街や地域団体等と連携した地域密着型イベントを展開し、アニメを活用した地域の魅力向上と交流機会の創出に取り組みます。

さらに、区内のアニメ関連情報を他の観光情報と一元的に発信するポータルサイトを構築し、区内外からの来訪促進と区内回遊の向上を図ること、商店街や地域店舗への来訪を促進し、地域経済の活性化につなげます。

加えて、近隣自治体等との連携による広域的な取組を推進することで、「アニメのまち杉並」としてのブランド発信力を強化し、区の認知度向上と魅力発信の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
アニメーションミュージアムの運営						
企画・展示及び情報発信の充実	実施	実施				実施
区内アニメ制作会社等の企画展示の充実	実施	実施				実施
区内アニメ制作会社等連携事業						
すぎアニ・プロジェクトの推進	検討	実施				実施
ポータルサイトの運営	検討	検討・実施	実施			検討・実施
近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信	実施	実施				実施
なみすけの普及・活用	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組16 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上						

※1 すぎアニ・プロジェクト：区と区内アニメ制作会社が連携してアニメ施策を実施する事業

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

6 都市農業の支援・保全と地産地消の推進【重点】

農業経営に意欲的な農業者に対する活動助成や、農業者のニーズに応じた農業ボランティア制度の充実などにより都市農業を支援するとともに、後継者のいない農地等の活用に向けた方針を定め、その方針に沿った様々な手法を講じながら、農地の維持・保全を図ります。

また、農福連携農園（愛称：すぎのご農園）※1、成田西ふれあい農業公園※2、区民農園など、区民が農にふれあう場の提供や、杉並産農産物の学校給食への利用拡大など地産地消の取組を通じて、都市農地が持つ多面的な機能について周知を図り、都市農業に対する区民の理解を深めていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
都市農業の支援						
営農活動支援費の助成	25件	25件	25件	25件	25件	100件
農業ボランティアの活用	100人	105人	110人	115人	120人	450人
認定農業者※3の認定	1人 (累計26人)	1人 (累計27人)	1人 (累計28人)	1人 (累計29人)	1人 (累計30人)	4人 (累計30人)
都市農業の保全						
農福連携農園の運営、区民・地域との連携事業	実施	実施	→			実施
成田西ふれあい農業公園の運営	実施	実施	→			実施
農地保全のための取組	実施	実施	→			実施
地産地消の推進						
学校給食地元野菜デー	全校実施	全校実施	→			全校実施
杉並産農産物の学校給食への利用拡大	50回	50回	55回	60回	64回	229回
即売会等の実施	450回	450回	450回	450回	450回	1,800回

※1 農福連携農園（愛称：すぎのご農園）：農業と福祉の連携事業を実施する農園。障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、障害者等の就労につながる取組のほか、農産物の提供による福祉施設等の運営支援や区民・地域との連携事業を実施

※2 成田西ふれあい農業公園：区民が農に親しむ場として、気軽に土とふれあい、農を「見る」「ふれる」「楽しむ」ことができる公園

※3 認定農業者：国の制度に基づき、農業者が作成した効率的で安定した「農業経営改善計画」を区が認定する農業者

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

7 地域経済の好循環の促進

区民生活を支え、地域のにぎわいを創出する区内産業の持続的な発展を図るためには、人材、産業、歴史・文化、地域コミュニティなどの地域資源を生かし、地域内での生産や消費、雇用等の拡大を通じて、地域経済の好循環を促すことが重要です。

この好循環を実現するためには、地域内消費を促進する仕組みづくりをはじめ、区内事業者への支援・育成や就労支援など、多方面にわたる取組を総合的かつ効果的に実施する必要があります。

そのため、区内事業者や関係団体等との意見交換を通じて、地域経済を取り巻く課題やニーズを的確に把握するとともに、区の地域特性や産業構造を踏まえながら、地域経済の好循環につながる方策について検討を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
事業者等との意見交換会	—	実施		—	—	実施
地域経済循環の仕組みづくり	—	検討			検討・実施	検討・実施

環境・みどり



気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を
将来につなぐまち

この分野の施策

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・みどり

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

環境・みどり 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち 施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

国や東京都の動向、技術革新を踏まえ、再生可能エネルギー※1の導入や省エネルギー対策を一層推進するとともに、区の業務や施設運営における温室効果ガス排出量※2の削減に率先して取り組み、その成果を区民や事業者へ広げることで、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた地域の脱炭素化を進めます。

また、持続可能で良好な環境を次世代へ引き継ぐため、誰もが環境について学び、体験できる機会を充実させることで、区民一人ひとりの環境意識の醸成やライフスタイルの転換につなげていくとともに、気象災害による被害の回避・軽減に努めます。

施策の現状と課題

- 区域の温室効果ガス排出量は年々減少していますが、2030年度までにカーボンハーフを達成するには削減ペースが十分ではありません。区の温室効果ガス排出量の約50%を占める家庭部門への対策を中心に、更なる削減に向けて取り組む必要があります。
- 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を一層推進するためには、経済面や安全面の利点、生活の質の向上といった効果を分かりやすく伝えていくことが重要です。また、区立施設における温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組み、その成果を地域へ波及させていく必要があります。
- ペロブスカイト太陽電池※3や全固体電池※4など新たな技術の開発が進んでいるものの、現時点では一般的な普及には至っていません。2050年ゼロカーボンシティの実現に向けては、こうした技術革新の動向を踏まえつつ、導入・普及に向けて取り組んでいくことが必要です。
- 気候変動に対応した持続可能な環境を将来へ引き継ぐためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら連携し、主体的な参加のもとで、具体的かつ実効性のある対策を着実に実践していくことが重要です。

計画最終年度の目標

- 区民一人ひとりの環境意識の醸成とライフスタイルの転換が進み、家庭部門を中心とした温室効果ガス排出量の削減が着実に進展しています。その結果、カーボンハーフを達成し、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた基盤が確立されています。
- 経済的なメリットに加え、災害時のレジリエンス向上や、住宅の断熱化による健康で快適な暮らしといった効果への理解が進み、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策が日常に定着しています。また、区立施設では温室効果ガス排出量の削減が進んでおり、その取組内容や成果が、地域における実践に生かされています。
- エネルギー分野における次世代技術の動向を継続的に把握するとともに、その導入・普及に向けた取組を具体化するため、民間事業者や研究機関等との連携のもと、多様な主体との協力体制づくりが着実に進められています。
- 区民・事業者・区の相互連携や主体的な参加により、具体的かつ実効性のある対策が広く実践されています。その結果、気候変動への対応が着実に進み、持続可能な環境の実現に向けた取組が進展しています。

※1 再生可能エネルギー：資源が枯渇せずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー（例：太陽光、風力、水力、地熱）

※2 温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなどの7つの物質等のこと

※3 ペロブスカイト太陽電池：軽量・柔軟な特性を有し、建物の壁面や窓、耐荷重の低い屋根など、これまで太陽電池の設置が難しかった場所への導入が期待される次世代太陽電池

※4 全固体電池：電池の中でイオンを運ぶ役割を担う電解質を、液体ではなく固体に置き換えることで、安全性の向上や大容量化が期待される次世代蓄電池

環境・みどり 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	区内の温室効果ガス排出量 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」※1算定数値（特別区協議会）	1,430千t-CO ₂ eq (5年度)	848千t-CO ₂ eq
2	区内の太陽光発電導入容量 資源エネルギー庁「固定価格買取制度※2等における再生可能エネルギー発電設備認定・導入量」	4.26万kW (7年度)	9.2万kW
3	環境に配慮した取組を行っている区民の割合 区民意向調査	87.3% (7年度)	100%

施策を構成する実行計画事業

1	創エネルギー事業の推進	【重点】	6	流域治水の推進	【再掲】	(施策1-4)
2	省エネルギー対策の推進	【重点】	7	生活道路等の整備	【再掲】	(施策5-5)
3	環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成	【重点】	8	安全安心な道路空間の整備	【再掲】	(施策6-4)
4	区立施設の温室効果ガス排出量削減の推進		9	みどりの充実	【再掲】	(施策11-1)
5	区民や事業者等の参画や連携による気候変動対策の推進	【重点】	10	みどりの機能の活用	【再掲】	(施策11-2)

※1 みどり東京・温暖化防止プロジェクト：温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業

※2 固定価格買取制度：再生可能エネルギーにより発電された電力について、国が定めた価格及び期間に基づき、電力会社が買い取りを行うことを義務付けた制度

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

1 創エネルギー事業の推進【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、各設備の導入に向けた講座等の開催をはじめ、再生可能エネルギー電力への切替を促進する普及啓発を通じて、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

また、温室効果ガス排出量の削減に加え、災害時の対応力向上やエネルギーの安定供給に寄与する再生可能エネルギーの地産地消に向けて、区立施設を創出拠点とする取組を率先して進め、その実践を通じて地域全体での取組に生かしていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
再生可能エネルギー等の導入助成	1,620件	1,650件	1,750件	1,850件	1,950件	7,200件
電気自動車用充電設備導入助成	65件	65件	65件	65件	65件	260件
再生可能エネルギーの利用拡大に向けた普及啓発	検討	検討・実施				検討・実施
再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組	検討	検討		実施		検討・実施

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

2 省エネルギー対策の推進【重点】

住宅の窓断熱改修や高日射反射率塗装※1等の導入、省エネルギー性能の高いLED照明機器への切替に対する助成を行い、住まいの快適性の向上を図るとともに、日常生活におけるエネルギー消費の抑制を促進することで、省エネルギー対策を着実に推進します。また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」や、手軽に取り組むことができる省エネDIYの促進など、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
断熱改修等省エネルギー対策助成	1,180件	1,450件	1,500件	1,550件	1,600件	6,100件
集合住宅等におけるLED照明機器切替助成	100件	100件	100件	100件	100件	400件
省エネルギー対策の促進に向けた普及啓発	実施	検討・実施				検討・実施
すぎなみエコチャレンジ	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	4,000件

※1 高日射反射率塗装：太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある塗料を建築物の屋上や屋根に塗布する工事

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

3 環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成(1/2)【重点】

区内の小・中学校等に環境学習コーディネーターやサポーターを派遣し、地域人材を活用した身近な自然や生き物に関する学びを支援するとともに、その学習成果を発表・共有する「小中学生環境サミット」を開催します。

また、資源循環や自然環境の保全などをテーマとした講座・講演会を開催するほか、ユースを対象としたワークショップ等によるゼロカーボンシティ機運醸成事業を実施します。あわせて、自然観察や間伐体験などの体験型森林環境学習を実施し、環境保全や持続可能なライフスタイルへの理解を深めながら、森林の役割や保全の重要性を伝えます。さらに、自然環境調査等の取組を継続するとともに、その成果や身近な生き物に関する情報を積極的に発信することにより、生物多様性への理解促進を図ります。

これらの取組を通じて、幅広い世代に学びと体験の機会を提供し、区民一人ひとりの環境意識の醸成と日常生活における環境配慮行動の実践につながります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
学校と連携した環境学習の推進						
環境学習コーディネーター等の派遣	実施	実施	→			実施
小中学生環境サミットの開催	実施	実施	→			実施
環境活動推進センターでの講座・講演会	実施	実施	→			実施
ゼロカーボンシティ機運醸成事業						
ユースを対象としたワークショップの開催	実施	実施	→			実施
体験型森林環境学習	実施	実施	→			実施

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

3 環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
生物多様性への理解促進						
情報発信の拡充	—	実施				実施
自然環境調査	—	実施		公表	—	実施・公表
河川生物調査	—	—	—	—	実施・公表	実施・公表
自然観察会等講座	実施	実施				実施
多世代向け環境学習	実施	実施				実施

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・みどり

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

4 区立施設の温室効果ガス排出量削減の推進

区が行う環境配慮活動として、区立施設が調達する電力を再生可能エネルギーへ順次切り替えるとともに、エネルギー使用量の削減を進めていきます。

また、生ごみの資源化により可燃ごみの排出量の削減を図るとともに、太陽光発電設備や蓄電池等を可能な限り設置するほか、庁有車を電気自動車等の次世代自動車へ順次切り替えることで、温室効果ガス排出量の削減を推進していきます。

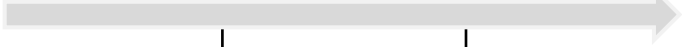
事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
区立施設への再生可能エネルギー電力の調達及び省エネの推進	実施	実施				実施
可燃ごみの排出量削減	実施	実施				実施
庁有車の電気自動車等への切替	実施	実施				実施
区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置	実施	実施				実施

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

5 区民や事業者等の参画や連携による気候変動対策の推進【重点】

気候変動対策の推進に当たっては、区のみならず、区民や事業者、他自治体等と連携し、それぞれの役割を踏まえながら取り組むことが不可欠です。

そこで、区民の多様な意見を気候変動対策に生かす気候区民会議について、これまでの取組実績等を踏まえ、より効果的な運営手法を検討した上で実施し、区民参画の更なる充実を図ります。また、環境に配慮した取組を行う区内事業者を認定し、その取組を広く周知していくことで、事業者の自主的な環境配慮行動を促進します。さらに、自治体間の連携によるカーボンオフセット事業を推進することで、地域の枠を超えた温室効果ガス排出削減に取り組みます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
気候区民会議	提案内容の検討 施策への反映	開催準備	開催 提案内容の検討	提案内容の検討・ 実施		開催準備、開催、提 案内容の検討・実施
事業者との連携の推進						
環境配慮優良事業者認定制度の 運営	実施	実施				実施
自治体連携によるカーボンオフ セット事業	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組12 気候区民会議の実施						

環境・みどり 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

ごみ出しルールの周知・啓発や、路上喫煙マナーの普及・啓発、アスベスト飛散防止対策の徹底などを通じて、快適に暮らせる生活環境を確保します。また、食品ロス※1やワンウェイプラスチック※2の削減に資する取組を区民、事業者等と一体となって推進し、ごみ・資源の発生抑制を図るとともに、粗大・不燃ごみの中の金属の資源化等や拠点回収の継続により、循環型社会※3の実現に向けた取組を進めます。

施策の現状と課題

- 循環型社会の形成やごみの最終埋め立て処分場※4を1日でも長く利用する観点から、食品ロスやワンウェイプラスチックの削減を中心としたごみの発生抑制が求められています。
- 排出されるごみの中にはまだ多くの資源が含まれており、ごみ・資源の分別を徹底するよう区民の意識の向上や行動変容が必要です。
- 一部でごみ出しルールの不徹底がまちの美観を損ねています。適正分別やごみ出しルールの一層の周知・徹底が必要です。
- 路上喫煙マナーの徹底や喫煙場所の整備、管理不適正な空地の所有者への助言・指導など、環境美化や快適な生活環境の向上に向けた取組のほか、アスベストの飛散防止を図るための対策強化など、誰もが快適に暮らせる良好な生活環境の実現のための取組を更に充実させていく必要があります。

計画最終年度の目標

- 食品ロスやワンウェイプラスチックの削減等、ごみの発生抑制に対する区民の意識が向上することで、ごみ・資源の総排出量が着実に減少しています。
- 新たな資源化の取組が拡充するとともに、区民によるごみ・資源の分別意識の向上や環境負荷を軽減する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が更に進み、区民、事業者、区が一丸となって限りある資源の有効活用を推進しています。
- ごみ出しに関するルールやマナーが守られるとともに、集積所におけるカラス対策の効果が上がることにより、まちの美観が向上しています。
- 区で定めた喫煙ルールが広く区民に浸透していることに加え、望まない受動喫煙を防止するための喫煙場所の整備が進んでいます。また、アスベスト分析調査などの対策が徹底されることで、アスベストの飛散防止の徹底が図られています。

※1 食品ロス：まだ食べられるのに捨てられてしまう食品

※2 ワンウェイプラスチック：一度だけ使用した後に廃棄される、使い捨てプラスチック（例：コンビニで配布されるストロー・スプーン・フォーク）

※3 循環型社会：天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会

※4 最終埋め立て処分場：23区で排出された一般廃棄物や、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の一部を埋立処分している、東京港内にある新海面処分場のこと。東京湾内に新たに処分場を設置できる水面はなく、23区最後のごみ埋立処分場となっている

環境・みどり 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	ごみ・資源総排出量指数 ごみ・資源総排出量（年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源回収量÷人口÷365日）について、令和2年度（2020年度）を100として比較	85.4 (7年度)	85.0
2	区民一人1日当たりのごみ排出量 年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日	417g/人・日 (7年度)	410g/人・日
3	可燃ごみに含まれる生ごみの量 家庭ごみ排出状況調査	23,646t (7年度)	22,900t

施策を構成する実行計画事業

1 ごみの発生抑制の推進	【重点】	3 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
2 限りある資源の有効活用の促進	【重点】	4 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

1 ごみの発生抑制の推進【重点】

ごみの減量に向けて、食べ残しの持ち帰りの普及啓発など、食品ロス削減を中心とした取組を区民・事業者等と一体となって推進します。また、生ごみ処理機の助成条件を見直し、より生ごみ削減効果の高いコンポスト※1の購入を促します。さらに、家庭等のコンポストで作った堆肥を農地等で活用することで、生ごみの資源化と都市農業の理解促進を図る事業を試行実施し、循環システムの形成に向けて取り組みます。さらに、様々な媒体や機会を活用して、リデュースの周知・啓発を進め、ごみ・資源の総排出量の削減を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進	実施	実施				実施
食品ロスの削減						
食べ残しの持ち帰り等の機運の醸成	実施	実施				実施
食べのこし0(ゼロ)応援店※2の拡充	実施	実施				実施
mottECO協力店※3の拡充	実施	実施				実施
フードドライブ※4の常設受付窓口の運営	実施	実施				実施
フードシェアリングサービス登録店※5の拡充	実施	実施				実施
生ごみ処理機助成	104件	250件	250件	250件	250件	1,000件
コンポストを活用した循環システムの形成	試行実施	試行実施		実施		試行実施・実施

※1 コンポスト：生ごみや落ち葉などを、微生物の働きを利用して発酵・分解し、堆肥化する仕組みやその容器

※2 食べのこし0(ゼロ)応援店：小盛メニューの提供や持ち帰り希望者への対応など、食品ロスの削減に取り組んでいる店舗

※3 mottECO協力店：食べ残しの持ち帰りに関して普及・定着を図り、食品ロスの削減に取り組んでいる店舗

※4 フードドライブ：家庭で使いきれない食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に提供する活動

※5 フードシェアリングサービス登録店：廃棄となる食品を割引価格で販売する店舗と消費者をマッチングするアプリに登録している店舗

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

2 限りある資源の有効活用の促進【重点】

拠点回収や粗大・不燃ごみの中の金属の資源化等により、リユース・リサイクルを着実に進めます。また、小型充電式（二次）電池の集積所回収への移行の検討のほか、新たな資源化の検討を進めるとともに、ごみ・資源の分別意識向上の取組を強化し、限りある資源の有効活用を図ります。さらに、使い捨ての食品容器やペットボトルなどのワンウェイプラスチックの使用削減に向けて、リユース容器やマイボトルの普及を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ごみ・資源の分別意識の向上に向けた取組	実施	実施				実施
資源化事業の推進						
粗大・不燃ごみの資源化	実施	実施				実施
拠点回収による資源化等	実施	実施				実施
新たな資源化	検討	検討				検討・実施
ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進						
リユース容器の普及促進	実施	実施				実施
給水スポットの利用促進及びマイボトルの普及促進	実施	実施				実施
集団回収の支援	実施	実施				実施

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

3 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

誰もが安心して快適に生活できる環境を確保するため、区民、事業者、環境NPO等による地域清掃活動など、地域の自主的な環境美化活動を支援します。また、路上喫煙者に対しては、引き続き定期的かつ重点的に巡回指導を行うなど、路上喫煙マナーの啓発活動に取り組みます。

公衆喫煙場所については、利用状況や周辺環境を踏まえ、地域の特性に応じた柔軟な整備手法の検討を行います。あわせて、設置助成制度の積極的な周知と活用促進、設置対象とする地域の拡大を図るとともに、事業の継続的な運営を支援するための補助制度の充実を検討することにより、民間事業者による整備の促進に取り組みます。

管理不適正な空地等については、所有者への助言・指導を継続的かつ的確に実施し、樹木繁茂やいわゆるごみ屋敷化の未然防止を着実に推進するため、関係部署と連携を強化し、情報共有と対応の迅速化を図り、安心して生活できる環境の維持に取り組みます。

また、建築物等の解体工事やリフォーム工事によるアスベスト飛散の防止を図るため、アスベスト対策の強化を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
環境美化活動の推進						
地域清掃活動	参加者10,000人	参加者10,000人	参加者10,000人	参加者10,000人	参加者10,000人	参加者40,000人
路上喫煙マナー啓発活動の実施						
路上喫煙行為に対する指導	実施	実施	→			実施
望まない受動喫煙の防止に向けた喫煙環境の整備と民間喫煙所の設置の検討・推進						
助成制度を活用した公衆喫煙場所(民間)	— (累計2所)	— (累計2所)	新規1所 (累計3所)	新規1所 (累計4所)	新規1所 (累計5所)	新規3所 (累計5所)
公衆喫煙場所(区営)の運営	13所	《13所》	《13所》	《13所》	《13所》	《13所》
管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導	実施	実施	→			実施
アスベスト対策の推進						
分析費用助成	20件	20件	20件	20件	20件	80件

施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

4 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

適正な分別ルールの周知・啓発を推進するため、不適正にごみを排出する区民等に対して丁寧な排出指導を実施するとともに、ごみの排出マナーに関する情報発信を行い、ごみの排出マナーの向上を図ります。

さらに、カラスなどによる被害対策として、折り畳み式防鳥用ボックス及び防鳥用ネットの配布を継続します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
適正な分別ルールに関する周知・啓発						
ごみ・資源の排出指導	実施	実施				実施
ごみの排出マナーに関する情報発信	検討	検討・実施	実施			検討・実施
折り畳み式防鳥用ボックス配布	800基	600基	600基	600基	600基	2,400基
防鳥用ネット配布	1,200枚	1,200枚	1,200枚	1,200枚	1,200枚	4,800枚
関連する計画						
(区政運営計画)取組29 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化						

環境・みどり 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

杉並区の特色であるみどりや水辺などの豊かな自然環境は、気候変動の緩和や生物多様性の保全、防災・減災、良好な景観の形成、心身の安らぎや地域コミュニティの形成など、都市の持続可能性と暮らしの質を支える重要な基盤です。

区民・事業者等と区が協力し、みどりを守り、創り、育て、その質を高めるとともに、自然環境が有する多面的な機能を地域課題の解決に生かすグリーンインフラ※1の取組を推進します。これにより、豪雨による浸水被害の軽減や猛暑への対応、健康増進や地域コミュニティの活性化など、多様な効果の発現を図ります。また、区民一人ひとりがみどりとの関わりを「じぶんごと」として捉え、その価値や重要性への理解を深め、身近なみどりの保全・創出に主体的に取り組む機運を醸成します。あわせて、区民ニーズや地域環境との調和を図りながら、誰もが安全で快適に利用できる公園づくりを進めます。

これらの取組を通じて、豊かな自然環境を区民共通の財産として将来世代へ継承し、自然と人の営みが共存する持続可能で魅力ある都市環境の形成を図ります。

施策の現状と課題

- 近年、区のみどりは減少しており、屋敷林や都市農地をはじめとした、豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくために、区民・事業者等と協力して、みどりを守り、創り、育てていく必要があります。
- 気候変動に伴う局地的集中豪雨などによる浸水被害に対し、雨水の貯留・浸透、流出抑制など、グリーンインフラが持つ多様な機能を活用することが求められています。
- 区内の公園面積は増加していますが、区民一人当たりの公園面積は横ばいとなっています。みどりを増やし、災害に備えたオープンスペースを確保するために、更に公園整備を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 区民・事業者等と区が協力することによって、受け継がれたみどりが守られるとともに、みどりの量・質ともに充実しています。
- グリーンインフラの活用が進むことによって、生物多様性の維持・確保や水害・浸水対策の機能向上など、自然環境が持つ多面的な効果を生かした都市環境が形成されています。
- みどり豊かな身近な憩いの場として、また、災害時に備えたオープンスペースとして、誰にとっても安全で快適に利用できる公園整備が進んでいます。

※1 グリーンインフラ：自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）向上に貢献するもの

環境・みどり 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	緑被率※1 みどりの実態調査※2	21.99% (4年度)	24.70%
2	区民一人当たりの公園面積 翌年度当初の区内公園面積÷人口	2.30㎡/人 (8年4月)	2.47㎡/人
3	みどりの豊かさに満足する区民の割合 区民意向調査	88.5% (7年度)	90.0%
4	グリーンインフラを知っている区民の割合 区民意向調査	20.0% (7年度)	40.0%
5	みどりに関する登録団体※3に属している人数 翌年度当初の登録人数	2,131人 (8年4月)	2,300人

施策を構成する実行計画事業

1 みどりの充実	【重点】	6 身近な公園の整備	
2 みどりの機能の活用		7 誰もが利用しやすい公園改修	
3 みどりへの行動	【重点】	8 (仮称)グリーンインフラガイドラインに基づく取組の推進	【重点】
4 水辺環境の再生・創出		9 環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成	【再掲】（施策9-3）
5 地域の核となる公園の整備			

※1 緑被率：上空から見て、樹木被覆地や草地等のみどりで覆われた部分が区全体の面積に占める割合のこと

※2 みどりの実態調査：概ね5年ごとに行っている杉並区内のみどりの状況を把握するための調査（前回令和4年度（2022年度）実施、次回は令和9年度（2027年度）実施予定）

※3 みどりに関する登録団体：花咲かせ隊、すぎなみみどり育て組、みどりのボランティア杉並、杉並区認定みどりのボランティア団体

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

1 みどりの充実(1/2)【重点】

気候変動の進行や生物多様性の損失、都市化の進展などにより、みどりが持つ防災・減災機能、気温上昇の緩和、良好な景観の形成、生物多様性の保全といった多面的な役割の重要性が一層高まっています。一方で、区内のみどりの約7割を占める民有のみどりは、屋敷林や農地を中心に減少が続いており、杉並らしいみどり豊かな住環境を将来にわたり維持していくためには、貴重なみどりの保全と新たなみどりの創出によるみどりの充実を図る必要があります。

杉並らしい原風景を形成する屋敷林や農地をはじめとする貴重なみどりを守り、区民共有の財産として将来世代へ継承していくため、保護指定制度について、これまでの補助金による経済的支援に加え、樹木の点検や更新などの技術的支援を拡充するなど、制度の見直し・充実を図ります。また、樹林地所有者への働きかけを強化し、市民緑地（いこいの森※¹）の整備を推進するとともに、未指定樹林の保護指定を促進し、貴重なみどりの保全を進めます。そのほか、屋敷林や農地の所有者と連携した公開イベントの実施などを通じて、みどりを守り、育てる取組への区民の理解と関心を高め、地域全体でみどりを支える機運の醸成を図ります。

あわせて、災害時に倒壊のおそれのある石堀・ブロック堀等を生けがきや植え込みに転換する接道部緑化への助成などにより、新たなみどりの創出を支援し、みどりのネットワーク化を推進することで、良好な景観の形成、生物多様性の向上及び災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、公園等樹木について、計画的に樹木診断を実施し、適切な維持管理と更新を進めることで、安全性の確保とみどりの質の向上を図り、良好な都市環境の形成につなげます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
保護指定制度の運用・支援						
保護樹木	1,225本	《1,500本》	《1,500本》	《1,500本》	《1,500本》	《1,500本》
保護樹林	32ha	《35ha》	《35ha》	《35ha》	《35ha》	《35ha》
保護生けがき	5,645m	《6,300m》	《6,300m》	《6,300m》	《6,300m》	《6,300m》
貴重木	72本	《80本》	《80本》	《80本》	《80本》	《80本》
保護指定制度の見直し・充実						
保護指定制度の見直し	実施	実施	—	—	—	実施
保護樹林剪定枝処理費補助	91所	91所	91所	91所	91所	364所
樹木点検	—	4,500本	—	—	—	4,500本
樹木更新	—	—	実施	→		実施

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

1 みどりの充実(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
いこいの森の設置	新規検討 (累計4所)	新規1所 (累計5所)	新規1所 (累計6所)	新規1所 (累計7所)	新規1所 (累計8所)	新規4所 (累計8所)
屋敷林・農地の保全						
区民との協働による保全地区※2 でのイベント	実施	実施	→			実施
屋敷林所有者連絡会	実施	実施	→			実施
民有地の緑化推進						
緑化助成	2件	30件	30件	30件	30件	120件
良好な公園等樹木の維持						
外観診断	700本	700本	700本	700本	700本	2,800本
機器診断	35本	35本	35本	35本	35本	140本
樹木更新	—	実施	→			実施

※1 いこいの森：300㎡以上の屋敷林等の土地について、所有者と区が「市民緑地契約（無償借地契約）」を締結し、都市の貴重なみどりを保全・公開する制度（市民緑地制度）

※2 保全地区：平成24年度（2012年度）に実施したみどりの顕彰で表彰した屋敷林を中心として、杉並の原風景が残る屋敷林や農地が一堂として残る場所を含む地区や、鉄道駅近くに残る希少なみどりの顕彰表彰の屋敷林が集積した場所を含む地区から、10か所を選定し、所有者の意向を把握しながら、みどりの保全に取り組む地区

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

2 みどりの機能の活用

みどりが有するCO₂の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、暑熱対策などの多面的な機能を都市環境の改善に活用するため、植物等の生息場所の保全や落ち葉・剪定枝のリサイクルを推進するとともに、公園や区立施設の整備・改修において、木陰の創出や生物多様性に配慮した空間づくりなど、みどりの機能を活用した取組を進めます。

また、在来種を活用した緑化やみどりのベルトづくりを推進し、連続性のあるみどりのネットワークを形成することで、生物多様性の保全と都市環境の質の向上、さらには気候変動への適応にも資するみどり豊かな都市環境の形成を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
植物等の生息場所保全	3所	《3所》	《3所》	《3所》	《3所》	《3所》
みどりのリサイクル	推進	推進				推進
みどりを活用した空間づくり	推進	推進				推進
みどりのベルトづくり	推進	推進				推進

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

3 みどりへの行動【重点】

みどりを「じぶんごと」として捉え、その保全や創出に主体的に関わる区民や事業者を増やしていくため、みどりに関する情報発信やイベント・講座の開催、みどりの相談所※1の運営を通じて、みどりが持つ多面的な価値や役割への理解促進を図ります。

また、多様な主体がそれぞれの立場に応じてみどりに関わることができるよう、みどりの基金への寄附や区民主体のボランティア活動への参加を促進するとともに、ボランティア活動に必要な資材や情報提供等の支援を行います。

このほか、区内のみどりの現状や変化を把握し、今後のみどり施策に生かすため、みどりの実態調査を実施します。調査結果については広く公表するとともに、その活用を通じて区民や事業者のみどりに対する理解を深め、みどりの保全・創出に向けた主体的な行動を促進します。

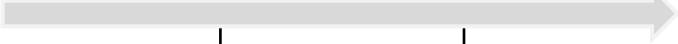
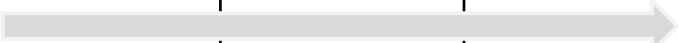
事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
みどりの普及啓発						
みどりの新聞の発行	2回	2回	2回	2回	2回	8回
講座の開催	2回	3回	3回	3回	3回	12回
イベント開催	3回	3回	3回	3回	3回	12回
学校等への出前講座	実施	実施	→			実施
みどりの相談所	運営	運営	→			運営
みどりの基金	積立・運用	積立・運用	→			積立・運用
みどりのボランティア						
みどりのボランティア杉並	48人	新規30人	新規30人	新規30人	新規30人	新規120人
認定ボランティア団体	12団体	新規1団体	新規1団体	新規1団体	新規1団体	新規4団体
すぎなみみどり育て組	46団体	新規2団体	新規2団体	新規2団体	新規2団体	新規8団体
花咲かせ隊	139団体	新規5団体	新規5団体	新規5団体	新規5団体	新規20団体
みどりの実態調査	—	実施	—	—	—	実施

※1 みどりの相談所：花・植木・庭木の育て方や病害虫など「みどりに関する相談」を専門相談員に相談できる窓口で、塚山公園管理事務所内に設置

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

4 水辺環境の再生・創出

区内3河川（神田川・善福寺川・妙正寺川）の護岸等の河川施設を適切に管理することによって、安全で快適な河川環境を確保します。また、グリーンインフラとしての水辺が有する生態系の保全等の多面的な機能を生かし、区民と共に、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出を図るため、善福寺川において水鳥一斉調査等の区民参加型の取組を実施します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
河川施設の適切な管理	実施	実施				実施
善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業						
水鳥一斉調査	実施	実施				実施
シンポジウム※1	開催	開催				開催
河川に関する環境活動の支援	実施	実施				実施

※1 善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業シンポジウムは、令和10年度（2028年度）から善福寺川流域治水フォーラムに統合し開催

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

5 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設※1を備えた面積2,500㎡以上の「地域の核」となる公園を整備します。整備に当たっては、グリーンインフラの考え方を取り入れることで、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成など、多面的な機能を発揮する空間を目指します。

令和13年度（2031年度）に開園予定の（仮称）旧若杉小学校跡地公園については、区民が気軽に利用できる憩いの場であるとともに、敷地全体を活用したイベントなど多様な活動が展開できる場となるよう、同一敷地内に整備予定の施設と一体的かつ連続性のある空間として整備を進めます。

また、具体的な公園設計に当たっては、これまでの意見交換会での意見を踏まえるとともに、アンケートやオープンハウスを実施し、近隣住民や子どもたちの声を幅広く取り入れながら、検討を進めていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
(仮称)旧若杉小学校跡地公園						
設計	0.4園	0.5園	0.1園	—	—	0.6園
整備工事	—	—	0.1園	0.4園	0.4園	0.9園
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)旧若杉小学校跡地の本格活用						

※1 公園施設：公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

6 身近な公園の整備

面積2,500㎡未満の公園については、乳幼児から高齢者まで幅広い世代の区民が日常的に利用できる身近な公園として整備します。また、公園施設は、地域の利用状況や周辺公園との機能分担を踏まえ、バランスの取れた施設配置を図るとともに、グリーンインフラの考え方を取り入れることで、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成など、多面的な機能を発揮する空間を目指します。

このほか、東京都が実施する「善福寺川上流地下調節池事業」に伴い、将来的に関根文化公園の面積減少が見込まれることから、近隣における代替地の確保・整備に向けた検討を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
(仮称)井草五丁目公園						
用地取得	—	—	実施	—	—	実施
設計	—	—	0.7園	0.3園	—	1.0園
整備工事	—	—	—	0.5園	0.5園	1.0園
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)(仮称)井草五丁目公園の整備						

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

7 誰もが利用しやすい公園改修(1/2)

ワークショップ等を通じて区民との対話を重ねながら公園施設の改修を進めるとともに、公園の新設や改修等の機会を捉え、障害のある子どもをはじめ、誰もが利用しやすいインクルーシブ遊具等の設置を検討します。

また、遊具やトイレ等の公園施設の長寿命化を推進し、維持管理経費の縮減・平準化を図ります。あわせて、トイレについては、老朽化の状況や周辺トイレの配置バランス等を踏まえ、優先度の高い施設から順次、概ね10年程度を目途に洋式化を進めるほか、配置の見直しを行います。さらに、改築等の機会を捉えてバリアフリー化を進めるとともに、清掃体制の見直しを図ることで、誰もが安全で清潔かつ快適に利用できる環境を確保し、公園施設の質の向上を図ります。

加えて、杉並児童交通公園については、開園から長期間が経過し施設の老朽化が進んでいることや、多様化する利用ニーズへの対応が求められていることを踏まえ、既存の樹木を活用する等グリーンインフラの視点を取り入れながら、施設のあり方や改修の方向性を整理します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
多世代が利用できる公園づくり						
設計	1公園区※1	1公園区	1公園区	1公園区	1公園区	4公園区
改修工事	1公園区	1公園区	1公園区	1公園区	1公園区	4公園区
公園施設の長寿命化改修						
遊具改修	実施	実施	→			実施
トイレ改修	実施	実施	→			実施
球戯場改修	実施	実施	→			実施

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

7 誰もが利用しやすい公園改修(2/2)

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
蚕糸の森公園						
園地改修	—	設計	工事	—	—	設計・工事
管理事務所改築	—	—	設計	建築0.7所	建築0.3所	設計・建築1.0所
杉並児童交通公園の改修						
あり方検討	—	検討			基本計画策定	検討・基本計画策定
上荻窪第二児童遊園の改修	—	0.7園	0.3園	—	—	1.0園
関連する計画						
(区政運営計画)取組35 公園管理体制の見直し						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)蚕糸の森公園の改修、(仮称)コミュニティふらっと上荻窪の整備と上荻窪第二児童遊園の改修						

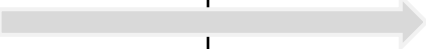
※1 公園区：公園機能の見直しの中心的な役割を担う「核となる公園」から半径500m以内の範囲にある公園で、公園機能を分担し補完し合う公園のグループ

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

8（仮称）グリーンインフラガイドラインに基づく取組の推進(1/2)【重点】

気候変動に伴う豪雨や猛暑などの影響から区民の暮らしを守るとともに、みどりや水辺を生かした快適で魅力ある都市空間を創出し、歩きたくなるまちづくりを進めるため、杉並らしいグリーンインフラのあり方や目指すまちの姿を共有し、考え方や行動の指針を示す「（仮称）グリーンインフラガイドライン」を策定します。

このガイドラインに基づき、区の事業の企画・計画段階から、雨水の浸透・貯留、緑陰の形成、水辺空間の創出などの視点を取り入れ、関係部署が連携して組織横断的に取組を進めます。あわせて、区民のグリーンインフラへの理解と関心を深めるため、体験や学びの機会の提供などを通じた普及啓発を進めるほか、グリーンインフラについて学びながら地域課題や協働の方向性などを話し合い、その実践や普及の担い手を育む「グリーンインフラ杉並区民会議」や、多様な主体の交流や情報共有を通じて新たな実践や連携につなげる「グリーンインフラ交流会」を開催します。また、区民や事業者によるグリーンインフラの実践を促進するための支援の仕組みを構築するとともに、専門家等による技術的支援や、グリーンインフラがもたらす効果の評価・見える化、先進事例や取組成果の発信・共有等を通じて、区民・事業者との協働による実践を広げ、浸水被害の軽減や暑熱環境の改善、健康増進、地域コミュニティの活性化、景観形成などの多面的な効果を高めることで、みどり豊かで災害に強い持続可能なまちづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
(仮称)グリーンインフラガイドライン	検討	策定・運用	運用			策定・運用
グリーンインフラの普及啓発						
体験型イベント	—	1回	1回	1回	1回	4回
学校での体験型授業	3件	3件	3件	3件	3件	12件

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

8（仮称）グリーンインフラガイドラインに基づく取組の推進(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
グリーンインフラの実践						
グリーンインフラ杉並区民会議	2回	1回	1回	1回	1回	4回
グリーンインフラ交流会	1回	1回	1回	1回	1回	4回
相談窓口の運営	実施	実施				実施
専門家派遣	実施	実施				実施
支援制度	—	検討	検討・実施	実施		検討・実施
効果の評価・見える化	検討	検討	検討・実施	実施		検討・実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組10 多様な主体との協働によるグリーンインフラの推進						

健康・医療



「人生100年時代」を自分らしく
健やかに生きることができるまち

この分野の施策

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

施策13 地域医療体制の充実

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・
みど

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

健康・医療 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、住み慣れた地域で誰もが健康で幸福な生活を送ることができるよう、区民一人ひとりのヘルスリテラシー※1の向上を図ります。また、ライフステージに応じた健康施策を進めるほか、健幸アプリ「すぎなみチャレンジ」※2などを活用し、日々の暮らしの中で自然と健康づくりに取り組める環境を整備するとともに、外出や社会参加、地域とのつながりを促進することで、健幸なまちづくりを推進します。さらに、生活習慣病予防に関する普及啓発や特定健康診査※3の実施により予防対策の充実を図るとともに、新たに骨粗しょう症検診を実施します。加えて、がんの早期発見・早期治療に向け、国の指針に基づくがん検診を実施します。また、「杉並区自殺対策計画（第3次）」を策定し、自殺予防を含む、心の健康づくりを推進します。

施策の現状と課題

- 将来にわたり健康な状態を維持するためには、ヘルスリテラシーを高め、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。また、ライフステージに応じた健康づくりを推進するため、子ども・成人期※4・高齢者・性別等の特性を踏まえた健康課題への取組や関係団体等との連携強化を推進する必要があります。さらに、誰もが日々の暮らしの中で自然と健康づくりにつながる行動を取りやすくなるよう、ICTも活用しながら健康を支える環境づくりを進めていく必要があります。
- 超高齢社会の進展に伴い、糖尿病をはじめとする生活習慣病の有病者の増加が懸念されることから、特定健康診査の受診促進等により生活習慣病の早期発見・予防を図るとともに、発症予防・重症化予防に取り組む必要があります。また、健康寿命の延伸に向けて、骨粗しょう症対策を推進する必要があります。
- がん死亡率の減少を目指し、生活習慣の改善を促すための普及啓発を実施するとともに、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図り、がん検診の精度管理※5を強化する必要があります。
- 社会経済状況や生活環境により、心の不調を抱える人の増加が懸念されていることから、早期発見・早期対応や重症化予防に向けた取組の充実や、心の病気に関する理解を促す必要があります。また、「改正自殺対策基本法」を踏まえ、支援体制の充実に向けた検討及び実施を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 区民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上が図られています。また、ライフステージに応じた健康づくりや、性別等の特性を踏まえた相談体制の整備が推進されているとともに、関係団体等との連携・協働による取組が進められています。さらに、健幸アプリ「すぎなみチャレンジ」等の活用により、日々の暮らしの中で自然と健康づくりに取り組むことができる環境が整備されています。
- 特定健康診査の受診及び特定保健指導※6による生活習慣の改善により、生活習慣病のリスク保有者が減少しています。また、若年層からの骨粗しょう症に関する知識の普及啓発と骨粗しょう症検診を一体的に実施することで、早期の予防や必要な治療等へつなげます。
- 生活習慣の改善に向けた普及啓発、がん検診の受診率向上及び精度管理の強化を通じて、がんによる死亡率が低下しています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、心の病気の早期発見・早期対応や重症化予防が図られています。さらに、「改正自殺対策基本法」を踏まえ、子ども・若者の自殺対策の充実に向けた取組が進められています。

※1 ヘルスリテラシー：健康に関する様々な情報を入手し、正しく理解し、活用して行動する能力のこと

※2 健幸アプリ「すぎなみチャレンジ」：歩数・健康診断の受診・各種健康イベント参加・ウェルビーイングに資する取組などに応じてポイントが獲得できるなど、健康意識の動機付けや主体的な健康づくりを応援する区公式の健康アプリ

※3 特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診

※4 成人期：概ね18歳以上65歳未満

※5 精度管理：死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること

※6 特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、実施される支援・指導

健康・医療 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	65歳健康寿命 65歳の人が要介護認定（要介護2以上）を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの（東京保健所長会方式による算出方法）	男83.6歳 女86.7歳 （6年）	男84.4歳 女88.2歳 （11年）
2	健康であると感じている者の割合 区民意向調査	86.4% （7年度）	90.0%
3	特定保健指導対象者割合の減少率 特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率（平成20年度（2008年度）の割合（14.1%）に対する減少率）	28.4% （6年度）	30.0%以上
4	がんの75歳未満年齢調整死亡率 年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口（昭和60年（1985年）モデル人口）で補正して算出（人口10万対）	男63.9 女51.6 （7年）	男57.4 女49.2 （11年）
5	ゲートキーパー※1養成者数(累計) 悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数	2,841人 （7年度）	3,600人

施策を構成する実行計画事業

1 区民と進める健康づくりの推進	【重点】	4 心の健康づくりの推進	
2 生活習慣病予防と骨粗しょう症対策の推進		5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実	【再掲】（施策29-1）
3 がん対策の推進	【重点】		

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

防災・防犯

・まちづくり産業

環境

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

1 区民と進める健康づくりの推進(1/2)【重点】

食育活動や歯と口腔の健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた支援を図ります。また、成人期や女性等の健康づくりでは、健幸アプリ「すぎなみチャレンジ」等のICTを活用してヘルスリテラシーの向上や自然と健康づくりに取り組むことができる環境の整備を進めるとともに、LINEアプリを活用した健康相談の充実を図ります。さらに、人生100年いきいきプロジェクト※1の段階的な拡充を図り、要支援等の高齢者のフレイル予防と介護度の中重度化防止に取り組めます。加えて、民間企業や関係団体等との協働による健康イベント等の開催を通じて、区民への普及啓発や地域全体における健康づくり活動の活性化を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
食育活動の推進						
ライフステージに応じた食育の推進	実施	実施				実施
食育ボランティアの育成・支援	170人	《175人》	《180人》	《185人》	《190人》	《190人》
歯と口腔の健康づくりの推進						
ライフステージに応じた歯科保健の推進	実施	実施				実施
適切な歯と口腔の健康づくりの支援	実施	実施				実施
成人期や女性の健康づくりの推進						
健幸アプリ事業	実施	拡充				拡充
LINE健康相談	実施	拡充	実施			拡充・実施
人生100年いきいきプロジェクト						
ずっと元気！応援事業※2	実施	拡充				拡充
生活力アップ！支援事業※3	実施	拡充				拡充

防災・防犯

・まちづくり産業

み環境・

健康・医療

地域福祉・共生

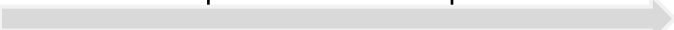
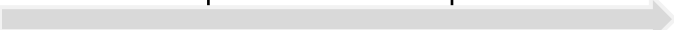
子ども

学び

スポーツ・文化

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

1 区民と進める健康づくりの推進(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
関係団体等との協働による健康 づくりの推進						
よい歯健口フェスティバル	実施	実施				実施
関係団体との連携による健康 イベント	実施	実施				実施
関連する計画						
(DX推進計画)取組13 デジタル技術を活用した健康づくりの推進						

- ※1 人生100年いきいきプロジェクト：杉並区版介護予防・日常生活支援総合事業の名称。介護予防・フレイル予防を推進するための多様なサービスにより、要支援1・2に認定された高齢者等の健康維持・増進や介護度の中重度化防止等を図る目的で実施
- ※2 ずっと元気！応援事業：65歳以上の比較的元気な高齢者が利用できる「一般介護予防事業」の名称
- ※3 生活力アップ！支援事業：要支援等の高齢者や生活機能の低下がみられる高齢者が利用できる「サービス・活動事業」の名称

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

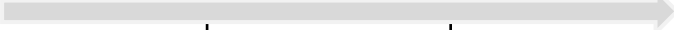
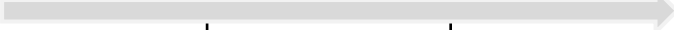
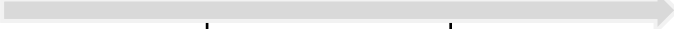
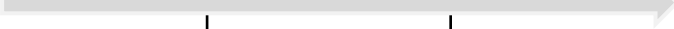
2 生活習慣病予防と骨粗しょう症対策の推進(1/2)

糖尿病・メタボリックシンドローム・COPD※1等の生活習慣による疾病を予防するため、正しい知識の普及啓発を図ります。また、区民健康診査等の実施により疾病の早期発見に努めるほか、合併症や重症化の予防対策を進めます。さらに、若年層からの骨粗しょう症に関する知識の普及啓発と新たに実施する骨粗しょう症検診を一体的に実施することで、早期の予防や必要な治療等へつなげます。「第3期データヘルス計画」※2の取組においては、国民健康保険加入者の健康課題に対する保健事業を実施し、生活習慣病の防止・改善を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
生活習慣病予防事業の実施						
健康増進教室	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	4,000人
疾病予防の推進	実施	実施	→			実施
区民健康診査の実施						
成人等健康診査	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人	22,400人
国保特定健康診査	39,000人	40,600人	42,200人	43,700人	43,000人	169,500人
後期高齢者健康診査	40,000人	38,000人	38,100人	38,100人	38,200人	152,400人
成人歯科健康診査等の実施						
成人歯科健診	7,800人	9,400人	9,700人	9,800人	10,000人	38,900人
後期高齢者歯科健診	700人	1,200人	1,200人	1,100人	1,100人	4,600人
骨粗しょう症対策の推進						
普及啓発	—	実施	→			実施
女性の骨粗しょう症検診	—	6,700人	6,900人	7,100人	7,100人	27,800人
重症化予防事業	—	実施	→			実施

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

2 生活習慣病予防と骨粗しょう症対策の推進(2/2)

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
データヘルス計画の取組推進						
特定健康診査	実施	実施				実施
特定保健指導	実施	実施				実施
重症化予防事業	実施	実施				実施
啓発事業	実施	実施				実施

※1 COPD：慢性気管支炎や肺気腫など慢性的に呼吸がしにくくなる肺の炎症性疾患の総称

※2 第3期データヘルス計画：健康保険の保険者が特定健康診査及び医療情報等データの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

3 がん対策の推進【重点】

日本人の2人に1人が生涯で一度はがんになる一方、早期発見によりがんが治癒可能な疾病となってきたことを踏まえ、がん予防や、働きながらがん治療を受ける両立支援等についての啓発を行っていきます。また、がんの早期発見・早期治療に向けて、国の指針を踏まえたがん検診を実施します。実施に当たっては、がん検診の精度管理の向上に加え、受診勧奨を強化し、がん死亡率の減少を目指します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
がん予防等知識の普及啓発	実施	実施				実施
がん検診の推進						
胃がん検診	11,850人	11,850人	11,850人	12,200人	12,200人	48,100人
肺がん検診	67,000人	67,000人	67,000人	67,000人	67,000人	268,000人
大腸がん検診	53,000人	53,000人	53,000人	53,000人	53,000人	212,000人
乳がん検診	14,200人	14,200人	14,200人	14,200人	14,200人	56,800人
子宮頸がん検診	17,800人	17,800人	17,800人	18,300人	18,300人	72,200人
がん検診精度管理の強化	実施	実施				実施

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

4 心の健康づくりの推進

心の健康の保持・増進を図るため、心の健康づくりを推進するとともに、心の不調の早期発見・早期対応や重症化予防に向けて、精神保健相談体制の充実に取り組みます。また、区民の心の健康に関する理解の促進を図るため、講演会等を開催し、普及啓発を推進します。あわせて、「杉並区自殺対策計画」に基づき、相談体制の更なる充実や普及啓発の推進、関係機関との連携強化を図り、自殺予防の取組を進めていきます。

また、再発防止の観点から自殺対策を推進するとともに、近年の子ども・若者を取り巻く環境や状況の変化を受けた、「自殺対策基本法」の改正を踏まえ、「杉並区自殺対策計画（第3次）」を策定し、支援体制の充実に向けた検討・取組を進めていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
精神保健に関する取組						
精神保健に関する相談	156回	156回	156回	156回	156回	624回
心の健康づくりに関する講演会の開催	6回	6回	6回	6回	6回	24回
自殺対策の推進						
ゲートキーパー養成	新規150人 (累計3,000人)	新規150人 (累計3,150人)	新規150人 (累計3,300人)	新規150人 (累計3,450人)	新規150人 (累計3,600人)	新規600人 (累計3,600人)
自殺対策関係機関連絡会	実施	実施	→			実施
自殺予防の普及啓発	実施	実施	→			実施
自殺未遂者支援事例検討会の開催	6回	6回	6回	6回	6回	24回
子ども・若者の自殺対策の推進	検討・実施	検討・実施	→	実施	→	検討・実施

健康・医療 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策13 地域医療体制の充実

救急医療体制の充実を図るため、小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保に取り組みます。また、災害発生時に緊急医療救護所※1が円滑に運営されるよう体制整備や訓練を行うとともに、医療機関との連携強化を図りながら、感染症対策を含め必要な医療が安心して受けられる体制づくりを進めます。高齢者等の在宅医療については、在宅療養者が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるように、ICT等を活用して在宅医療と介護の連携を強化します。障害者の地域医療体制については、専門医療から身近な地域医療への移行支援とともに、関係機関の連携強化を図り、在宅医療体制の強化を進めます。

施策の現状と課題

- 小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療を確保することにより、救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 災害時の医療体制について、緊急医療救護所を設置する災害拠点病院等との連携を継続しながら、災害時要配慮者への支援として、災害医療支援病院※2との連携強化に取り組む必要があります。
- 高齢者人口の増加に伴い、在宅医療のニーズが高まっており、在宅療養者が安心して医療を受けられるように、在宅医療と介護の連携を強化していく必要があります。
- 感染症対策については、「杉並区感染症予防計画」に基づき、防疫体制、医療機関との更なる連携及び検査体制の強化を図るとともに、予防に関する情報発信や啓発活動が必要です。
- 障害者の地域医療体制については、在宅への移行に向けた支援や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

計画最終年度の目標

- 休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増しています。
- 医療機関等関係機関の連携強化により、災害時における緊急的な医療体制及び災害時要配慮者への医療提供体制が確保されています。
- 在宅医療と介護の連携が図られるなど、在宅療養者が安心して医療を受けられる体制が整っています。
- 感染症に対する防疫体制や検査体制等が強化されるとともに、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。
- 在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。

※1 緊急医療救護所：区市町村が災害発生時の超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ（傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う施設

※2 災害医療支援病院：災害拠点病院、災害拠点連携病院（災害時において主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う都が指定する病院）以外で、専門医療、慢性疾患への対応、「区市町村地域防災計画」に定める医療救護活動を行う病院

健康・医療 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策13 地域医療体制の充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	救急医療体制に安心感を持つ区民の割合 区民意向調査	71.0% (7年度)	80.0%
2	医療救護訓練に参加した人数(累計) 医療救護訓練に参加する病院や各師会、区の職員数 (令和8年度(2026年度)からの累計)	248人 (7年度)	1,248人
3	在宅医療を実施する医療機関・薬局数 在宅療養ブック又はすぎなみ福祉サーチに掲載する在宅療養実施医療機関・薬局数(3月31日時点)	425所 (7年度)	470所
4	かかりつけ医療機関がある区民の割合 区民意向調査	65.8% (7年度)	70.0%

施策を構成する実行計画事業

1 救急医療体制の充実	4 感染症対策の推進	【重点】
2 災害時医療体制の充実	5 障害者の地域医療体制の整備	
3 在宅医療体制の充実		

施策13 地域医療体制の充実

1 救急医療体制の充実

休日等の病院・診療所の休診日等に対応するため、内科・歯科の急病診療や医療機関案内・相談サービスを実施する急病医療情報センターの運営を行うとともに、小児急病診療については初期救急診療体制や区内の東京都指定二次救急医療機関（小児科）の小児科医師の確保を支援します。また、緊急時に備え、迅速・正確に応急手当を行える救急協力員※1（すぎなみ区民レスキュー）を養成するとともに、コンビニ等に夜間でも使用できるAEDを新たに設置し、初期救急対応力の向上を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
急病医療情報センターの運営	実施	実施				実施
小児急病診療体制の確保						
小児急病診療(初期救急)	実施	実施				実施
小児科医師確保支援(二次救急)	実施	実施・検討	実施			実施・検討
急病診療の運営						
休日等夜間急病診療	実施	実施				実施
歯科休日急病診療	実施	実施				実施
休日等夜間調剤事業	実施	実施				実施
救急協力体制の充実						
救急協力員の養成	新規500人	新規500人	新規500人	新規500人	新規500人	新規2,000人
AEDのコンビニ設置	—	検討	実施			検討・実施

※1 救急協力員：地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を取得した方で、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録された区民

施策13 地域医療体制の充実

2 災害時医療体制の充実【重点】

災害発生時において、災害拠点病院等に開設する緊急医療救護所が円滑かつ的確に運営されるよう、平時から医薬品や医療資機材等の整備を行うとともに、実践的な医療救護訓練を継続的に実施することで、災害対応力の向上を図り、関係医療機関や関係団体との連携・協力体制の一層の強化を推進します。また、災害時要配慮者に対する適切な医療提供体制を整備するため、区内の災害医療支援病院との連携体制の構築を進め、平時から協力関係を形成するとともに、災害時には迅速かつ継続的な医療支援が行える体制の確保に努めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
緊急医療救護所備蓄品の整備等	実施	実施				実施
災害拠点病院等と連携した医療救護訓練	実施	実施				実施
災害医療支援病院との連携	—	実施				実施

施策13 地域医療体制の充実

3 在宅医療体制の充実【重点】

在宅医療推進連絡協議会※1等を通じ、医療・介護等の関係機関の連携強化を図り、在宅療養者が安心して医療を受けられる体制の整備を進めます。また、多職種による支援に活用する多職種連携ネットワークシステムの運営を引き続き支援します。

さらに、杉並区医師会が実施する24時間診療体制推進事業の運営支援を行うとともに、区内協力病院との協定に基づき後方支援病床※2の確保をすることにより、在宅医療体制の一層の充実を図ります。

加えて、ウィッグ購入費等助成事業や若年がん患者在宅療養支援事業※3を実施し、疾病や年齢等の状況に応じた在宅療養者への支援を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
在宅医療推進連絡協議会等を通じた関係機関の連携推進						
在宅医療推進連絡協議会等	実施	実施				実施
ICTを活用した多職種連携ネットワークの運営支援	実施	実施				実施
在宅医療提供体制の充実						
24時間診療体制の運営支援	実施	実施				実施
後方支援病床の確保	実施	実施				実施
在宅医療相談調整窓口の運営	実施	実施				実施
在宅療養支援の充実						
ウィッグ購入費等助成事業	実施	実施				実施
若年がん患者在宅療養支援事業	検討	実施				実施

※1 在宅医療推進連絡協議会：医療・介護等の関係機関が在宅医療の推進に関する意見交換や連絡調整を行うための協議会

※2 後方支援病床：発熱や脱水症状などにより一時的に入院治療が必要とされた在宅療養者を受け入れるために、区内協力病院に確保している病床

※3 若年がん患者在宅療養支援事業：介護保険の対象とならない若年のがん患者が、住み慣れた自宅で療養生活を続けられるよう、訪問看護や訪問介護、福祉用具の利用等に係る費用の一部を助成する制度

施策13 地域医療体制の充実

4 感染症対策の推進【重点】

新型コロナウイルス感染症への対応を教訓に、「杉並区感染症予防計画」に基づき、保健所の体制整備や検査体制等の強化を図るとともに、I H E A T※1要員及び保健所職員等を対象とした研修や実践的訓練の実施により、人材育成を進めます。あわせて、感染症発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、区内医療機関との更なる連携強化を図ります。

また、杉並区ケアマネジャー協議会をはじめとした福祉関係機関と協定を締結し、健康危機発生時における関係機関との連携体制の強化を図ります。さらに、集団発生リスクが高い施設等に対して感染症予防対策の周知徹底を図るとともに、区ホームページ等を活用して、迅速な情報発信、予防接種に関する啓発活動などに取り組みます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
防疫体制の強化						
・ 備蓄品の計画的購入	実施	実施				実施
・ 検査体制の確保・充実	実施	実施				実施
感染症に関する予防知識の普及啓発	実施	実施				実施
関係機関との連携強化						
・ 医療機関等連絡会	実施	実施				実施
・ 福祉関係機関との協定締結	—	検討・実施	実施			検討・実施
IHEAT要員や区職員に対する研修による人材育成	実施	実施				実施

※1 I H E A T：Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。感染症のまん延などの健康危機が発生した際に、医師や保健師、看護師、薬剤師などの専門職が保健所などの業務を支援する仕組み

施策13 地域医療体制の充実

5 障害者の地域医療体制の整備

移行期医療※1の推進に向けて、小児期に専門の医療機関へ通っている医療的ケア児や重症心身障害児が、成長後に成人向けの医療機関へ円滑に移行できるよう、医療的ケア児等コーディネーター※2による関係機関との調整や相談体制の充実を図るとともに、保護者等に対する普及啓発を行います。

また、在宅での訪問診療を担う医師が対応しやすい環境づくりに取り組むため、地域の医療機関等と検討会を開催しながら、訪問診療への移行を支える相談体制の整備や家族のレスパイト※3をきっかけとした区内医療機関での後方支援病床の確保を行うなど、障害のある方が年齢を重ねた際に身近な医療機関へ円滑に移行できる仕組みづくりを進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
移行期医療の相談体制の整備						
関係機関との連携検討会	検討	実施				実施
移行期医療に対する保護者等への普及啓発	実施	実施				実施
重症心身障害児等のレスパイト入院先の確保	実施	実施				実施

※1 移行期医療：小児を中心とした医療から、成人を対象とする医療に切り替えていく過程における医療のこと

※2 医療的ケア児等コーディネーター：保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等に対しサービスを紹介するとともに、医療的ケア児とその保護者及び関係機関をつなぐ役割を持つ

※3 レスパイト：重症心身障害児（者）の家族が病気や事故などで一時的に介護ができない場合、一定期間ケアを代替し、家族の休養を図ること

福祉・地域共生



すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

この分野の施策

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と
社会参加の支援

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・
みどり

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

人権とは、誰もが生まれながらに等しく持っている、人として幸せな生活を営むための権利です。

この欠かすことのできない権利が尊重される社会を実現するために、一人ひとりが人権の重要性を考えるきっかけづくりになるよう、啓発事業や相談事業等を実施し、年齢、性別、国籍等による差別や偏見のない多様性を認め合う意識の醸成に努めます。

施策の現状と課題

- 事実に基づかない情報等による他者への誹謗中傷や差別的な書込み等は、依然としてインターネット上に散見されます。誰もがお互いを認め合い一人ひとりが自分らしく生活するため、あらゆる分野での差別・偏見の解消に向けた正しい知識・情報の発信や啓発及び制度上の不利益の解消等に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 男女の固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることから、誰もが個性と能力を発揮し、地域活動や区政に参画できる機会等の拡充に向けて、家庭や職場における理解促進や意識啓発に取り組む必要があります。
- 性的指向及び性自認について、区民の理解が必ずしも十分とは言えないことから、性の多様性が尊重される地域社会の実現に向け、理解促進に取り組むとともに、パートナーシップ制度の適切な運用を図る必要があります。
- 在住外国人が増加する中、相互理解に基づく多文化共生社会の実現に向けて、日本語や生活ルールを学ぶ機会の確保や地域への参画を促す取組が求められています。

計画最終年度の目標

- 差別や偏見を生む誤った情報や偏った情報がなくなり、年齢、性別、国籍や様々な価値観などその多様性を認め合うなど、互いの人権を尊重し、あらゆる差別や偏見を許さないという意識がすべての区民に根付いています。
- 誰もが、固定的な性別役割分担意識から解放され、性別に関係なく様々な分野に参画できるとともに、互いに個性を尊重し、各々の能力を発揮して暮らしています。
- 性の多様性に関する理解が進み、性のあり方にかかわらず、一人ひとりが尊重され、多様な生き方を認め合いながら、自分らしく安心して暮らし、活動できています。
- 在住外国人の日本語や生活ルールに関する理解が深まるとともに、地域活動への参画が進み、外国人と日本人が互いに支え合いながら暮らしています。

福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	他人の立場を尊重・理解するなど、人権を意識しながら生活している区民の割合 区民意向調査	45.8% (7年度)	50.0%
2	男女平等になっていると思う区民の割合(社会全体で見た場合) 意識と生活実態調査	9.4% (6年度)	12.5%
3	性的マイノリティについて理解が進んでいると思う区民の割合 意識と生活実態調査	47.8% (6年度)	60.0%

施策を構成する実行計画事業

- | | | |
|--------------------------|-----------------------|---------------|
| 1 人権尊重の啓発等の推進 | 4 障害者の権利擁護と共生社会の推進 | 【再掲】 (施策17-6) |
| 2 ジェンダー平等の推進 【重点】 | 5 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 | 【再掲】 (施策18-1) |
| 3 多文化共生の推進 【重点】 | | |

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

1 人権尊重の啓発等の推進

広報紙や人権啓発冊子等の発行、人権教育等の様々な機会を通じて人権尊重意識の啓発を図るとともに、人権擁護委員等との連携により人権相談を実施します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
人権週間等における人権尊重意識の啓発	実施	実施				実施
人権相談	実施	実施				実施

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

2 ジェンダー平等の推進【重点】

ジェンダー平等社会の実現に向けて、男女平等推進センターにおいて、固定的な性別役割分担意識や性の多様性への理解促進に向けた啓発講座等を実施するほか、様々な生きづらさを抱える人に寄り添う一般相談・法律相談、性的マイノリティ専門相談及びDV相談を実施します。

また、パートナーシップ制度の運用と見直しを進めるとともに、性別等にかかわらず誰もが尊厳を守られ、自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、区民や関係団体との対話を進めながら、「（仮称）ジェンダー平等に関する条例」の制定を目指します。

あわせて、ジェンダー平等に関する意識と生活実態調査を実施し、その結果を踏まえ、関連する事業の充実を図ります。

さらに、全庁において組織横断的に展開される「ジェンダー視点の主流化」※1の取組の推進に向けて、職員研修を通じた意識啓発やジェンダー視点からの事業点検等に取り組みます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
啓発事業						
ジェンダー平等に関する啓発事業	実施	実施				実施
性の多様性に関する啓発事業	実施	実施				実施
相談事業						
一般相談・法律相談	実施	実施				実施
性的マイノリティ専門相談	実施	実施				実施
DV相談	実施	実施				実施
パートナーシップ制度	運用・ 見直しに向けた検討	運用・ 見直しに向けた検討	運用			運用・ 見直しに向けた検討
（仮称）ジェンダー平等に関する条例	検討	検討・制定	—	—	—	検討・制定
ジェンダー平等に関する意識と生活実態調査	—	実施	—	実施	—	実施

※1 ジェンダー視点の主流化：社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な性別役割分担意識や社会通念・慣行、性別に起因する様々な課題や影響等を考慮する視点を、区のあらゆる事業に取り入れる考え方

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

3 多文化共生の推進【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、「多文化共生基本方針」に基づき、杉並区交流協会等と連携して、在住外国人への「支援」と外国人を地域社会の担い手と捉えて社会参画を促す「共生」の視点を持った取組を進めます。また、行政と地域と外国人をつなぐ多文化共生キーパーソン※1を育成し、行政情報発信の強化等に努めていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
多文化共生推進事業						
やさしい日本語の普及啓発	実施	実施				実施
日本語教育機会の確保	実施	実施				実施
外国人生活講習会	実施	実施				実施
多文化共生キーパーソンの 育成・活動	実施	実施				実施
多文化共生拠点事業※2	実施	実施				実施
関連する計画						
(DX推進計画)取組7 デジタルデバйд対策の推進						

※1 多文化共生キーパーソン：在住外国人に対して、自身の活動範囲で行政情報や日本の生活ルール等の周知を行うとともに、地域参画を目的とした交流事業に取り組む人材
 ※2 多文化共生拠点事業：異なる文化や背景を持つ区民が集い、交流する拠点において、外国人向けの日本語の学習支援や生活相談、地域との交流事業等を一体的に行う事業

福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

区民が複雑化・複合化する生活課題に直面した場合においても、孤立することなく住み慣れた地域の中で支え合って暮らし続けられるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制の充実を図るとともに、生活困窮者やひきこもり状態にある方への自立支援体制を充実させていきます。また、動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うなど、人も動物も共に健やかに暮らせる社会の実現に向けた取組を推進します。

施策の現状と課題

- 高齢化の進行、生活困窮、障害、介護や子育てといった複数の問題を同時に抱える世帯が増加し、生活課題は複雑化・複合化しています。分野ごとに分かれた支援体制では十分に対応できていない現状があり、福祉・教育・就労などの分野を横断し、地域や関係機関が連携して個々の状況に応じた支援を行う包括的な支援体制の強化が求められています。
- 就労や心身の状況から経済的に困窮した方の自立を支援するため、高齢者、障害者や子どもをはじめ、他の福祉分野の機関との密接な連携が求められています。また、社会参加の機会を掴めないひきこもり状態にある方に対しては、就労だけでなく本人の自尊心の回復や見守る家族への働きかけなど多様な支援体制をつくる必要があります。
- 動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策など、区民や関係機関と共に、動物と共生できる地域社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

計画最終年度の目標

- 区民の複雑化・複合化した生活課題を解決していくための分野横断的かつ切れ目のない支援が実現できる包括的な支援体制が整っています。
- 高齢者や障害者、子ども等の他分野の関係機関と連携して、複雑化・複合化した課題を抱える生活困窮者に寄り添った支援を行い、生活困窮者が自立できるようになっています。また、就労支援のほか、ひきこもりに対する居場所づくりや家族への支援など多様な体制が整っています。
- 動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が互いに理解し合うとともに、人も動物も共に健やかに暮らしていける地域社会づくりの取組が充実しています。

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	在宅医療・生活支援センターによる各相談機関から受け付けた相談への対応件数 在宅医療・生活支援センターが地域包括支援センター（ケア24）や保健センター等の相談支援機関から受け付けた相談への対応件数	396件 (7年度)	450件
2	ひきこもりサポーターの人数 ひきこもりに関する講演会・サポーター養成講座等に参加し、ひきこもり状態にある方への理解を深め、相談支援機関等の案内ができるようになった区民（ひきこもりサポーター）の数	68人 (7年度)	360人

施策を構成する実行計画事業

1 包括的な支援体制の充実	【重点】	6 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化	【再掲】（施策16-2）
2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実	【重点】	7 障害者の地域生活支援体制の推進・強化	【再掲】（施策17-3）
3 動物と共生できる地域社会づくりの推進		8 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実	【再掲】（施策20-1）
4 災害時要配慮者支援の推進	【再掲】（施策2-4）	9 地域における子育て支援体制の充実	【再掲】（施策20-2）
5 区民と進める健康づくりの推進	【再掲】（施策12-1）		

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

1 包括的な支援体制の充実【重点】

一つの相談支援機関だけでは対応が困難な複合的な生活課題を抱えている世帯を支援するため、相談支援機関からの相談を受け付け、高度困難事例対応支援会議※1の開催などにより相談支援機関を後方支援します。あわせて、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の関係機関による重層的支援会議※2を開催し、各分野における課題の共有と相互理解を図りながら、分野横断的な連携による課題解決に向けた取組を推進します。

身近な地域における相談支援や地域づくりに向けた支援として、地域福祉コーディネーターを地域に配置し、住民のどこに相談してよいか分からない困りごとや悩みについて、分野を問わず受け止め、地域活動や関係機関につなぐとともに、住民等と一緒に課題解決に取り組むなど、地域における支え合いの仕組みづくりを行います。

また、地域で安心して暮らし続けられるよう、判断能力が不十分な高齢者や障害者に加え、頼れる身寄りがない高齢者等の生活上や将来への不安に対し、本人の意思を尊重した相談・支援体制を充実します。あわせて、自分らしい暮らしや今後の生き方について考え、将来に備えることができるよう、終活に関する意識の醸成と普及啓発を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
包括的な相談支援体制の強化						
高度困難事例対応支援会議の開催	120回	120回	120回	120回	120回	480回
重層的支援会議	実施	実施	→			実施
地域支え合いの仕組みづくり事業の実施						
地域福祉コーディネーターの配置	新規1名 (累計4名)	— (累計4名)	新規2名 (累計6名)	新規1名 (累計7名)	— (累計7名)	新規3名 (累計7名)
頼れる身寄りがない高齢者等への支援						
終活意識の醸成を図る普及啓発	検討	実施	→			実施
総合相談窓口	検討	実施	→			実施
終活情報の登録事業※3	検討	実施	→			実施
将来の生活の不安解消に資する事業※4	検討	実施・検討	→	実施	→	実施・検討

※1 高度困難事例対応支援会議：複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、「社会福祉法」第106条の6に基づき、本人の同意なく調整・検討するための会議

※2 重層的支援会議：複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、本人の同意を得て調整・検討するほか、個別の支援内容から見えてきた共通の課題等を整理するための会議

※3 終活情報の登録事業：病気や事故等により意思表示できなくなったときや死亡時に、本人が指定する親族や友人、警察、消防、医療機関等からの照会に対し登録情報を開示する事業

※4 将来の生活の不安解消に資する事業：頼れる身寄りがない単身高齢者等について、定期的な見守りや死後手続、入院・施設入所時、賃貸物件の契約・更新時にサポートを行う事業

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実【重点】

自立相談支援事業では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。

子どもの学習等支援事業では、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり支援事業では、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。また、悩みを抱えながらも相談に至っていない当事者や家族が一定数いることを踏まえ、必要な支援が届くよう効果的な周知を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
自立相談支援事業	実施	実施				実施
子どもの学習等支援事業	144回	144回	144回	144回	144回	576回
ひきこもり支援事業						
専門相談窓口	実施	実施				実施
居場所事業※1	実施	実施				実施
ひきこもりに関する知識の普及啓発						
講座・講演会	実施	実施				実施

※1 居場所事業（ひきこもり支援事業）：ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

3 動物と共生できる地域社会づくりの推進

動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部及び杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）等と協力し、動物愛護及び都市における動物飼養ルールの普及啓発を進めるほか、災害時のペット救護対策等の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
動物の適正飼養ルールの普及啓発						
犬のしつけ方教室	実施	実施				実施
動物適正飼養普及員の育成	実施	実施				実施
動物愛護週間事業	実施	実施				実施
飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業	実施	実施				実施
動物の保護・譲渡等に関する支援	検討	検討・実施	実施			検討・実施
災害時におけるペットの救護対策の充実	実施	実施				実施
ドッグランの運営	実施	実施				実施

福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

高齢者が人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策や生活支援体制の整備、医療と介護の連携などによる支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進に加え、地域の見守り体制等の充実に取り組んでいきます。また、介護が必要な高齢者の増加に対応するため、介護施設等を計画的に整備するとともに、介護サービス事業所等における介護人材の定着・育成支援や介護ロボット※1の導入を支援する取組を進めます。一方で、高齢者が自らの知識・経験等を生かして活躍できる環境を整えるとともに、地域共生社会づくりの担い手となるよう支援していきます。また、「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、介護予防等に取り組めます。

施策の現状と課題

- 令和22年（2040年）に団塊ジュニア世代が65歳以上となり、その後も高齢者人口が増加し続けることなどを見据え、引き続き、認知症の人の声を尊重する「新しい認知症観」※2を踏まえた認知症への理解・普及啓発等の取組や地域包括ケアシステムの推進・強化等を図る必要があります。
- 令和12年度（2030年度）まで緊急性の高い入所待機者等が発生しない見込みである特別養護老人ホーム等の新たな整備は、今後も定期的に行う需給予測の結果等を踏まえて適宜計画化を図ります。また、介護サービス事業者及び介護人材の定着・育成等の支援にも引き続き注力する必要があります。
- 高齢者が地域との関わりを持ちながら、いきいきと活動できるよう、多様なニーズに応じた居場所や活動の場等を提供するとともに、それらの場につなぐためのきっかけづくりと情報提供の充実が必要です。

計画最終年度の目標

- 認知症になってからも住み慣れた地域で、尊厳を保持しつつ希望を持って自分らしく暮らすことができます。また、必要な時に必要な介護サービスや地域ネットワークによる支援を受けながら、安心して高齢期の生活を過ごせるようになっています。
- 介護施設の整備とともに、介護人材の定着・育成等が適時適切に図られ、必要なサービス提供体制が整っています。
- 高齢者がいきがいを持って生活を送るとともに、自らの知識・経験等を生かしながら、地域共生社会づくりの担い手となって活動しています。

※1 介護ロボット：日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

※2 「新しい認知症観」：認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から認知症支援につないだ件数 —	6,301件 (7年度)	8,260件
2	今後も在宅での介護を続けていけると思う介護者の割合 区民意向調査	78.0% (7年度)	90.0%
3	地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合 区民意向調査	31.2% (7年度)	34.0%
4	特別養護老人ホームの整備が充足している割合 年度内入所者数÷入所申込者のうち、当該年度の4月1日時点で区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数×100	186.6% (7年度)	100%以上
5	地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合 区民意向調査	47.1% (7年度)	50.0%

施策を構成する実行計画事業

1 認知症施策の推進	【重点】	5 介護サービス基盤の整備	【重点】
2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化	【重点】	6 高齢者いきがい活動の充実	
3 地域の見守り体制の充実		7 区民と進める健康づくりの推進	【再掲】（施策12-1）
4 介護者支援の充実		8 在宅医療体制の充実	【再掲】（施策13-3）

防災・防犯

・まちづくり産業

環境・

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

1 認知症施策の推進【重点】

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」※1に基づき、認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまちの実現に向けて、本人発信を起点とした理解促進と意思決定支援、包括的な相談・支援体制の整備・充実及び認知症バリアフリーに向けたまちづくりに取り組みます。

取組に当たっては、認知症の人の視点を重視するとともに、区と協定を締結した認知症介護研究・研修東京センターや浴風会病院認知症疾患医療センターの専門的助言等を活用し、効果的かつ効率的に事業を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
本人発信を起点とした理解促進 と意思決定支援						
認知症共生講座	実施	実施	→			実施
認知症あんしんガイドブック(認知症ケアパス)を活用した理解の 促進	実施	実施	ガイドブック改訂 ・実施	実施	→	実施 ・ガイドブック改訂
包括的な相談・支援体制の整備 ・充実						
もの忘れ予防検診の実施	受診者500人	受診者550人	受診者600人	受診者650人	受診者700人	受診者2,500人
認知症初期集中支援チーム※2の 訪問支援	対応件数60件	対応件数60件	対応件数60件	対応件数60件	対応件数60件	対応件数240件
若年性認知症支援会議の開催	12回	12回	12回	12回	12回	48回
認知症バリアフリーに向けた まちづくり						
認知症サポーター※3の養成	新規1,800人	新規1,800人	新規1,800人	新規1,800人	新規1,800人	新規7,200人
チームオレンジ※4の活動推進	チームオレンジ設置数 (累計20チーム)	実施	→			実施

※1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法：認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」の実現を推進するため、認知症施策について、基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、基本施策等について定める法律（令和5年（2023年）6月16日に公布。令和6年（2024年）1月1日に施行）

※2 認知症初期集中支援チーム：認知症の専門医と医療や福祉の専門職からなるチームを区内医療機関3か所に設置し、認知症が疑われる人の自宅を訪問して、生活状況や認知機能等の情報収集と評価を行うチーム

※3 認知症サポーター：認知症に対する正しい理解のもと、認知症の人やその家族を見守り、支援する応援者を養成する講座を受講した人

※4 チームオレンジ：認知症サポーターを中心に認知症の人やその家族、地域住民等が認知症の人や家族が安心して暮らせるような地域づくり活動を行うチーム。20か所の地域包括支援センター（ケア24）にチームを設置

防災・防犯

・まちづくり産業界

環境・

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化【重点】

介護者の支援が必要な高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、区内の20か所の地域包括支援センター（ケア24）に配置した地域包括ケア推進員が中心となり、地域による生活支援体制整備事業や、地域ケア会議を通じた在宅医療・介護の連携強化及び認知症支援等を一体的に行い、地域包括ケアシステムの推進・強化を図ります。また、事業評価や研修等により、ケア24の機能強化に取り組んでいきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ケア24の総合相談の強化						
区主催研修※1	実施	実施				実施
ケア24の運営体制の充実						
ケア24事業評価	実施・改善	実施・改善				実施・改善
相談支援システム※2の更新(更改)	システム選定準備	構築・運用	運用			構築・運用
地域ケア会議の実施と地域包括支援ネットワークの充実						
ケア24相互の連携会議	実施	実施				実施
地域ケア会議※3	実施	実施				実施
生活支援体制整備事業※4の推進						
協議体を中心とした地域活動の推進	実施	実施				実施

※1 区主催研修：ケア24職員を対象に、新任研修、介護予防ケアマネジメント研修、認知症基礎研修、地域づくり研修、課題別研修等を実施

※2 相談支援システム：相談記録や統計、ファイル管理等ケア24の相談体制を支援するシステム

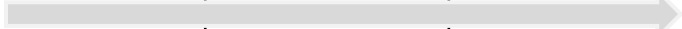
※3 地域ケア会議：高齢者の支援の充実や社会基盤の整備を図るために、ケア24又は区が主催する行政職員及び地域の関係者から構成される会議体

※4 生活支援体制整備事業：区全体を第1層協議体、ケア24の担当地域を第2層協議体とし、それぞれに地域資源の開発やネットワークづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有、意見交換を行う場である協議体を設置し、地域の支え合いによる生活支援の体制づくりを推進する事業

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

3 地域の見守り体制の充実

一人暮らし高齢者など高齢者のみの世帯が安心して生活できるよう、民生委員、地域包括支援センター（ケア24）職員、地域ボランティア、民間事業者など多様な主体による重層的な見守り体制を充実させ、孤立化を防止するとともに、必要なサービスへつなぎます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
安心おたっしや訪問※1	実施	実施				実施
たすけあいネットワーク(地域の目)						
見守りを希望する登録者	登録者数 80人	登録者数 《80人》	登録者数 《80人》	登録者数 《80人》	登録者数 《80人》	登録者数 《80人》
あんしん協力員※2	登録者数 350人	登録者数 《360人》	登録者数 《370人》	登録者数 《380人》	登録者数 《390人》	登録者数 《390人》
あんしん協力機関※3	登録団体数 160団体	登録団体数 《165団体》	登録団体数 《170団体》	登録団体数 《175団体》	登録団体数 《180団体》	登録団体数 《180団体》
高齢者緊急通報システム※4	新規件数 250件	新規件数 250件	新規件数 250件	新規件数 250件	新規件数 250件	新規件数 1,000件
高齢者見守りライト※5	—	新規世帯 380世帯	新規世帯 50世帯	新規世帯 50世帯	新規世帯 50世帯	新規世帯 530世帯
見守りキーホルダー※6	新規件数 2,000件	新規件数 1,600件	新規件数 1,600件	新規件数 1,600件	新規件数 1,600件	新規件数 6,400件
認知症高齢者探索システム※7	利用者数 75人	利用者数 80人	利用者数 80人	利用者数 80人	利用者数 80人	利用者数 320人

※1 安心おたっしや訪問：高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、75歳以上で介護認定や医療受診歴がない等の高齢者宅を訪問する。訪問を通じて地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業

※2 あんしん協力員：地域の高齢者の見守りを行うたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区に登録した人。見守りを希望する一人暮らし高齢者など高齢者のみの世帯を対象に、定期的な訪問を行うほか、地域に住む高齢者に気を配り、声かけを行うなどの見守りを行う

※3 あんしん協力機関：民間事業者等でたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区と覚書を取り交わした団体（新聞販売店、宅配事業者など）。日常業務の中で、その団体の特色を生かし、緩やかな見守りを行う

※4 高齢者緊急通報システム：一人暮らし高齢者など高齢者のみの世帯の自宅に通報機を設置し、急病時にはペンダント型の救急ボタンの操作やセンサーの作動により通報を行う。通報を受けた派遣員が現場へ駆け付け、利用者に代わり救急要請を行うシステム

※5 高齢者見守りライト：一人暮らし高齢者など高齢者のみの世帯の自宅にS I M内蔵のL E Dライトを設置し、一定期間点灯・消灯の状態に変化がない場合、登録した家族等にメールでお知らせが届くサービス

※6 見守りキーホルダー：希望する高齢者がケア24に住所・氏名・緊急連絡先などを登録し、登録番号が記載されたキーホルダーを持って外出することで、急病時の身元確認などが可能となる

※7 認知症高齢者探索システム：位置情報を知らせるG P S端末により、認知症高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

4 介護者支援の充実

在宅で高齢者等を介護するケアラー（家族等）の休息の確保及び負担軽減を目的として、介護保険サービスに加え、多様化するニーズを踏まえた区独自の支援の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ほっと一息、介護者ヘルプ※1の 実施	延べ利用者数 10,000人	延べ利用者数 10,000人	延べ利用者数 10,000人	延べ利用者数 10,000人	延べ利用者数 10,000人	延べ利用者数 40,000人
緊急ショートステイ(医療型)※2	実施	実施				実施
介護者教室	実施	実施				実施
介護用品支給事業の実施						
介護用品の支給	利用者数 5,160人	利用者数 5,290人	利用者数 5,420人	利用者数 5,550人	利用者数 5,680人	利用者数 21,940人
おむつ代金の助成	延べ利用者数 880人	延べ利用者数 880人	延べ利用者数 880人	延べ利用者数 880人	延べ利用者数 880人	延べ利用者数 3,520人

※1 ほっと一息、介護者ヘルプ：高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的としたサービスで、ヘルパーが生活援助を行う事業

※2 緊急ショートステイ（医療型）：日常的に医療行為が必要な高齢者を在宅で介護している家族が病気や事故、葬儀等により急に介護できなくなった場合に、一時的に病院で家族に代わって介護する事業



施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

5 介護サービス基盤の整備【重点】

介護サービス施設については、引き続き必要性と地域バランス等を考慮の上、計画的な整備を進めます。なお、令和12年度（2030年度）まで緊急性の高い入所待機者が発生しない見込みである特別養護老人ホーム等の新たな整備は、今後も定期的に行う需給予測の結果等を踏まえて適宜計画化を図っていきます。このうち、令和8年度（2026年度）に改修工事が完了するケアハウス今川については、当該施設を区内特別養護老人ホームの大規模改修に伴う代替施設として暫定的に貸与した後に運営再開（令和9年度（2027年度）末を予定）します。

また、引き続き、区内の介護サービス事業所等でより質の高いサービスが提供されるよう、研修によるスキル向上や介護ロボット等の導入による負担軽減と業務効率化を図るほか、介護サービス事業所等にとって負担の大きい人材の採用活動経費を補助することなどにより、介護人材の定着・育成支援に取り組んでいきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所※1整備	— (累計13所 定員合計377人)	1所 29人 (累計14所 定員合計406人)	— (累計14所 定員合計406人)	— (累計14所 定員合計406人)	— (累計14所 定員合計406人)	1所 29人 (累計14所 定員合計406人)
都市型軽費老人ホーム※2整備	— (累計4所 定員合計79人)	— (累計4所 定員合計79人)	1所 20人 (累計5所 定員合計99人)	— (累計5所 定員合計99人)	1所 20人 (累計6所 定員合計119人)	2所 40人 (累計6所 定員合計119人)
介護ロボット等導入	7所 (累計43所)	7所 (累計50所)	7所 (累計57所)	7所 (累計64所)	7所 (累計71所)	28所 (累計71所)
介護人材採用活動経費補助	200事業所	200事業所	200事業所	200事業所	200事業所	800事業所
非常勤職員健康診断等の助成金交付	40事業所	40事業所	40事業所	40事業所	40事業所	160事業所
介護サービス事業所等職員向け研修	19回	19回	19回	19回	19回	76回
研修受講料助成金交付	130件	130件	130件	130件	130件	520件

※1 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所：介護が必要となった方が、自宅や住み慣れた場所での生活が継続できるように、通所、宿泊、訪問サービスを受けることができる施設

※2 都市型軽費老人ホーム：身体機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額な料金で利用することができ、地価が高い都市部の実情に配慮して、設備、人員基準が緩和された施設

防災・防犯

・まちづくり産業

環境・

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

6 高齢者いきがい活動の充実

高齢者が自らの知識・経験を生かし、健康でいきいきと活躍できるよう、地域の中での居場所を確保し、社会参加・仲間づくり・学びの機会を提供することで、高齢者のいきがいや地域貢献につながる活動への支援を行います。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ゆうゆう館の運営	実施	実施				実施
ゆうゆう館の改築						
高井戸東館	設計0.5所	設計0.5所	建築0.1所	建築0.7所	建築0.2所	設計0.5所 建築1.0所
西荻北館	—	—	設計0.5所	設計0.5所	—	設計1.0所
高齢者活動支援センターの運営	実施	実施				実施
いきいきクラブ※1の活動支援	58クラブ	《58クラブ》	《58クラブ》	《58クラブ》	《58クラブ》	《58クラブ》
長寿応援ポイント事業※2	実施	実施	実施 ・事業の検証	検証後の事業実施		実施 ・事業の検証 ・検証後の事業実施
杉の樹大学※3事業	実施	実施				実施
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)高井戸東保育園及びゆうゆう高井戸東館の改築、西荻北保育園及びゆうゆう西荻北館の改築						

※1 いきいきクラブ：概ね60歳以上の高齢者が自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業：区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学：60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業



福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

障害者が自分の考えで選び、決めながら、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、日中に過ごす場所や住まいを確保するとともに、本人の希望に沿い、強みを発揮して働けるような支援や、社会に参加するための支援を進めます。また、障害の特性に合わせたサービスを充実させるとともに、障害のある人もない人も、誰もがお互いに認め合い、支え合う社会の実現に向けて取り組みます。

施策の現状と課題

- 重度身体障害者通所施設については、今後、施設の定員不足が見込まれるため、障害者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、将来の利用者の増加を見据えた施設整備が必要です。
- 障害者の働き方をめぐる制度の変化により、雇用のあり方が多様化しています。こうした中、就労相談や職場体験の充実を図り、本人の得意なことや希望に合った仕事を選ぶようにするとともに、就労後も安心して働き続けられるよう支援を強化する必要があります。また、重度障害者を含めた長期的な職場定着支援の充実が重要となっています。
- 障害者の社会参加は、外出支援やスポーツ・余暇活動の充実などにより進んできましたが、本人の希望や特性に応じた活動については、更に選択肢を増やす必要があります。そのため、移動支援の充実や身近な居場所の確保を進めるとともに、地域全体で支える体制づくりやICTの活用などを通じて、より参加しやすい環境を整えることが重要です。
- 障害への理解を広げる取組や権利擁護の仕組みは進んでいるものの、引き続き合理的配慮の考え方や共生社会の理念について、区民や事業者への普及啓発を一層推進する必要があります。あわせて、虐待防止や相談支援体制の強化など、権利擁護の取組の充実が求められています。
- 障害児者を支える家族は、日常的な介護や見守りを担っており、身体的・精神的な負担が大きい状況にあります。また、長期的な介護や将来への不安、緊急時の対応などへの課題もあります。このため、ケアラーへの支援や情報提供の充実、緊急時に対応できる体制づくりなど、家族を地域で支える仕組みの強化が必要となっています。

計画最終年度の目標

- 障害者が住み慣れた地域で安心して通える施設が確保され、将来の利用者の増加にも対応できる体制が整っています。また、計画的な整備や老朽化した区立施設の改修が進み、安全で利用しやすい環境が確保されています。
- 障害者が、それぞれ得意なことや希望に合った仕事を選び、安心して働き続けることができる環境が整っています。就労相談や職場体験などの取組が充実し、就労の機会が広がるとともに、就労後の定着支援が進み、障害者が長く働き続けられる社会が実現しています。
- 障害者が、自分の希望や特性に合った活動を選び、安心して外出や交流ができる環境が整っています。移動支援の充実や身近な居場所づくりが進み、地域の中で気軽に参加できる機会が広がっています。また、ICTの活用や地域の協力により、誰もが参加しやすい仕組みが整い、地域で自分らしく生活できる環境が実現しています。
- 障害への理解や合理的配慮の考え方が区民や事業者に広く浸透し、差別や偏見のない社会が実現しています。また、虐待防止や相談支援体制が充実し、障害者の権利が適切に守られる仕組みが整っています。さらに、関係機関が連携した支援体制のもと、安心して暮らせる共生社会が実現しています。
- 障害児者を支える家族が、必要な情報や支援を受けながら安心して生活できる環境が整っています。ケアラーへの支援や相談体制が充実し、緊急時にも対応できる仕組みが確立されています。地域で支え合う体制が進み、家族の負担や不安が軽減されるとともに、将来にわたって安心して暮らし続けられる環境が広がっています。

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	重度障害者通所施設定員数 重度障害者が日中活動を行う施設（生活介護）の定員数	248人 (7年度)	286人
2	福祉施設から一般就労への移行者数 日中活動系サービス事業所から企業等（就労継続支援 A 型及び福祉工場の利用者となった者は除く）に就職した人数	85人 (7年度)	172人
3	障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率 —	11.5% (7年度)	100%
4	一人1か月当たりの移動支援事業利用回数 延べ利用回数÷移動支援事業実利用者数÷12か月	8.1回 (7年度)	13回
5	街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合 区民意向調査	75.8% (7年度)	90.0%

施策を構成する実行計画事業

1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保	【重点】	6 障害者の権利擁護と共生社会の推進	
2 障害者の就労支援の推進・拡充	【重点】	7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実	
3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化	【重点】	8 障害児者の家族への支援（ケアラー支援）	
4 障害者の社会参加支援の推進	【重点】	9 障害者の地域医療体制の整備	【再掲】（施策13-5）
5 高齢の障害者等への支援の充実		10 障害者スポーツの推進	【再掲】（施策29-2）

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保(1/2)【重点】

重度身体障害者通所施設については、特別支援学校卒業予定者の増加に伴い、近い将来、定員を超える利用需要が生じることが予想されます。そのため、改築を検討する障害者福祉会館との併設など、整備方法について幅広い視点から検討を行います。また、施設の開設に当たっては、専門的な知識・技能を有する職員を多数確保する必要があるため、計画的な人材確保についても併せて検討していきます。

民間施設では、物価高騰による運営経費の増加、人材不足や定着率の低下などが、施設運営上の課題となっています。このため、既存の補助を見直し、課題に対応した補助体系への再構築を検討するとともに、民間障害者施設に貸し付けている区有建物の老朽化対応についても検討します。

また、障害者の住まいの確保については、これまでグループホームの開設を中心に進めてきましたが、一人暮らしなどグループホーム以外の住まいを希望する声もあります。このため、グループホームの開設に加えて質の向上を図るとともに、一人暮らしを希望する障害者の自立に向けた、居住に関する支援を検討します。

このほか、介護職員の負担軽減を図るため、区立障害者通所施設において介護ロボットを試験導入しましたが、障害の特性や介護方法等によって求められる機能が異なることから、大幅な負担軽減には至りませんでした。そこで、介護ロボットに代えて障害者支援システムを区立障害者通所施設に導入し、職員が作成する資料の統合や事務作業の効率化、情報検索や職員間の情報共有の円滑化を図ることで、職員の負担軽減を進めるとともに、施設における安定的なサービス提供につなげます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
重度身体障害者通所施設の整備	検討	検討				検討
すぎのき生活園の長寿命化	改修0.5所	改修0.5所	移転・再開	—	—	改修0.5所 ・移転・再開
民間障害者施設に対する補助の再構築	—	調査・検討		検討	方針決定	調査・検討 ・方針決定
障害者の住まいの確保の支援						
障害者グループホームへの支援	実施	実施				実施
一人暮らし等自立に向けた居住支援	検討	検討			試行実施	検討・試行実施

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
区立障害者施設の負担軽減・業務 効率化の推進						
障害者支援システムの導入	試験導入・効果検証	実施				実施
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)すぎのき生活園(すぎのき棟、けやき棟)の長寿命化改修						

防災・防犯

・ まちづくり
・ 地域づくり
・ 産業

環境・みど

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

2 障害者の就労支援の推進・拡充【重点】

障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、自身の能力や適性の把握を支援するとともに、希望や就労能力等に応じた選択を支援する就労選択支援の開始に向けて事業所へ働きかけを行います。就労相談の充実や職場体験、就労の場の拡充を図り、きめ細かな就労支援を推進します。障害者本人に対する相談や企業への助言などを行うとともに、関係機関との連携により、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを促進します。加えて、重度障害者の就労を後押しするため、障害者と企業それぞれに対する支援の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
就労支援						
就労相談	実施	実施				実施
職場体験実習実施 受入先の拡充	— (累計15所)	新規1所 (累計16所)	— (累計16所)	新規1所 (累計17所)	— (累計17所)	新規2所 (累計17所)
定着支援						
就労者に対する相談 企業に対する相談・助言 就労者、企業、関係機関との連絡 調整	実施	実施				実施
重度障害者就労支援						
重度障害者等就労支援特別事業	実施	実施				実施
重度障害者スタートアッププロ グラム	実施	実施				実施
企業に対する障害者雇用促進	実施	実施				実施

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化(1/2)【重点】

介護者が疾病等で不在となった場合などの緊急時においても、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者地域相談支援センター（すまいる）に配置しているコーディネーター等を中心に「緊急時対応計画」を作成する取組を進めるとともに、「緊急時対応事業」※1を実施する事業者を増やし、平時及び緊急時にも利用できるような体制を整備していきます。

また、区内の事業者が安定的に質の高いサービスを提供できるよう、福祉人材の確保に向けた支援策の充実や専門人材の育成を図るとともに、障害福祉の仕事の魅力を発信する取組を更に進めます。あわせて、支援現場のデジタル化を推進し、業務負担の軽減や情報共有の充実などの生産性の向上を図ることで、より良い支援ができる環境を整えます。

精神科病院の長期入院者が退院後に円滑に地域生活をはじめられるよう、地域移行プレ相談事業※2、精神障害者グループホーム活用型ショートステイ事業を引き続き実施していきます。また、地域の関係機関が連携して障害者の生活を支援できるよう、地域自立支援協議会※3で課題を共有するなど、支援のネットワークづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
緊急時地域生活支援体制の整備						
・ コーディネーターの配置	実施	実施	→	→	→	実施
・ 緊急時対応計画の作成	実施	実施	→	→	→	実施
・ 緊急時対応事業 ・ ショートステイ・支援者派遣	実施	実施	→	→	→	実施
福祉人材の確保・育成						
・ 専門研修等	実施	実施	→	→	→	実施
・ 研修等受講料助成	実施	実施	→	→	→	実施
・ 訪問系事業者人材確保支援	実施	実施	→	→	→	実施
・ 人材採用活動経費助成	—	60事業所	60事業所	60事業所	60事業所	240事業所
・ 障害福祉の仕事魅力発見事業	—	実施	→	→	→	実施

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ICTを活用した障害福祉事業者 の生産性向上支援	—	8事業所 (累計8事業所)	12事業所 (累計20事業所)	30事業所 (累計50事業所)	30事業所 (累計80事業所)	新規80事業所 (累計80事業所)
地域移行の促進						
地域移行プレ相談事業	実施	実施				実施
精神障害者グループホーム活用 型ショートステイ事業	2所	《2所》	《2所》	《2所》	《2所》	《2所》
地域の支援ネットワークづくりの 推進	実施	実施				実施
関連する計画						
(DX推進計画)取組11 障害福祉事業所におけるDX支援						

- ※1 緊急時対応事業：「緊急時対応計画」に基づき、事前に登録、相談をしておくことで、基本7日間の緊急時対応を行う「緊急時対応ショートステイ」及び「緊急時支援者派遣」の事業
- ※2 地域移行プレ相談事業：精神科病院に入院している方に対し、障害者地域相談支援センターのピア相談員を活用し、退院に向けた動機付け支援や本人の生活力のアセスメント等を行い、地域移行支援を円滑に進めていく事業
- ※3 地域自立支援協議会：「障害者総合支援法」に規定されている会議体で、地域の課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制を整備することを目的とした機関

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

4 障害者の社会参加支援の推進【重点】

障害者が余暇活動などで集える場所を充実させるため、身近な施設の情報を分かりやすく発信するとともに、障害者が参加しやすい余暇プログラムが広がるよう取組を進めていきます。また、通所施設への出前教室など、普段生活している場でスポーツ・レクリエーションを体験する場を設けることで、スポーツ等を通じた障害者の社会参加の機会の拡充を図ります。さらに、ICTを活用した障害者の社会参加支援につながる取組を進めていきます。このほか、外出時にガイドヘルパーを派遣する移動支援事業について、必要に応じて見直しを図りながら、個々の状況に応じた適切な支援を行っていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
余暇活動の場の充実						
障害者が利用しやすい環境づくり	実施	実施				実施
余暇等情報発信の充実	実施	実施				実施
スポーツ・レクリエーション活動の 推進						
体験イベントの実施	3回	3回	3回	3回	3回	12回
出前型教室の実施	20回	20回	20回	20回	20回	80回
移動支援事業	実施・見直し	実施				実施
ICTを活用した障害者の社会参加 支援						
視覚障害者向け遠隔サポートシ ステム	—	導入・運用	運用			導入・運用
関連する計画						
(DX推進計画)取組7 デジタルデバйд対策の推進						

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

5 高齢の障害者等への支援の充実

介護保険の対象とならない障害者等が、個々の身体状況の変化などに応じてサービスを選択し安心して利用できるよう、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービス事業所※1の開設を更に進めるとともに、共生型サービスの円滑な利用につながるよう支援内容の充実を図ります。

また、高齢福祉と障害福祉分野の支援者間における情報共有や連携強化に向けた取組を推進するとともに、65歳到達前からのケア会議※2等を通じて、本人の状況に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
共生型サービス事業所開設・利用の促進	実施	実施				実施
高齢・障害分野の連携強化						
啓発セミナー等	実施	実施				実施
介護保険移行に向けたケア会議	開催	開催				開催

※1 共生型サービス事業所：「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的とする「共生型サービス」を提供する事業所

※2 ケア会議：本人を中心に家族や支援者等が参加し、本人が望む生活の実現のために具体的な支援方針や役割分担などを確認する会議体

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

6 障害者の権利擁護と共生社会の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、杉並区障害者権利擁護・共生社会推進連絡会を開催し、杉並区内における合理的配慮の推進、障害理解の促進について広く意見を聴取するなど、障害者の権利擁護と共生社会の実現に向けた取組を推進します。また、地域の見守り等により虐待の未然防止に努めるとともに、障害者虐待の通報や相談に対し、迅速かつ適切に対応していきます。さらに、再発防止に向けて、虐待調査後のモニタリングを実施するとともに、関係機関とも連携しながら、本人、家族及び事業者とともに適切な支援内容や対応策を検討し、継続的に支援していきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
障害の理解促進と合理的配慮の提供						
杉並区障害者権利擁護・共生社会推進連絡会の開催	2回	2回	2回	2回	2回	8回
共生社会しかけ隊※1による働きかけ	実施	実施	→			実施
障害者虐待防止等の推進						
未然防止の取組	実施	実施	→			実施
虐待対応及び再発防止の取組	実施	実施	→			実施

※1 共生社会しかけ隊：障害者への合理的配慮の提供を地域に広げるために、地域の様々な場所に出向き、出向いた場所の職員と困りごとや何をどうすればよいか分からないことを一緒に話し合い解決する取組

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実

令和5年度（2023年度）に施行された「杉並区手話言語条例」及び令和7年度（2025年度）に施行された「手話施策推進法」の趣旨を踏まえ、引き続き手話に対する理解促進・普及啓発を行います。また、デジタル技術の利用に不慣れな障害者に対し、講座等によるデジタルデバイド※1対策を実施するとともに、区民や事業者向けに障害理解や円滑な意思疎通の重要性について関心と理解を深めるための取組を進めます。このほか、高次脳機能障害※2のある方の支援を実施するなど障害特性に合わせたコミュニケーション支援を行います。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
手話に対する理解促進・普及啓発						
普及啓発	実施	実施				実施
手話通訳者の育成	実施	実施				実施
デジタル技術を活用した遠隔手話通訳サービス	実施	実施				実施
障害者のデジタルデバイド対策の推進	実施	実施				実施
障害理解と円滑な意思疎通の重要性に関する普及啓発	—	実施				実施
高次脳機能障害者の支援						
失語症者の意思疎通支援事業	実施	実施				実施
関連する計画						
(DX推進計画)取組7 デジタルデバイド対策の推進						

※1 デジタルデバイド：インターネットやパソコン等を利用できる者とできない者との間に生じる格差

※2 高次脳機能障害：疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

8 障害児者の家族への支援(ケアラー支援)

障害児者の家族への支援（ケアラー支援）について、障害者の社会参加と家族の就労継続等のニーズに対応するため、障害者通所施設（生活介護）の通所後の居場所づくり（トワイライト支援）を推進していきます。

障害や病気などにより特別な支援を必要とする子どもの兄弟姉妹（きょうだい児）の思いやきょうだい児との関わり方について、地域や関係機関の理解が深まるよう、周知を図ります。また、障害者本人及び家族が希望する将来の暮らしの実現に向けて、年代別のセミナー等の開催を通じたライフデザイン支援の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
成人期のトワイライト支援(通所後支援)の整備						
障害者の居場所づくり促進事業	検討	実施	→			実施
きょうだい児に関する理解の促進	検討	実施	→			実施
ライフデザイン支援						
ライフデザインセミナー	試行実施	実施	→			実施

子ども



すべての子どもが、自分らしく
生きていくことができるまち

この分野の施策

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・
子ども

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利※1が保障され、その意見が尊重される環境を整え、子どもが安心して暮らすことができる地域社会を目指します。さらに、子どもの権利が尊重され、安全・安心に過ごすことができる環境を確保するため、子ども関係施設における事故の未然防止に取り組み、子どもの健やかな育ちを支える環境づくりを進めます。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制を強化するとともに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を有しています。このため、子どもが自由に意見を表明し、その意見が必要なところに届けられる機会の確保を図るとともに、子ども関係施設において安全・安心に過ごせる環境づくりを進める必要があります。
- 児童虐待の相談件数は高い水準で推移しており、引き続き、早期発見・早期対応が可能な児童相談体制が求められています。また、社会的養護※2を必要とする子どもも含め、すべての子どもの権利が守られ、自立に向けた支援などにより、自分らしく生きていくことができるための環境整備が重要です。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなどの課題に対応し、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに成長できるよう、必要な支援につながる取組の一層の推進を図るとともに、社会から孤立してしまう前に気付き、支援につなげる感度を高めることが求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利が保障されるとともに、共に社会を創る一員として、子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に当事者として参画しています。また、子ども関係施設における事故の未然防止の取組が進み、子どもが安全・安心に過ごせる環境が確保されています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見による重篤化予防を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性及び法的権限に基づく介入を担う児童相談所が、適切に役割分担をしながら児童虐待対応を行う、両輪の児童相談体制が実現されています。また、社会的養護に係る取組が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、必要な支援が適切につながることで、子どもの最善の利益の実現に向けた社会づくりが推進されています。

※1 子どもの権利：「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」で定められている権利

※2 社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	子どもの権利について知っている区民の割合 区民意向調査	32.7% (7年度)	40.0%
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	18.7% (8年度)	18.0%
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	74.0% (8年度)	75.0%以上

施策を構成する実行計画事業

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現	【重点】	4 ヤングケアラー支援の推進	【重点】
2 子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化	【重点】	5 より良い子どもの居場所づくりの推進	【再掲】（施策19-1）
3 子どもの貧困対策の推進			

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現【重点】

子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、「杉並区子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、子どもの権利保障に関する取組を総合的に推進します。

子どもの権利や子ども参画の意義について、子どもと大人の双方が理解を深めることができるよう、子どもの権利救済委員による講座等を実施するほか、学校等における周知リーフレットの配布など、継続的な普及啓発に取り組みます。

また、子どもの権利相談・救済窓口※1（愛称：なみすけの子ども相談室）について、相談用はがきを区内全児童・生徒に配布するなどの周知と相談しやすい環境の充実に努めるとともに、子どもの声を聴きながらその子にとって最も善い解決方法を共に考え、問題解決に向けた支援等を行います。

さらに、子どもが自らの思いや考え、意見を安心して表明できる機会を確保するため、「杉並区子どもの意見を聴いて反映するための手引」を踏まえ、アンケート、ワークショップなどの多様な手法を活用し、より多くの子どもの意見を聴く取組を進めます。

加えて、子ども関係施設において、子どもの安全を確保するため、事故や事故には至らなかった事例の要因を分析するとともに、得られた知見を職員研修や施設運営の改善に活用します。これにより、事故の未然防止を図ることで、子どもの権利が保障され、安全・安心に過ごせる環境づくりを進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
子どもの権利に関する普及啓発						
子どもの権利の啓発の推進	実施	実施	→			実施
子どもの権利救済委員による講座等	実施	実施	→			実施
子どもの権利相談・救済窓口の運用	実施	実施	→			実施
子どもの意見表明・参画の推進	実施	実施	→			実施
子ども関係施設における安全・安心な環境づくりの推進	検討	実施	→			実施

※1 子どもの権利相談・救済窓口：子どもの悩みや困りごとなどについて、弁護士、社会福祉士、公認心理師などの専門資格を有する「子どもの権利救済委員」及び「子どもの権利相談員」が対応する相談窓口

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

2 子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化(1/2)【重点】

区立児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターの役割分担により、これまで以上に迅速・丁寧な児童虐待対応を行うとともに、予防機能を一層強化した児童相談体制の実現を目指します。また、要支援児童等が地域で安心して過ごせるよう、子どもイブニングステイや要支援ショートステイの充実を図るなど、子どもが安全に生活できる環境づくりに取り組みます。

さらに、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養護自立支援拠点事業については、一時避難的かつ短期間の居場所としての機能を備えた支援に拡充するとともに、子どもの権利に十分配慮した一時保護委託先の確保のほか、家庭等に居場所がない子ども・若者が、ニーズに合わせて必要な支援を受けられる居場所の確保など、子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化に取り組んでいきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
在宅児童の支援						
要支援家庭を対象とした子ども ショートステイ	拡充	実施		拡充	実施	実施・拡充
養育支援訪問	実施	実施				実施
子育て世帯訪問支援	実施	実施				実施
親子関係形成支援	実施	実施				実施
子どもイブニングステイ	— (累計1所)	新規1所 (累計2所)	— (累計2所)	新規1所 (累計3所)	— (累計3所)	新規2所 (累計3所)
措置児童の支援						
社会的養護経験者の自立支援	実施	拡充	実施			拡充・実施
フォスタリング業務※1	実施	実施				実施
子ども若者シェルター・相談支援 事業	準備	準備	実施			準備・実施

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

2 子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
登録一時保護制度の活用						
登録一時保護受託者の確保	準備	実施				実施
社会的養育の推進						
社会的養育推進計画※2	準備	準備	策定	改定準備	改定	準備・策定・ 改定準備・改定
計画に基づく取組	—	—	推進			推進

- ※1 フォスターリング業務：里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うこと
- ※2 社会的養育推進計画：区が関わる子どもの最善の利益の実現を目指し、里親・ファミリーホーム数、施設数に加え、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等の自立支援の体制整備等の取組と必要な資源の整備目標などを示す計画

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

3 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、家庭環境や社会的孤立など、様々な要因が複雑に絡み合う課題であり、地域や社会全体で取り組む必要があります。

子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、令和8年度（2026年度）に実施した「子どもと子育て家庭の実態調査」の結果を踏まえ、支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

あわせて、教育の支援、生活の安定に向けた支援、保護者の就労支援、経済的支援など、子どもの貧困対策に資する取組を分野横断的かつ総合的に推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
子どもの貧困対策に資する分野 横断的な取組	実施	実施				実施
子どもと子育て家庭の実態調査	実施	—	—	実施	—	実施

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

4 ヤングケアラー支援の推進【重点】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害、生活困窮、精神保健等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。このため、ケアマネジャーやヘルパー事業所をはじめとする関係機関に加え、地域で子どもの支援を行っている区民等も研修の対象者にするなど、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づき、その状況に応じた支援や負担の軽減につなげることができるよう取り組みます。

また、ヤングケアラーの相談窓口としてLINE相談を実施し、必要に応じて適切な支援につなげます。

さらに、令和9年度（2027年度）から新たに当事者同士が悩みや経験を共有し、相互に支え合うことができる場を設けることで、孤立感や心理的負担の軽減を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
関係機関等研修	実施	拡充	実施			拡充・実施
LINE相談	実施	実施				実施
ピアサポート※1事業	検討	試行実施	実施			試行実施・実施

※1 ピアサポート：同じような経験や悩みを持つ当事者同士が、経験を共有しながらお互いを支え合うこと

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

子どもの居場所は、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間であり、子どもの健やかな成長を支え、子どもの権利を保障する上で重要です。子どもの個性や成長段階、置かれた状況等に応じて、自ら選択できる多様な居場所づくりを推進するとともに、子どもの意見を居場所づくりや運営に反映します。

また、子どもが自分に合った居場所を選べるよう、児童館や学校施設、公園・図書館等の地域資源を活用し、地域団体や民間事業者等の多様な担い手との連携、居場所情報の発信、居場所同士のネットワークづくりを進めることで、地域で子どもを支える環境を整備します。

施策の現状と課題

- 子どもの居場所に対するニーズは、個性や成長段階、置かれた状況等に応じて多様化しています。どこにも居場所がない子どもが生じないよう、成長段階等に応じて選択できる多様な居場所づくりを着実に進める必要があります。
- 子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所とするため、子どもの視点に立って意見を聴き、居場所づくりや運営に反映するとともに、居場所に関わる大人が子どもの権利を理解し、安全・安心な環境を整える必要があります。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、様々な遊びや体験活動、多世代交流、大人との多様な関わりを充実させるとともに、子どもが抱える課題を早期に発見し、適切な支援につなげることが求められています。
- 児童館や学校施設に加え、公園・図書館等の一般区民施設※1や地域団体・民間事業者による取組も含め、多様な地域資源を活用し、子どもの居場所を充実させることが重要です。あわせて、居場所の情報を子どもに分かりやすく届け、居場所同士が連携し、子どもが必要な居場所や関係機関につなげることができる仕組みを整える必要があります。

計画最終年度の目標

- 乳幼児から中・高校生世代までの子どもが、個性や成長段階、置かれた状況等に応じて、自分に合った居場所を切れ目なく持つことができます。
- 子どもの意見が居場所づくりや運営に反映され、子どもの権利が守られる安全・安心な環境の中で、子ども一人ひとりが自分らしく過ごすことができます。
- 様々な遊びや体験活動、多世代交流、大人との多様な関わりを通じて、子どもの自主性や社会性が育まれるとともに、子どもが抱える課題が早期に発見され、適切な支援につながっています。
- 行政、地域団体、民間事業者等の多様な担い手が連携・協働し、居場所の情報と支援のネットワークが地域に広がることで、地域全体で子どもの育ちを支える環境が整っています。

※1 一般区民施設：公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とした施設

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	放課後等居場所事業※1利用者の満足度 放課後等居場所事業の利用者アンケート	94.4% (7年度)	95.0%以上

施策を構成する実行計画事業

1 より良い子どもの居場所づくりの推進	【重点】	3 地域における子育て支援体制の充実	【再掲】（施策20-2）
2 次世代育成基金の活用推進		4 学童クラブの整備・充実	【再掲】（施策20-5）

※1 放課後等居場所事業：放課後等の学校施設を小学生の安全・安心な居場所として提供し、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流事業を通じて、子どもの自主性や社会性、創造性を育み、地域社会の中で健やかな成長を促すための事業

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 より良い子どもの居場所づくりの推進(1/2)【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」※1に基づき、子どもの意見を聴きながら、乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進します。

児童館については、福祉的課題への対応力や子どもの参画に向けた取組等の機能を強化するとともに、子ども・子育てプラザ※2が徒歩圏内にない地域における乳幼児親子の居場所機能の充実や、中・高校生機能優先児童館の整備を進め、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点としての役割を果たします。

また、放課後等居場所事業については実施場所を拡大するとともに、おやつを提供などを通じて、小学生の居場所としての機能を充実させます。

さらに、子ども・子育てプラザの小学生タイムやプレーパーク※3を拡充するほか、地域の実情に応じて、一般区民施設の集会室を子ども向けに開放するなど、地域における子どもの居場所の充実に取り組みます。

加えて、上荻児童館の旧若杉小学校跡地への移転改築を進めるほか、中学校区に児童館が未整備の地域※4において児童館の整備に向けた取組を進めます。向陽中学校との併設・複合化による児童館の新規整備を検討するとともに、西荻南区民集会所移転後の跡地については、西荻北保育園の仮設園舎として活用した後に新たな児童館整備の検討を進めます。あわせて、旧杉並第四小学校の跡地活用については、跡地活用を検討するワークショップ等において児童館の整備を検討します。

このほか、児童館、子ども・子育てプラザ及び児童青少年センターに入退館管理システムを導入し、入館手続の簡素化と業務の効率化を図るとともに、子どもの入退館時刻を保護者に通知する仕組みを整備し、利用者の利便性と安全・安心の向上につなげます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
児童館(25館)						
機能強化	準備	一部実施	実施	→		一部実施・実施
乳幼児親子の居場所機能の充実	検討・準備	実施	→			実施
中・高校生機能優先児童館	検討・準備	新規1館 (累計1館)	— (累計1館)	— (累計1館)	— (累計1館)	新規1館 (累計1館)
児童館の整備・改築等						
上荻児童館の改築	設計0.4館	設計0.5館	設計0.1館 建築0.1館	建築0.4館	建築0.4館	設計0.6館 建築0.9館
新たな児童館の整備	検討	検討	→			検討
児童館等の入退館管理システム	検討	準備	運用	→		準備・運用

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 より良い子どもの居場所づくりの推進(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
小学生の放課後等居場所事業						
実施場所の拡大	新規9所 (累計29所)	新規10所 (累計39所)	— (累計39所)	— (累計39所)	— (累計39所)	新規10所 (累計39所)
おやつを提供	準備	実施				実施
地域における子どもの居場所の 充実						
子ども・子育てプラザの小学生 タイム	検討・準備	拡充	実施			拡充・実施
プレーパーク	検討・準備	拡充	実施			拡充・実施
一般区民施設の有効活用	調査・検討	実施				実施
日曜日・祝日の校庭開放	実施	実施				実施
小学校始業前の朝の居場所	検討・実施	検討・実施				検討・実施
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)旧若杉小学校跡地の本格活用、向陽中学校の改築検討と児童館の整備検討、西荻北保育園及びゆうゆう西荻北館の改築						

- ※1 子どもの居場所づくり基本方針：今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針として令和7年（2025年）1月に策定
- ※2 子ども・子育てプラザ：乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点
- ※3 プレーパーク：子どもが自らの想像力・発想力で遊びを創造し、普段の公園では体験できない土遊び、水遊び、火遊び、木登り、工作等を通して、自主性や創造性の育成、体力の増進等を図ることを目的とした事業
- ※4 中学校区に児童館が未整備の地域：東田中学校区、東原中学校区、荻窪中学校区、向陽中学校区、大宮中学校区、和泉中学校区、高円寺中学校区の7中学校区

防災・防犯

・まちづくり・地域産業

環境・みどり

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

2 次世代育成基金の活用推進

次世代育成基金を活用することで、より多くの子どもに様々な体験・交流事業への参加機会を提供するとともに、その原資となる寄附募集の取組と基金趣旨の一層の周知を図ります。

また、基金創設から10年以上が経過し、社会を取り巻く環境も変化していることから、子どもや保護者に向けた情報提供の方法や、家庭の経済状況等に左右されることなく、参加を希望するすべての子どもが参加しやすい事業の実施方法などを検討します。

さらに、「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて子どもの意見を取り入れるなど、必要に応じて、活用事業の内容や活用方法等の見直しを行います。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
基金を活用した体験・交流事業						
区主催事業	8事業 参加者465人	実施	→			実施
民間主催事業(基金活用事業 助成)	3事業 参加者192人	実施	→			実施

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

社会状況の変化に伴い多様な働き方やライフスタイルに合わせた子育て支援が求められている中、多様化するニーズに的確に対応するため、妊娠期からの切れ目ない支援を拡充し、子育てに対する不安や負担を軽減する取組を進めることにより、地域で安心して子育てできる環境の更なる整備・充実を図ります。

あわせて、保育、学童クラブの運営の質の確保・向上に向けた取組をより一層推進するとともに、学童クラブの待機児童解消のための取組を行うなど、様々な家庭の形態やライフステージに応じた支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。
- 様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要があります。また、多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められています。
- 学童クラブの需要は依然として高い水準で推移しており、的確に対応する必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を確保し、向上するための方策が求められています。
- 学童クラブ待機児童の放課後の過ごし方を的確に把握し、子どもの成長段階に応じた居場所を案内するとともに、ニーズに応じた学童クラブ以外の放課後の安全・安心な居場所を充実していくことが必要です。
- ひとり親は、子育てと生活の基盤を支える役割をひとりで担わなければならないことから負担が大きく、住居や収入等様々な場面で困難に直面する場合があるため、家庭環境に左右されず親も子どもも安心して生活できるよう各家庭個別の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。
- 学童クラブの待機児童が解消し、安心して子育てできる環境が整備されています。
- 子どもの成長段階に応じて、選択可能な居場所が充実し、それぞれのニーズに応じた居場所が確保されています。
- ひとり親家庭に対する様々な支援の制度が整い、すべての家庭が個々の状況に応じて自立して安定した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合 区民意向調査	67.1% (7年度)	70.0%
2	今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合 乳幼児健康診査時アンケート	97.6% (7年度)	98.0%
3	保育所利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	94.3% (7年度)	95.0%以上
4	学童クラブ待機児童数 翌年度5月1日時点の待機児童数	372人 (8年5月1日)	0人
5	学童クラブ利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	93.8% (7年度)	95.0%以上

施策を構成する実行計画事業

1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実	【重点】	5 学童クラブの整備・充実	【重点】
2 地域における子育て支援体制の充実		6 ひとり親家庭支援の充実	
3 保育の質の向上	【重点】	7 就学前教育の充実	【再掲】（施策22-3）
4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進	【重点】		

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実(1/2)【重点】

妊娠期から面談等を通じて出産・子育てに関する相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。出産育児準備教室では、従来のパパママ学級・母親学級に加え、父親学級を実施することにより、父親支援の充実を図るとともに、産後ケア事業※1では、従来の宿泊型・日帰り型に加え、訪問型を実施することにより、支援にアクセスしづらい家庭へのアプローチを強化します。

また、新たに妊産婦移動支援事業を実施することにより、健診等に係る妊産婦の外出負担の軽減を図ります。加えて、5歳児健康診査を実施することにより、発達の特性を早期に発見し、特性に応じた適切な支援を行うことで、円滑な就学につなげます。あわせて、電子版母子健康手帳を導入することにより、個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

さらに、経済的負担の大きい不妊治療費の一部助成や、減少する産科医・助産師への支援を通じて、地域で安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ゆりかご事業						
ゆりかご面接	実施	実施				実施
出産育児準備教室	実施	実施	拡充	実施		実施・拡充
産後ケア事業	実施	拡充	実施			拡充・実施
すこやか赤ちゃん訪問※2	実施	実施				実施
あそびのグループ・あそびのグループプラス※3	実施	実施				実施
多胎児家庭支援事業	実施	実施				実施
妊産婦移動支援事業	準備	実施				実施

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
妊婦のための支援給付	実施	実施				実施
バースデーサポート事業※4	実施	実施				実施
5歳児健康診査	試行実施	試行実施	実施			試行実施・実施
電子版母子健康手帳	検討	構築・運用	運用			構築・運用
不妊治療費助成	420件	400件	400件	400件	400件	1,600件
分娩手当支給事業	700件	640件	640件	640件	640件	2,560件
関連する計画						
(DX推進計画)取組15 母子保健DXの推進						

- ※1 産後ケア事業：生後7か月未満の子と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るなど、健やかに育児ができるよう支援する事業
- ※2 すこやか赤ちゃん訪問：生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、育児に関する相談、子育てに関する情報提供等を行い、産後うつ等の早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図る事業
- ※3 あそびのグループ・あそびのグループプラス：1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児を対象にした親子参加型のグループ活動を行い、保護者の子どもへの関わり等についての助言や、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図る事業
- ※4 バースデーサポート事業：行政との接点が比較的に少ない2歳児を育てる家庭に対し、アンケート実施や子育てに関する情報提供等を行い、相談支援体制を強化することを目的とした事業

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

2 地域における子育て支援体制の充実

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザや地域子育てネットワーク事業※1等の取組により、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実に取り組むとともに、子育てに関わる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

また、妊婦・子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、より身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行う利用者支援事業を実施します。

さらに、地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業※2のほか、一時預かり事業※3や子育て応援券事業※4等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
子ども・子育てプラザの運営	7所	《7所》	《7所》	《7所》	《7所》	《7所》
乳幼児親子の居場所	実施	実施				実施
地域子育てネットワーク事業	実施	実施				実施
利用者支援事業	実施	実施				実施
ファミリー・サポート・センター事業	実施	実施				実施
一時預かり事業	実施	実施				実施
ベビーシッター利用支援事業	拡充	実施				実施
子育て応援券事業	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組41 利用者支援事業等の実施体制の見直し						

- ※1 地域子育てネットワーク事業：各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組
- ※2 ファミリー・サポート・センター事業：短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人（利用会員）と、手助けができる人（協会員）をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業
- ※3 一時預かり事業：保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、施設において乳幼児を預かる事業
- ※4 子育て応援券事業：子育てを支援する地域の人や団体などとの関わりを通して、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦及び就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できるポイントを交付する事業

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

3 保育の質の向上(1/2)【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談対応を行うなど、継続的な支援を実施します。

また、区立保育園全27園を中核園※1に位置付け、そのうち既存の中核園10園を地域統括園※2とすることで、中核園事業の実施体制と機能の強化を図ります。これにより、地域の保育施設との連携・協力の下、研修や情報共有、訪問支援等を通じて、区内全体の保育の質の向上に取り組みます。

さらに、安定した保育環境を確保するため、私立保育施設等における保育士等の処遇改善や人材確保を支援するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
保育施設の巡回指導・訪問等	実施	実施				実施
中核園事業						
中核園(内、地域統括園)	10園	《14園(2園)》	《14園(2園)》	《27園(10園)》	《27園(10園)》	《27園(10園)》
実施体制・機能強化	—	試行実施		実施	—	試行実施・実施
私立保育施設等の保育士等の 処遇改善・人材確保支援	実施	実施				実施
高井戸東保育園の改築						
設計	0.5園	0.5園	—	—	—	0.5園
建築	—	—	0.1園	0.7園	0.2園	1.0園
上荻保育園の移転改築						
設計	0.4園	0.5園	0.1園	—	—	0.6園
建築	—	—	0.1園	0.4園	0.4園	0.9園

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

3 保育の質の向上(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
西荻北保育園の改築						
設計	—	—	0.5園	0.5園	—	1.0園
和田保育園の改築						
設計	—	—	—	0.5園	0.5園	1.0園
四宮保育園の改築						
設計	—	—	—	—	0.5園	0.5園
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)高井戸東保育園及びゆうゆう高井戸東館の改築、旧若杉小学校跡地の本格活用、西荻北保育園及びゆうゆう西荻北館の改築、和田保育園の改築、四宮保育園の改築と(仮称)コミュニティふらっと四宮の整備						

※1 中核園：保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園
※2 地域統括園：中核園の取組に加え、従来の地域単位の取組を展開するとともに、訪問支援等を実施することで、保育の質の向上に向けた役割を担う区立保育園

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進【重点】

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、障害児指定園※1における受入体制の充実や、病児保育※2の実施、認可保育施設を利用できない場合や夜間保育に対応するベビーシッター利用支援など、切れ目のない保育サービスの充実を図ります。また、令和9年度（2027年度）からは、病児保育室1所において、小学生の受入れを開始します。

あわせて、私立幼稚園との連携を深めながら、地域全体で幼児教育・保育環境の向上を図るとともに、こども誰でも通園制度※3の実施を通じて、就労要件にかかわらず利用できる仕組みの充実を進め、子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
障害児指定園	15園	《15園》	《15園》	《15園》	《15園》	《15園》
病児保育室(5所)						
小学生の受入れ	検討	実施	→			実施
ベビーシッター利用支援	実施	実施	→			実施
私立幼稚園との連携						
幼児期における保育の場の充実	検討	検討	→			検討
私立幼稚園との意見交換	実施	実施	→			実施
こども誰でも通園制度	実施	実施	→			実施

※1 障害児指定園：障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

※2 病児保育：病気などにより保育施設や学校等での集団生活が困難な児童を一時的に預かる事業

※3 こども誰でも通園制度：認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない0歳6か月～満3歳未満の子どもが認可保育所等を一定時間利用できる制度

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

5 学童クラブの整備・充実【重点】

学童クラブについては、令和10年度（2028年度）の待機児童解消を目指し、小学校の改築に合わせた整備をはじめ、区有地や区有施設、民間施設を活用した整備に取り組むとともに、待機児童の放課後の過ごし方の実態把握を適切に行い、子どもの成長段階に応じた居場所の案内や、児童館や放課後等居場所事業等の学童クラブ以外の放課後の安全・安心な居場所の充実など、複合的な対策を進めます。

また、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、学童クラブの大規模化の解消を含めた、より良い育成環境の確保に取り組むほか、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などを通じて、学童クラブの質の向上を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
学童クラブの整備						
小学校内への整備	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)
小学校周辺の区有地・区有施設 を活用した整備	— (累計6施設)	新規2施設 (累計8施設)	— (累計8施設)	— (累計8施設)	— (累計8施設)	新規2施設 (累計8施設)
小学校周辺の民間施設を活用 した整備	—	—	新規1施設 (累計1施設)	— (累計1施設)	— (累計1施設)	新規1施設 (累計1施設)
質の確保・向上のための取組	実施	実施				実施
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)(仮称)沓掛学童クラブ校外育成室の整備、(仮称)堀ノ内南第二学童クラブの整備、(仮称)桃三学童クラブ校外育成室の整備、桃井第一小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備、杉並第一小学校の移転改築と小学校内での学童クラブの整備、堀ノ内東学童クラブの移転整備						

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

6 ひとり親家庭支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、子育て・生活支援、就業支援及び養育費確保支援等を個々の状況に応じて総合的に実施し、家庭環境に左右されない子どもの健やかな成長を支えます。あわせて、「ひとり親家庭手続きガイド」の活用を推進し、制度や相談窓口に関する情報を分かりやすく提供することで、必要な支援や相談窓口へ円滑につながる環境の整備を図ります。

また、離婚後の子の養育に関する民法等の改正（共同親権の導入等）※1を踏まえ、離婚前後の父母を対象として、親の責務や養育費、親子交流等について理解を深める講座を実施し、安定的な養育環境の確保につなげます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ひとり親家庭相談						
相談支援の実施	3,800件	5,000件	5,000件	5,000件	5,000件	20,000件
ひとり親家庭手続きガイド	運用	運用				運用
ひとり親家庭生活支援(ホームヘルプサービス※2)	30世帯	35世帯	35世帯	35世帯	35世帯	140世帯
就労自立に向けた資格取得支援	実施	実施				実施
養育費確保に関する支援	実施	実施				実施
離婚前後の家庭への支援	実施	実施				実施

※1 離婚後の子の養育に関する民法等の改正（共同親権の導入等）：離婚後も父母双方が子どもの養育に関わることを前提に、共同親権の導入や、養育費、親子交流等に関する規定が見直され、令和8年（2026年）4月1日施行

※2 ホームヘルプサービス：中学生以下の児童がいるひとり親家庭を対象に、親の就労等の事情により日常生活に支障が生じている場合に、家事や育児を支援するためのサービスを提供する事業

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業※1など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児※2が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 区内の児童発達支援※3や放課後等デイサービスの事業所が不足しており、身近な地域で療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、事業所の開設を進め、受入体制を確保する必要があります。
- 発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置により、保健、医療、福祉、教育等の各分野にまたがる支援が連携し提供できる体制が求められています。

計画最終年度目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

※1 放課後等デイサービス事業：「学校教育法」に定める学校（幼稚園及び大学を除く）又は専修学校等（専修学校及び各種学校）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

※2 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む）

※3 児童発達支援：発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援（療育）を行う事業

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合 区内事業所通所者数÷通所者数×100	92.9% (7年度)	100%
2	重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数 —	55人 (7年度)	85人
3	医療的ケア児の通園、通学等施設数 医療的ケア児等コーディネーターの調整により、医療的ケア児の受入れを行う区立保育園等・区立学童クラブ・区立学校の施設数	25施設 (8年4月)	33施設

施策を構成する実行計画事業

1 未就学児の療育体制の充実	【重点】	3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備	【重点】
2 学齢期の障害児支援の充実	【重点】		

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

1 未就学児の療育体制の充実【重点】

重症心身障害児通所施設わかばでは、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児等の療育を行うとともに、保育園に通う肢体不自由児が併行して療育を受ける機会を持てるよう支援しています。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所に運営助成を行うことにより、新規事業所の開設を促進し、受入体制の拡充を図ります。あわせて、専門職が保育園や幼稚園、学校等を訪問し、関係機関と連携しながら、児童がより良い集団生活を送れるよう支援します。さらに、こども発達センターが地域の中核的な療育施設としての地域支援機能※1を発揮し、発達特性に関する専門的知見や支援技術の提供を行うとともに、区内の児童発達支援事業所や保育園・幼稚園、学校等の関係機関に対する助言や研修を通じて、地域全体の支援の質の向上を図ります。また、児童発達支援事業所を利用する児童の保護者に対して、子どもの発達特性に応じた適切な関わり方の習得や養育スキルの向上を支援します。これらの取組を通じて、支援者及び保護者双方の支援力を高め、地域全体での療育体制の充実を図ります。

加えて、令和10年度（2028年度）の5歳児健康診査の本格実施に伴い、発達上の課題を有する児童及びその保護者への支援ニーズの増加が見込まれることから、子どもの発達特性に応じた適切な関わり方の習得や養育スキルの向上を支援する取組について、検討・実施を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
重症心身障害児通所施設運営	実施	実施				実施
児童発達支援事業所	新規5所 (累計32所)	新規1所 (累計33所)	新規1所 (累計34所)	新規1所 (累計35所)	新規1所 (累計36所)	新規4所 (累計36所)
保育所等訪問支援	850件	950件	1,050件	1,150件	1,250件	4,400件
こども発達センターの地域支援 機能の取組						
医療相談・専門相談	実施	実施				実施
療育・地域支援講座	6講座	6講座	6講座	6講座	6講座	24講座
事業所支援	6所	6所	6所	6所	6所	24所
発達特性に応じた養育力向上 支援	—	検討・試行	実施			検討・試行・実施

※1 地域支援機能：療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者が、専門相談や、支援講座等を通じて、子どもへの適切な関わりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

2 学齢期の障害児支援の充実【重点】

重症心身障害児放課後等デイサービス事業所に区独自の運営助成を行い、新規事業所の開設を促進するとともに、質の高いサービスを安定的に提供できるよう運営を支援します。また、放課後等デイサービスについても、事業所の新規開設及び事業継続を支援するとともに、学校の長期休暇期間中における朝の時間帯等のサービス提供時間の拡充に取り組みます。

障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後等の居場所について引き続き試行的な取組を進め、利用者のニーズに応じた居場所についての検証と見直しを行います。加えて、学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなぐとともに、学校と連携して低学年期の子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援することで、学校生活や地域生活の充実に取り組みます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
重症心身障害児放課後等デイサービス事業所	新規2所 (累計7所)	新規1所 (累計8所)	新規1所 (累計9所)	新規1所 (累計10所)	新規1所 (累計11所)	新規4所 (累計11所)
放課後等デイサービス事業所	新規3所 (累計30所)	新規2所 (累計32所)	新規2所 (累計34所)	新規2所 (累計36所)	新規2所 (累計38所)	新規8所 (累計38所)
長期休暇期間中等の放課後等 デイサービスの提供時間の延長 支援	検討	検討・実施	実施			検討・実施
障害児の中学生以降の放課後等 居場所事業	モデル実施	モデル実施	検証	検証を踏まえた 見直し		モデル実施・検証・検 証を踏まえた見直し
学齢期の発達障害児の相談・療育	実施	実施				実施

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備【重点】

医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で日常生活及び社会生活を営むために、併行通園※1等の実施を推進するとともに、区に医療的ケア児等コーディネーターを配置して、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を促すなど、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
医療的ケア児の受入体制の充実						
区立保育園等での受入れ	実施	実施				実施
区立学童クラブでの受入れ	実施	実施				実施
区立学校での受入れ	実施	実施				実施
医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援	実施・検討	実施				実施

※1 併行通園：障害児通所支援事業所を利用する医療的ケア児が保育園や学童クラブにも通園することで、医療的ケア児の受入れを促進する取組

学び



共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

この分野の施策

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

施策25 生涯にわたる学びの支援

施策26 多様な地域活動への支援

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・
みどり

健康・医療

福祉・
地域共生

子ども

学び

文化・
スポーツ

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

グローバル化や情報化の進展に伴い、人々の価値観や生き方、社会環境が多様化する中、子どもたちが生涯にわたって学び続ける力を育む必要があります。

そのため、学力・体力の向上に加え、外国語教育、日本語指導等、学校教育の更なる充実に取り組みます。あわせて、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進します。また、質の高い教育を持続的に実施していくため、教員の業務改善を支援し、負担軽減と健康確保を図り、本来の教育活動に集中できる環境を整えます。

さらに、学校・家庭・地域・行政の協働のもと、地域と共にある学校づくりや部活動の地域展開を進め、地域全体で子どもの学びと成長を支える仕組みを一層充実させます。

加えて、豊かな教育環境の実現に向けて、将来を見据えた新しい学校づくりを推進します。

施策の現状と課題

- 学力・体力の向上に加え、外国語教育や日本語指導等、学校教育をより一層充実させるとともに、子ども一人ひとりに応じた学びの支援を充実させる必要があります。
- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が増大する中、長時間労働が課題となっています。支援人材の配置やシステムの活用等により、教員の負担軽減と働き方改革を進める必要があります。
- チーム学校※1や地域運営学校（コミュニティ・スクール）※2、幼保小連携・小中一貫教育等の取組を充実させ、学校・家庭・地域・行政が連携して、子どもたちの学びと成長を切れ目なく支えながら、自らの学びが社会をつくることを実感できる教育を推進していく必要があります。
- 児童・生徒1人1台専用タブレット端末を活用した学びを充実させるため、教員のICT活用能力や指導力を向上させるとともに、端末の計画的な更新や生成AI等を活用できる環境を整える必要があります。
- 生徒の多様な活動機会を確保するための部活動の地域展開、児童・生徒数や多様な教育ニーズを踏まえた豊かな学びを支える学校づくりについて、検討を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 子どもたちが探究の主体となり、生涯にわたって学び続ける力が育まれています。また、一人ひとりの状況に応じた学びの機会が確保されています。
- 教員が心身の健康を保持しながら、学習指導や生活指導等といった本来の業務に集中できる環境が整い、質の高い教育の持続的な実施につながっています。
- 子どもたちが多様な他者と共に考え、話し合い、自分たちの学びが社会をつくることを実感しながら学校生活を送っています。また、学校・家庭・地域・行政が連携し、多様な大人が子どもたちの学びと成長を支えています。大人自身も学び合いながら、地域に根ざした特色ある教育活動を自立的・協働的に行っています。
- 児童・生徒1人1台専用タブレット端末やデジタル教材、生成AI等の活用により、質の高い授業が行われ、個別最適な学びと協働的な学びが実現しています。
- 地域と連携したスポーツ・文化芸術活動の機会が確保されるとともに、豊かな学びを支える教育環境が整っています。

※1 チーム学校：校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮することで、子どもたちが必要な資質・能力を確実に身に付けることのできる学校

※2 地域運営学校（コミュニティ・スクール）：学校運営協議会を設置し、学校運営に保護者や地域住民等が参画する学校

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合 区立学校の生徒を対象とした意識・実態調査	51.7% (7年度)	70.0%
2	「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合 区立学校の生徒を対象とした意識・実態調査	74.1% (7年度)	95.0%
3	「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合 区立学校の生徒を対象とした意識・実態調査	63.5% (7年度)	65.0%
4	「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合 区立学校に通う児童・生徒の保護者及び学校関係者を対象とした教育調査	77.6% (7年度)	92.0%
5	文部科学省が行っている「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく自己点検結果の得点割合 区立学校における校務DXの達成状況調査	54.7% (7年度)	80.0%
6	子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合 区立学校の教員を対象とした教育調査	54.6% (7年度)	65.0%

施策を構成する実行計画事業

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 1 学び続ける力の育成 【重点】 | 5 部活動の地域展開 【重点】 |
| 2 ICTを活用した教育の推進 【重点】 | 6 地域と共にある学校づくりの充実 |
| 3 就学前教育の充実 | 7 豊かな学びを支える学校づくりの推進 【重点】 |
| 4 教員の業務改善に向けた支援 【重点】 | 8 区費教員の効果的な活用 【重点】 |

防災・防犯

・まち
地域づく
産く業りみ環
ど境
り・健康・
医療地域福
共生祉・子ど
も学
びスポ
ー
ツ
文化・

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

1 学び続ける力の育成【重点】

子どもたちが豊かに生きるために必要な学力や社会性を身に付けることができるよう、その基盤となる知識・技術、思考力や判断力、表現力等の向上を図り、生涯にわたり学び続ける力を育んでいきます。

区立学校の教育の更なる質の向上に向け、全校を「杉並区研究学校」※1に指定し、各校の課題に応じた研究を行います。

また、子どもたちが学校生活を通じて学び続ける力を育むため、中学生パワーアップ教室※2や体力向上事業を引き続き実施し、学力・体力の向上に取り組みます。

外国語教育では、英語指導助手を柔軟に配置することで、義務教育9年間の学びの連続性を意識した指導を充実させ、コミュニケーション能力の育成を重視した教育を推進します。

帰国・外国人児童生徒への日本語教育等支援については、学校生活への適応を目的とした訪問・補充指導を実施するとともに、新たに日本語学級※3を設置し、指導体制の充実につなげます。あわせて、杉並区交流協会等と連携して「子ども日本語教室」※4を開催し、学校での指導に加え、更に学習を希望する児童・生徒に学びの場を提供します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
杉並区研究学校	試行実施	全校実施				全校実施
中学生パワーアップ教室	実施	実施				実施
体力向上事業	実施	実施				実施
外国語教育の充実	小中学校全校	小中学校全校				小中学校全校
帰国・外国人児童生徒への日本語教育等支援	実施	実施				実施
日本語学級の設置	検討	検討	開設	実施		検討・開設・実施
子ども日本語教室	実施	実施				実施

※1 杉並区研究学校：区立学校がそれぞれの実態に応じた研究主題を設定し、実践を重ねることで教育の質の更なる向上につなげる研究事業

※2 中学生パワーアップ教室：生徒の学び残しやつまずきの解消を図ったり、もっと学びたいという学習意欲に応えたりするために補習の一環として行う事業

※3 日本語学級：日本語能力が十分ではない児童・生徒を対象に、日本語の習得や学校生活への適応を目的とする授業を行う通級学級

※4 子ども日本語教室：日本語を更に学びたい場合や日本語学習が十分ではない児童・生徒を対象に行う集合型の教室

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

2 ICTを活用した教育の推進(1/2)【重点】

児童・生徒1人1台専用タブレット端末については、令和11年度（2029年度）からの更新に関する検討を着実に進めるとともに、学習支援ソフトやデジタル教材、先進的なICTツールの活用を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や情報活用能力の育成に取り組むほか、学校の臨時休業時や登校が困難な児童・生徒に対しても多様な学習機会を確保します。加えて、「デジタルな形態を含む新たな教科書」※1について検討を進めます。

また、教職員に対しては、学習指導要領※2の改訂を見据え、ICT支援員の適切な配置体制の整備による支援を行うとともに、研修等を通じてICT活用能力や指導力の向上を支援します。

さらに、教育における生成AIの活用を通じて、AI社会に対応できる資質・能力の育成と探究的な学習環境の充実を図ります。あわせて、複数の小中学校の図書館において、児童・生徒の情報活用能力の育成に資する百科事典や新聞記事データベースを導入し、タブレット端末で利用できる環境を整備します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
次期タブレット端末への更新及び活用推進	検討	検討	<div></div>	実施	<div></div>	検討・実施
デジタルな形態を含む新たな教科書の導入	検討	検討	<div></div>	<div></div>	一部実施	検討・一部実施
ICT支援員の配置	小中学校全校	小中学校全校	<div></div>	<div></div>	<div></div>	小中学校全校
ICT活用研修	実施	実施	<div></div>	<div></div>	<div></div>	実施

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

2 ICTを活用した教育の推進(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
生成AIの活用	モデル実施	モデル実施	実施			モデル実施 ・実施
学校図書館のデジタル資料活用	推進	推進				推進
関連する計画						
(DX推進計画)取組18 学校教育におけるDXの推進						

※1 デジタルな形態を含む新たな教科書：紙媒体のみの教科書、紙とデジタルを組み合わせた教科書又はデジタル媒体のみの教科書（文部科学省ホームページ）
※2 学習指導要領：全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

3 就学前教育の充実

就学前教育支援センターを拠点として、区内就学前教育施設の保育者の資質向上のため、実技を中心とした少人数研修や、オンライン・オンデマンド配信を活用した様々な形態の研修を実施します。また、幼児教育アドバイザー※1による若手保育者の育成支援、園運営の相談支援などを行うとともに、区立子供園における研究成果を区内すべての就学前教育施設及び区立小学校に周知し、教育的支援を総合的・一体的に行います。

また、「杉並区幼保小連携プログラム・架け橋期のカリキュラム改定版」※2に基づき、保育者と小学校教員の連携や、幼児と児童の交流活動等、様々な方策を活用して就学前教育施設と小学校の連携を推進します。さらに、幼保小連携担当者※3の資質向上を図るため、連絡協議会や研修を開催し、幼児期から児童期への学びを円滑につなげるための取組を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
就学前教育研修の実施	12回	12回	12回	12回	12回	48回
幼児教育アドバイザーの配置	3名	《3名》	《3名》	《3名》	《3名》	《3名》
就学前教育の調査・研究						
教育課題研究の実施	子供園2園	子供園1園	子供園1園	子供園1園	子供園1園	子供園4園
成田西子供園協働研究	実施	実施				実施
幼保小連携の充実						
幼保小連携の推進	小学校全校	小学校全校				小学校全校
幼保小連携担当者連絡協議会 及び幼保小連携に関する研修の 開催	4回	4回	4回	4回	4回	16回

※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者で、区内の就学前教育施設（機関）を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

※2 杉並区幼保小連携プログラム・架け橋期のカリキュラム改定版：就学前教育と小学校教育の連続性を踏まえ、就学前教育施設の保育者と小学校の教員が幼保小連携の具体的な方策に関する理解を深め、幼保小連携の推進に向けて活用するため、平成26年（2014年）に策定した「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」の改定版

※3 幼保小連携担当者：就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

4 教員の業務改善に向けた支援【重点】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる期待や役割は増加し、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな問題となっています。「杉並区業務量管理・健康確保措置実施計画」※1に基づき、副校長校務支援員※2、スクール・サポート・スタッフ※3及びエデュケーション・アシスタント※4を効果的に配置して活用するとともに、校務DXの推進等により業務の効率化を進め、教員の業務負担の軽減と健康確保を図ります。教員が学習指導や生活指導等といった本来の業務に集中できる環境を整え、より質の高い教育を実施していきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
副校長校務支援員の配置	16校	拡充				拡充
スクール・サポート・スタッフ の配置	小中学校全校 特別支援学校	小中学校全校 特別支援学校				小中学校全校 特別支援学校
エデュケーション・アシスタント の配置	小学校全校	小学校全校				小学校全校

- ※1 杉並区業務量管理・健康確保措置実施計画：「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）第8条に規定する、教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための措置に関して服務を監督する教育委員会が策定する計画のこと
- ※2 副校長校務支援員：区立学校の副校長の業務（職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等）の補助を行う会計年度任用職員
- ※3 スクール・サポート・スタッフ：区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業を行う会計年度任用職員（学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け）
- ※4 エデュケーション・アシスタント：区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために第1学年から第3学年のいずれかの学年の学級担任を補佐し、副担任相当の業務を行う会計年度任用職員

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

5 部活動の地域展開【重点】

生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を持続的に確保していくため、国及び東京都が示した部活動に関するガイドラインを踏まえ、令和13年度（2031年度）までに原則としてすべての部活動を地域クラブへ移行することを目指し、部活動の地域展開に向けた取組を推進します。推進に当たっては、地域を主体とした活動の展開に加え、民間事業者への委託を実施するなど、中学生の放課後等活動の更なる充実を図ります。

また、引き続き、部活動活性化事業※1による指導者の派遣や、部活動指導員、指導補助としての外部指導員の配置等を行い、地域展開の進展状況に応じた支援を実施します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
学校支援本部型地域クラブ活動 ※2への移行	実施	実施				実施
民間委託型地域クラブ活動への 移行						
「地域クラブ活動への移行」を 視野に入れた部活動※3	実施校3校 (拠点校方式)※4	実施校3校 (拠点校方式)		民間委託型 地域クラブ移行		実施校3校 (拠点校方式) ・民間委託型 地域クラブ移行 検討・準備 ・実施
民間委託型地域クラブ活動	—	検討・準備		実施		
部活動の支援						
部活動活性化事業	実施	実施				実施
合同部活動	実施	実施				実施
部活動指導員の配置	新規4人	新規4人	新規4人	—	—	新規8人
外部指導員の配置	390回/校	390回/校	390回/校	340回/校	300回/校	1,420回/校

※1 部活動活性化事業：技術指導を事業者へ委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 学校支援本部型地域クラブ活動：学校支援本部が教育委員会と連携して実施する地域主体による活動

※3 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動：最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導のほか、大会の引率・審判の実施等を事業者へ委託し、実施する活動

※4 拠点校方式：複数校の生徒が一つの拠点に集い活動する方式

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

6 地域と共にある学校づくりの充実

区立学校全校を対象として地域運営学校（コミュニティ・スクール）に設置した学校運営協議会※1が、学校支援本部※2やPTA、地域団体等と連携し、学校・家庭・地域が目標や課題を共有しながら、地域の子どもの育成を協働して進めることを支援します。また、小中一貫連携校※3における合同会議を通じて、義務教育9年間を見通した子どもの学びと成長を地域全体で支える仕組みづくりを進め、地域と共にある学校づくりの充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
地域運営学校の充実						
学校支援本部との連携	推進	推進	→			推進
小中一貫連携校合同会議開催	支援	支援	→			支援

※1 学校運営協議会：学校運営に関する基本的な方針（教育課程の編成など）の承認や、教職員の任用に関する任命権者への意見具申など、教育活動の改善・充実について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議体の機関

※2 学校支援本部：地域の志のある人たちと一緒に学校の教育活動などを支援するために設置された、ボランティアによるネットワーク組織

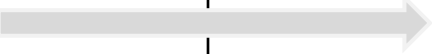
※3 小中一貫連携校：義務教育9年間を一体的に捉え、中学校区を単位に小学校と中学校が連携し、一貫性のある教育活動を行う学校グループ

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

7 豊かな学びを支える学校づくりの推進【重点】

児童・生徒が、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質・能力を伸ばすとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒や不登校児童・生徒等を含むすべての子どもたちの豊かな学びを支える教育環境を将来にわたり確保していく必要があります。

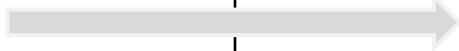
その実現に向け、新たに審議会を設置し、将来にわたる児童・生徒数の動向を見据えつつ、望ましい学校規模、学校の配置や学区域の見直し、特別支援学級の開設、学校施設の老朽化対応等について、総合的に検討した結果を踏まえて、豊かな学びを支える学校づくりに関する基本的な方針を策定します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
(仮称)豊かな学びを支える 学校づくり推進基本方針	検討	検討・策定	運用			検討・策定・運用
(仮称)豊かな学びを支える 学校づくり推進基本方針 に関する審議会	—	設置・運営	—	—	—	設置・運営

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

8 区費教員の効果的な活用【重点】

区費教員※1を活用したこれまでの取組により区の教育の充実が図られてきたことを踏まえ、新たな教育課題に対応した持続的な「区費教員制度のあり方に関する方針」を策定し、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」※2の実現に向け、区費教員の効果的な活用を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
区費教員制度のあり方に関する 方針	検討	検討・策定	—	—	—	検討・策定
方針に基づく区費教員の活用	—	—	実施			実施

※1 区費教員：区が独自に採用し、給与の負担をする教員（東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則）

※2 みんなのしあわせを創る杉並の教育：「杉並区教育ビジョン2022」において「私たちが大切にしたい教育」として掲げた考え方

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

誰一人取り残すことなく、すべての子どもが生涯にわたって学び続ける力を育むためには、障害や疾病、家庭や学校での状況などにより、一人ひとりのニーズが異なることを前提に、学びと成長を組織的かつ継続的に支援できる体制を構築することが必要です。

家庭・地域・学校・関係機関と行政が連携・協働し、一人ひとりの発達段階や身体的・心理的状态の変化を的確に捉えた支援を行うことで、個々の子どもに応じたきめ細かな教育を推進します。また、複雑化・長期化する傾向にあるいじめ問題については、その未然防止に努めるとともに、解消や根絶に向けた取組を推進していきます。さらに、不登校やその傾向がある児童・生徒に対しては、個々の状況に応じた多様な学びの場の提供や支援体制の整備を進めていきます。

施策の現状と課題

- 特別な教育的ニーズを持つ子どもが増加していることから、各学校において、一人ひとりの障害や疾病等に応じた組織的かつ継続的な支援体制を充実させる必要があります。
- 特別支援教育※1や不登校など、学びに関する相談ニーズが多様化・複雑化する中、教育相談や就学支援相談などを一元化した相談体制のもと、一人ひとりの状況や複合的な課題に応じた適切な支援につなげる必要があります。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応の強化に向け、学校における組織対応力の向上と、相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 依然高水準にある不登校やその傾向がある児童・生徒に対して様々な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指すため、支援体制を充実させる必要があります。

計画最終年度の目標

- すべての子どもが障害や疾病、家庭や学校での状況等にかかわらず、自分の意思と特性・状態に応じて交流し、共に学ぶことができる支援体制が充実しています。
- 充実した教育相談体制のもと、児童・生徒の多様なニーズに応じた適切な支援につなげることができています。
- いじめに関する相談・支援体制が充実するとともに、学校の組織対応力が向上し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び解消に向けた取組が進んでいます。
- 不登校やその傾向がある児童・生徒に対する学校内外での支援体制が充実し、一人ひとりの状況に応じた支援と多様な学びの機会が提供されています。

※1 特別支援教育：特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校) 区立学校の児童・生徒を対象とした意識・実態調査	54.5% (7年度)	70.0%
2	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室※1・特別支援学級※2・特別支援学校) 区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした意識・実態調査	64.0% (7年度)	95.0%
3	学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率 区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした意識・実態調査	43.9% (7年度)	70.0%
4	小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習に対する保護者の肯定率 区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした意識・実態調査	50.0% (7年度)	85.0%
5	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない人数の割合 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	11.3% (7年度)	0%

施策を構成する実行計画事業

1 特別支援教育の充実	【重点】	4 いじめ対策の充実	【重点】
2 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備		5 不登校児童・生徒支援体制の整備	【重点】
3 教育相談体制の充実	【重点】		

※1 特別支援教室：通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする子どもが通う学級（通級指導学級、特別支援教室）

※2 特別支援学級：障害のある児童・生徒に対し、障害の状態や特性等に応じた教育を行う学級

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

1 特別支援教育の充実(1/2)【重点】

特別な支援を必要とする子どもの増加や教育的ニーズの多様化に対応するため、一人ひとりの状況に応じた教育環境の充実を図るとともに、特別支援教育への理解促進と教職員等の専門性向上を推進します。

このため、都内唯一の区立知的障害特別支援学校（済美養護学校）としての強みを生かし、センター的機能※1の活用を図るとともに、教育支援チーム※2・専門家チーム※3による巡回相談等を通じて専門的な助言・支援を行い、校内支援体制の強化を進めます。

また、特別な配慮を必要とする幼児の学びや発達の支援について一層の充実を図るため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談や、私立幼稚園及び区立子供園を対象とした巡回相談を実施します。

あわせて、個別の学び支援システム※4の活用、通常学級支援員※5や特別支援学級介助員※6の配置・拡充、学習支援教員※7、通常学級介助員ボランティア※8の配置により、個々の教育的ニーズに応じた支援の充実を進めます。

これらの取組により、特別な支援を必要とする子どもが自立と社会参加に向けた学びを進められるよう、特別支援教育の一層の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
特別支援教育への理解促進と 教職員等の専門性向上						
・ 済美養護学校センター的機能の 活用推進	実施	実施				実施
・ 教育支援チーム・専門家チームの 効果的な活用	実施	実施				実施
・ 就学前教育施設を対象とする 教育支援相談・巡回相談	実施	実施				実施
個別の学び支援システムの 活用推進						
・ 小学校	全校	全校				全校
・ 中学校	試行導入	試行導入	全校			試行導入・全校

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

1 特別支援教育の充実(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
通常学級支援員・特別支援学級 介助員の配置・拡充						
通常学級支援員	配置・拡充	配置・拡充				配置・拡充
特別支援学級介助員	配置・拡充	配置・拡充				配置・拡充
学習支援教員の配置	小中学校全校	小中学校全校				小中学校全校
通常学級介助員ボランティア	配置	配置				配置

- ※1 センターの機能：「学校教育法」第74条に基づき、特別支援学校の専門知識を生かして地域の特別支援教育を推進し、区立小中学校などに必要な助言や援助を行う機能
- ※2 教育支援チーム：特別支援教育に係る課題に対する支援を行うため、教員経験者で構成されたチーム。心理士とも連携しながら学校訪問等を実施する
- ※3 専門家チーム：教育支援チームでは対応が困難なケースについて、医師、心理士、指導主事、言語聴覚士等が、学校に対して教育的対応及び環境に関する助言を行う
- ※4 個別の学び支援システム：子ども一人ひとりの特性に応じた個別の支援計画の作成を、より多角的な視点から支援する教育ソフト
- ※5 通常学級支援員：通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う会計年度任用職員
- ※6 特別支援学級介助員：特別支援学級において子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う会計年度任用職員
- ※7 学習支援教員：通常の学級において学習面で困難を抱える児童・生徒の教育的ニーズに応じた個別支援を行うために配置した、教員免許を有する会計年度任用職員
- ※8 通常学級介助員ボランティア：通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

2 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

特別な支援を必要とする子どもの増加を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかで適切な教育や支援を受けられるよう、新たに中学校1校及び小学校1校に自閉症・情緒障害特別支援学級※1を設置します。あわせて、通学時間等による児童の負担に配慮し、小学校1校に知的障害特別支援学級※2を増設するなど、多様な学びの場の整備と教育環境の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
自閉症・情緒障害特別支援学級の設置						
小学校	検討1校	検討1校	検討1校	改修1校	開設1校 (累計1校)	検討1校・改修1校 ・開設1校 (累計1校)
中学校	検討1校	改修1校	開設1校 (累計1校)	— (累計1校)	— (累計1校)	改修1校 ・開設1校 (累計1校)
知的障害特別支援学級の設置						
小学校	— (累計11校)	検討1校 (累計11校)	改修1校 (累計11校)	開設1校 (累計12校)	— (累計12校)	検討1校・改修1校 ・開設1校 (累計12校)

※1 自閉症・情緒障害特別支援学級：自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度の児童・生徒、又は主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒を対象に適切な教育を行う学級

※2 知的障害特別支援学級：知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒を対象に適切な教育を行う学級

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

3 教育相談体制の充実【重点】

教育相談や就学支援相談などの機能を一元化したことを踏まえ、子ども一人ひとりの悩みや課題、背景要因に適切に対応するとともに、複合的な課題にも一体的に対応する相談体制のもと、個別の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

そのため、スクールカウンセラー※1の配置・拡充や、スクールソーシャルワーカー※2の巡回により、学校や地域の実情に応じた児童・生徒への支援に取り組みます。また、教育相談コーディネーター※3、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの連携強化により、校内の教育相談体制の充実を図ります。あわせて、教員等を対象とした研修を実施し、児童・生徒の悩みや課題を早期に把握して適切な支援につなげるための資質・対応力の向上を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
教育相談の充実	実施	実施				実施
スクールカウンセラー	配置・拡充	配置・拡充				配置・拡充
スクールソーシャルワーカー	派遣	派遣				派遣
学校の教育相談機能充実のための 教員等資質向上	実施	実施				実施

※1 スクールカウンセラー：いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 教育相談コーディネーター：学校の教育相談体制の中核として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携・調整を担う教員

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

4 いじめ対策の充実【重点】

学校全般の課題解決を支援する組織である学校問題対応支援係（愛称：CEDAR／シダー）※1に学校問題対応弁護士※2を配置し、相談体制の充実を図るとともに、法的視点を踏まえたいじめ問題等への対応に関する助言、指導、支援を行います。

また、子どもの権利相談・救済窓口（愛称：なみすけの子ども相談室）を含む複数の相談先を周知するとともに、子どもの意見や思いを尊重し、教育委員会、区長部局及び関係機関が連携して、必要な支援を行います。

いじめの未然防止の観点では、児童・生徒に対する弁護士によるいじめに関する授業やアンケート、教員への職層別研修を実施するほか、いじめをなくすための普及・啓発事業を行います。

学校においては、毎月、学校いじめ対策委員会を開催し、事案内容をきめ細かく把握するとともに、適切に対応し、教育委員会事務局への報告を行います。

さらに、いじめ重大事態への対応は、いじめ問題対策委員会において、調査部会を機動的に運営し、重大事態の調査を進めていきます。

これらの取組について、実施状況や効果を継続的に検証するとともに、いじめを取り巻く状況や学校現場のニーズの変化を的確に捉えながら、「いじめは絶対に許さない」、「いじめを放置しない」との認識のもと、学校・家庭・地域と連携し、相談・支援や調査に係る体制の充実を図ることと、子どもたちが安心して学べる環境づくりを着実に進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
学校問題対応弁護士	配置	配置				配置
区長部局・関係機関と連携した 対応	実施	実施				実施
いじめ対策の推進・充実						
周知・啓発事業	実施	実施				実施
弁護士によるいじめに関する 授業	小学校全校(小4) 中学校全校(中1)	小学校全校(小4) 中学校全校(中1)				小学校全校(小4) 中学校全校(中1)
いじめに関する教員研修	実施	実施				実施
いじめ問題対策委員会	開催	開催				開催

※1 学校問題対応支援係（愛称：CEDAR／シダー）：学校管理職OBや心理職、指導主事、弁護士など専門知識を持つ複数の職種で構成され、学校で発生するいじめ等の問題に即応し、解決を支援する組織。英語で杉並区の「杉」を意味する愛称のCEDARは、Communication（対話）、Empathy（共感）、Diversity（多様性）、Assistance（支援）、Resolution（解決）の5つの理念を込めたもの

※2 学校問題対応弁護士：弁護士の専門的な知識により法的側面から学校問題への適切な指導及び助言を行う役割で、令和8年度（2026年度）から非常勤職員としてCEDAR内に配置した弁護士

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

5 不登校児童・生徒支援体制の整備(1/2) 【重点】

不登校やその傾向がある児童・生徒の数が、依然、高い水準にあることから、学びの場の確保等、一人ひとりの状況に応じた支援体制を充実させるため、校内別室を校内教育支援センター（（仮称）多様な学び支援室）※1として機能強化を図り、新たに（仮称）多様な学び支援員※2を配置します。これにより、安定した教室運営を行い、適切な支援につなげることで、不登校の長期化を防ぎます。また、多様な支援の場の一つとして、旧高円寺図書館を改修し、学びの多様化学校※3を開設します。

不登校児童・生徒一人ひとりに応じた支援の充実を図るとともに、教育委員会と学校、保護者、地域等との連携を強化する地域の不登校支援の拠点として、さざんかステップアップ教室※4を令和10年度（2028年度）から教育支援センター※5として機能拡充を図り、区内4か所で展開します。

このほか、学びとつながりサポート事業※6やVLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）※7の活用、ふれあいフレンド※8など、一人ひとりのニーズに応じた支援ができるよう、学校との情報共有をはじめとした連携強化を図るとともに、多様な学びの場を確保し、児童・生徒の社会的自立を目指した支援を行います。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
校内教育支援センター （（仮称）多様な学び支援室）						
校内教育支援センターの運営	実施 （校内別室）	実施	→			実施
（仮称）多様な学び支援員	—	小学校配置	→			小学校配置
学びの多様化学校の設置	設計	改修	開設	—	—	改修・開設
教育支援センターの運営	4か所 （さざんかステップ アップ教室）	《4か所》 （さざんかステップ アップ教室）	《4か所》	《4か所》	《4か所》	《4か所》
学びとつながりサポート事業	実施	実施	→			実施

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

5 不登校児童・生徒支援体制の整備(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ICTを活用した学びの支援						
・VLP(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)による支援拡大	小中学校全校	小中学校全校				小中学校全校
ふれあいフレンドの派遣	実施	実施				実施
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)学びの多様化学校の整備、天沼中学校及びさざんかステップアップ教室「天沼教室」の改築、さざんかステップアップ教室「和田教室」の廃止、旧杉並第四小学校(科学体験施設の運営事業者撤退後の建物)の跡地活用、旧富士見丘小学校の跡地活用、宮前図書館及びさざんかステップアップ教室「宮前教室」の改築、教育相談室の跡地活用						

- ※1 校内教育支援センター（（仮称）多様な学び支援室）：校内別室指導を（仮称）多様な学び支援員の配置や教育支援センターとの連携等を図ることで機能を強化した児童・生徒の学びとつながりを支えるための施設
- ※2 （仮称）多様な学び支援員：校内別室を利用する児童の指導・支援を担うとともに、必要に応じて多様な個性や特性を有する児童の支援等を行う職員
- ※3 学びの多様化学校：文部科学省の指定により、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校
- ※4 さざんかステップアップ教室：不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした適応指導教室
- ※5 教育支援センター：不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）等を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とした施設
- ※6 学びとつながりサポート事業：令和8年度（2026年度）まで実施していた教育相談グループの対象学年を広げ、不登校児童・生徒が個別活動や小集団活動を通じて、安心できる関係性をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う支援
- ※7 VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）：不登校児童・生徒等に対して、オンライン上の仮想空間を活用して、新たな居場所や学びの場を東京都が自治体等に提供する取組
- ※8 ふれあいフレンド：区内在住の不登校児童・生徒を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業



学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

「杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）」に基づき、計画的に学校施設の老朽改築や長寿命化改修を進め、児童・生徒の安全確保と教育環境の向上を図るとともに、地域における教育の中核的な施設、防災の拠点としての機能を充実します。

また、「学びのプラットフォーム」※1である社会教育施設や学校において、区民の多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動を推進し、誰もが気軽に利用できる仕組みづくりやサービスの充実に取り組みます。図書館については、施設の整備やICTの活用を進めるとともに、新たな資料提供サービスとして電子書籍※2の提供を開始し、誰もが利用しやすい読書環境の充実を図ります。

施策の現状と課題

- 学校施設の老朽化が進むとともに、資材価格や人件費の上昇、工期の長期化、近年の酷暑への対応などが課題となっています。建物の状況や適切な更新時期を見極めながら、老朽改築や長寿命化改修を計画的に進めるとともに、空調機の更新や断熱化の推進など教育環境の改善を図る必要があります。
- 学校施設を身近な地域の公共財として一層活用するため、児童・生徒の安全を確保し、学校運営に配慮しながら、地域や保護者の理解のもと、誰もが利用しやすい環境を整える必要があります。
- 図書館を交流や学びの場として幅広く活用できるよう、老朽化した施設の計画的な整備を進める必要があります。また、利用者ニーズの多様化を踏まえ、「読書バリアフリー法」※3に基づく読書環境の整備やICTの活用、電子書籍の提供等を通じて、サービスの充実と利便性の向上を図る必要があります。

計画最終年度の目標

- 学校施設の老朽改築、長寿命化改修及び教育環境の改善が計画的に進み、子どもたちが安全で快適な環境の中で学び、健やかに過ごすとともに、地域の防災拠点としての機能が充実しています。
- 学校施設が、学びやスポーツ活動などの拠点として、地域に開かれ、多くの区民に活用されています。
- 図書館の改築・改修、読書バリアフリーの推進、ICTを活用した情報提供や電子書籍の提供等により、誰もが利用しやすい環境と多様なニーズに対応したサービスが整い、交流や学びの場として幅広く活用されています。

※1 学びのプラットフォーム：社会教育施設に加え、身近な学校を、放課後や休日など、学校教育以外の場面で子どもたちや地域のために活用することで、区民誰もが世代を超えて学び合い、教えることができる場・機会を広げていこうとする区独自の考え方

※2 電子書籍：紙に文字が印刷された本ではなく、スマートフォンやパソコン、電子書籍専用の機械などの画面で読むデジタル本

※3 読書バリアフリー法：障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	小中学校の老朽改築校数 「杉並区立小中学校老朽改築計画（第1次改築計画）」及び「杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）」により改築に着手した校数（累計）	12校	13校
2	小中学校の長寿命化改修校数 「杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）」により長寿命化改修に着手した校数（累計）	2校	3校
3	図書館の新規利用登録者数 図書館利用カードを新規交付した人数	18,725人 (7年度)	20,500人
4	図書館の区民一人当たりの貸出冊数 年間貸出冊数÷人口	7.06冊 (7年度)	11冊
5	電子書籍の年間貸出数(閲覧回数) 図書館で提供する電子書籍の貸出数（閲覧回数）	—	30,000回

施策を構成する実行計画事業

- | | | |
|-----------------|----------------------|------|
| 1 学校施設の有効活用の推進 | 4 区立学校施設の環境改善 | 【重点】 |
| 2 区立小中学校の改築 | 5 ICTを活用した図書館サービスの充実 | |
| 3 区立小中学校の長寿命化改修 | 6 読書環境の整備 | |

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

1 学校施設の有効活用の推進

学校施設を地域の公共財として一層活用し、地域の文化やスポーツ活動等への利用拡大を図るため、学校施設の利用調整における公共施設予約システム「さざんかねっと」の導入を、各学校の学校開放事業の実情に応じて拡大します。

また、身近な学校が、地域との連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支える活動拠点として、世代を超えて学び合い、教え合うことができる場となるよう、引き続き、諸室等の利用拡大を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
学校施設の有効活用						
「さざんかねっと」の導入	— (累計7校)	7校 (累計14校)	— (累計14校)	7校 (累計21校)	— (累計21校)	14校 (累計21校)
諸室等の利用拡大	検討	検討		一部実施		検討・一部実施

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

2 区立小中学校の改築(1/2) 【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。

また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、人々が集い、学び続ける楽しさを感じながら、知識や経験を共有し合う場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災拠点としての整備も進めます。

あわせて、令和8年度（2026年度）に試行的に実施した建物の耐用年数調査などを踏まえ、更なる長寿命化の可能性等について幅広く検討し、「杉並区立学校施設整備計画」等の改定を行っていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
中瀬中学校						
環境整備工事	0.4校	0.6校	—	—	—	0.6校
神明中学校						
建築	0.5校	0.2校	—	—	—	0.2校
環境整備工事	—	0.4校	0.6校	—	—	1.0校
杉並第一小学校						
建築	—	—	0.2校	0.3校	0.3校	0.8校
西宮中学校						
設計	0.4校	0.5校	—	—	—	0.5校
建築	—	—	—	0.1校	0.4校	0.5校
杉並第六小学校	検討	検討	→			検討
天沼中学校						
設計	0.4校	0.3校	—	—	—	0.3校
建築	—	—	0.1校	0.3校	0.3校	0.7校

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

2 区立小中学校の改築(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
桃井第一小学校						
設計	0.3校	0.4校	0.3校	—	—	0.7校
建築	—	—	—	0.1校	0.2校	0.3校
向陽中学校	検討	検討				検討
和田小学校	検討	検討				検討
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)中瀬中学校の改築、神明中学校の改築、杉並第一小学校の移転改築と小学校内での学童クラブの整備、西宮中学校の改築と(仮称)コミュニティふらっと宮前の整備、杉並第六小学校の改築検討、天沼中学校及びさざんかステップアップ教室「天沼教室」の改築、桃井第一小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備、向陽中学校の改築検討と児童館の整備検討、和田小学校の改築検討と小学校内での学童クラブの整備等検討						

防災・防犯

・まちづくり・産業

環境・みどり

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

3 区立小中学校の長寿命化改修

「杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）」に基づき、長寿命化が期待できる建物のうち築40年目程度の建物について、機能や性能の劣化の回復を目的とした修繕に加え、社会的なニーズに対応するための機能向上を目的とした改修を盛り込んだ、長寿命化改修を実施します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
杉並第十小学校						
・長寿命化改修【40年】	0.2校	0.2校	0.2校	0.2校	—	0.6校
杉森中学校						
・設計	—	0.5校	0.5校	—	—	1.0校
・長寿命化改修【40年】	—	—	—	0.2校	0.3校	0.5校
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)杉並第十小学校及び杉並第十小学校温水プールの長寿命化改修、杉森中学校の長寿命化改修						

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

4 区立学校施設の環境改善【重点】

近年の酷暑による区立学校の教育環境への影響を踏まえ、児童・生徒の学習環境の改善及び安全確保を図るため、普通教室の空調機をより高効率な機種へ更新するとともに、特別教室の空調機の更新についても検討を進め、冷房能力の向上に取り組みます。

また、屋上緑化や断熱化が未実施の最上階の普通教室については、外気の影響を遮断し冷気の流出を防ぐため、天井の断熱化を行い、教育環境の改善と省エネルギー化につなげていきます。

さらに、災害時に避難所となる区立学校の体育館のうち、校舎と別棟にある体育館については、昨今の酷暑を踏まえ、避難所環境の向上を図るため、空調設備の増設を進めます。

加えて、区立学校全校の環境整備として、改築・長寿命化改修予定校を除き、トイレの洋式化を令和10年度（2028年度）までに完了します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
暑さ対策の推進(空調機)						
普通教室の空調機更新	設計	設計・実施			実施	設計・実施
体育館空調設備の増設	—	設計	設計・実施			実施
暑さ対策の推進(断熱化)						
天井断熱化の推進	実施	実施	—	—	—	実施
トイレの環境改善						
トイレの洋式化	実施	実施			—	実施

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

5 ICTを活用した図書館サービスの充実

「学びの場としての図書館」の一層の充実を図るため、区民の調査・研究活動に役立つ外部データベース※1の提供を推進します。あわせて、新たな資料提供サービスとして、来館が困難な方を含むすべての利用者が、時間や場所を問わずインターネットを通じて24時間いつでも利用できる電子書籍の提供を開始するとともに、コンテンツの充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
外部データベースの提供	12種類	実施				実施
電子書籍の提供	検討	実施	拡充			実施・拡充

※1 外部データベース：新聞・雑誌記事、判例・法令、百科事典などのオンライン情報を提供する商用のデータベース

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

6 読書環境の整備

老朽化が進む図書館の整備を計画的に進めるため、地域住民等のニーズを踏まえ、柿木図書館及び宮前図書館の改築並びに成田図書館の長寿命化改修に向けた取組を進めます。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」等に基づき、高齢や障害等の理由から読書が困難な利用者に向けた様々な資料の収集や読書環境の整備を進め、図書館サービスの充実を図ります。

あわせて、高円寺地域における新たな図書館の整備についても、引き続き検討を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
図書館の改築・改修						
・ 柿木図書館の改築	—	調査・設計0.5館	設計0.5館	建築0.5館	建築0.5館	調査・設計1.0館 ・ 建築1.0館
・ 宮前図書館の改築	—	検討	調査・設計0.5館	設計0.5館	—	検討・調査 ・ 設計1.0館
・ 成田図書館の長寿命化改修	—	—	—	調査・設計	改修0.8館	調査・設計 ・ 改修0.8館
読書バリアフリーの推進						
・ DAISY資料※1の製作	実施	実施				実施
・ 読書バリアフリー資料の 収集・提供	実施	実施				実施
高円寺地域における新たな 図書館の整備	検討	検討				検討
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)柿木図書館の改築、宮前図書館及びさざんかステップアップ教室「宮前教室」の改築、成田図書館の長寿命化改修						

※1 DAISY資料：DAISYはDigital Accessible Information Systemの略。視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書。音声DAISYと音声を聞きながら画像を見るマルチメディアDAISYの2種類がある

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策25 生涯にわたる学びの支援

生涯にわたり自分らしくいきいきと暮らしていくためには、地域とのつながりの中で、誰もが学び続け、必要に応じて学び直しができる環境が重要です。そのため、社会教育施設や学校を「学びのプラットフォーム」と位置付け、身近な地域において、多様な学びや人とのつながりが生まれる環境の充実を図ります。

また、こうした環境のもとで得られた学びの成果が、学校と連携した教育活動や地域づくりなど様々な場面で生かされるよう支援するとともに、子どもから大人まで、一人ひとりが他者と関わり、つながり合いながら、社会の担い手として主体的に活躍できる学びを推進します。

施策の現状と課題

- すべての区民が学び続け、学び直すことができるよう、社会教育施設や学校を中心に、誰もが参加しやすい学びの機会を充実させる必要があります。特に、学習や地域活動の経験が少ない層にも参加が広がるよう、ニーズに応じた内容や周知の工夫が求められています。
- 人と人、人と活動の場をつなぎ、学びの成果が地域で循環する仕組みを充実させていくためには、新たな学びへとつながる学びと活動の往還※1を生み出していくことが必要です。あわせて、その担い手となる社会教育士※2等の育成・ネットワーク形成・活躍の場の拡充が求められています。
- 地域と学校の連携・協働を進めるため、学校において地域の多様な人材が教育活動や地域づくりの担い手として主体的に関わる機会を充実させることが必要です。その上で、学校に関わる人材が互いに連携し、面となって取り組むことができる持続可能な体制づくりが求められています。
- 区民が地域に誇りと愛着を持ち心豊かに暮らすことができるよう、身近な場所で歴史や文化に触れ、学ぶ機会を充実させる必要があります。多様な世代の関心を高め、地域への理解を深める工夫が求められています。

計画最終年度の目標

- 社会教育施設や学校を中心に、多様で参加しやすい学びの機会が充実し、年齢や経験を問わず、すべての区民がいきいきと学び続けています。
- 社会教育士等が人と人、人と活動の場をつなぎ、区民が学びで得た知識や経験が地域活動や社会参加に生かされています。学びと活動の往還が広がり、より良い地域づくりが進んでいます。
- 学校を学びのプラットフォームとして、地域の多様な人材が教育活動・地域づくりの担い手として主体的に関わっています。地域と学校が目標を共有し、多様な主体が連携して面となって取り組み、地域の実情に応じた持続可能な地域学校協働体制が構築されています。
- 身近な地域で歴史や文化に触れる学びの機会が充実し、子どもから大人まで、杉並の歴史や文化への理解が深まるとともに、わがまちへの誇りと愛着が育まれています。

※1 学びと活動の往還：学んだことを地域活動や実践につなげ、その活動を通じて得た新たな気付きや出会いを次の学びに生かすなど、学びと活動が相互に行き来すること

※2 社会教育士：地域の教育、福祉、防災、環境、産業など様々な分野における学びの支援を通して、人づくりや地域づくりに携わる役割を担う専門人材

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策25 生涯にわたる学びの支援

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合 区民意向調査	7.2% (7年度)	13.0%
2	地域の行事に参加している児童・生徒の割合 区立学校の児童・生徒を対象とした意識・実態調査	65.2% (7年度)	70.0%

施策を構成する実行計画事業

- | | | | |
|-----------------------|------|------------------|--------------|
| 1 社会教育士の育成・活用 | 【重点】 | 3 地域と学校の協働活動の充実 | 【重点】 |
| 2 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実 | | 4 歴史・文化に親しむ機会の充実 | 【再掲】（施策28-1） |

施策25 生涯にわたる学びの支援

1 社会教育士の育成・活用【重点】

地域の区民同士が学びや活動を通じてつながり、新たな価値を創出しながら、より良い地域を築いていくためには、区民同士や区民と学び・活動の場を結び付ける支援の充実が必要です。区民の主体的な学びや活動を支え、多様な主体を結び付ける社会教育士が区全域に広がり、地域課題の解決と地域社会の発展を推進するよう、引き続き育成に取り組めます。

また、社会教育士がそれぞれの経験から学び合い、活動に役立つ知識や技術を身に付ける機会や場を提供することで、その後の活動に生かせるよう支援します。さらに、様々な活動や取組を行う区民や団体、学校、関係機関等からの相談に対して社会教育士を派遣し、伴走支援を行うことで、社会教育の視点を生かして人と地域をつなぎ、誰もが学び続けることができる環境を整えます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
社会教育士の育成・周知						
社会教育士の育成	実施	実施				実施
社会教育士制度の周知	実施	実施				実施
社会教育士等への学びの支援						
学び合いのワークショップ	2回	2回	2回	2回	2回	8回
スキルアップ講座	2回	2回	2回	2回	2回	8回
相談対応・助言・情報提供	実施	実施				実施
社会教育士等の活用						
社会教育士等の地域・学校派遣	検討	実施				実施

施策25 生涯にわたる学びの支援

2 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実

誰もが気軽に学びに触れる機会を提供するため、郷土博物館等の生涯学習分野における取組として、社会教育施設や学校を中心とする身近な地域の施設において出前型事業を実施するとともに、図書館では地域の特色・特性を生かした事業を展開するなど、地域との連携による利用者サービスの充実を図ります。

また、区民ニーズを踏まえ、学習経験が少ない層でも参加しやすい環境づくりを進めるとともに、成人学習支援事業の内容の充実や効果的な周知を図ることで、地域における学びの裾野を広げていきます。

さらに、民間企業や地域団体等との連携を深めることにより、多様な主体による学びの展開や新たな学びの担い手の発掘・育成につなげます。

こうした取組の一環として、科学教育については、出前型・ネットワーク型事業を基軸として展開するとともに、科学教育に関わる人材や活動を支援するほか、科学教育に関する取組を推進する機能を備えた拠点の構築を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
郷土博物館の出前型事業	実施	実施	<div></div>	<div></div>	<div></div>	実施
成人学習支援の充実	実施	実施	<div></div>	<div></div>	<div></div>	実施
科学教育の推進	検討・実施	検討・実施	実施	<div></div>	<div></div>	検討・実施
地域との連携による図書館サービスの充実	実施	実施	<div></div>	<div></div>	<div></div>	実施

施策25 生涯にわたる学びの支援

3 地域と学校の協働活動の充実【重点】

誰もが教育の担い手として学び合い、教え合うことのできるまちを目指し、学校の教育活動を支援する学校支援本部や、地域の多様な主体が連携して子どもの育成に係る課題解決に取り組む地域教育推進協議会の活動を支援します。

これらの取組を通じて、活動に参加する地域の人々の裾野を広げるとともに、子どもたちの学びを支える大人自身も互に関わり合い、学び合うことができる環境を、地域学校協働活動推進員※1と連携しながら整えます。

また、地域の実情に応じた協働体制づくりに取り組むとともに、その成果や課題を踏まえながら、今後の協働体制のあり方を整理し、その実現に向けた方針を策定します。

こうした取組に加え、子どもも地域の一員であり、地域づくりの担い手であるという視点に立ち、中学生レスキュー隊※2をはじめとして、様々な子どもの活躍の場を設けます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
学校支援本部の活動支援	小中学校全校	小中学校全校				小中学校全校
地域教育推進協議会の活動支援	4地区	《4地区》	《4地区》	《4地区》	《4地区》	《4地区》
地域学校協働活動推進員の配置	6名	《6名》	《6名》	《6名》	《6名》	《6名》
地域と学校の協働のあり方に関する方針	—	検討		検討・策定	運用	検討・策定 ・運用
中学生レスキュー隊	充実	充実				充実
関連する計画						
(区政運営計画)取組13 地域と学校の協働を支える体制づくり						

※1 地域学校協働活動推進員：地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の支援を行う者

※2 中学生レスキュー隊：災害時に役立つ知識・技能を身に付ける活動を通し、中学生の防災意識や社会貢献意識の向上を図ることを目的に、生徒の自主的な活動として編制されている教育課程外の組織

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策26 多様な地域活動への支援

少子高齢化の更なる進展をはじめ、単身世帯や核家族世帯、共働き世帯の増加など社会構造が変化している中で、地域の課題は複雑化・高度化しており、その実情に即した対応が求められています。そのため、町会・自治会、NPOなどの地域団体、民間事業者など多様な主体が協働し、地域が主体的に課題解決に取り組む地域づくりを進めていく必要があります。

住民自治の主体となる区民一人ひとりが生涯にわたって学び、自ら地域活動へ参画できるよう、すぎなみ地域大学※1などを通じて地域活動の担い手となる人材の育成を進めるとともに、その受け皿となる町会・自治会やNPO等の多様な地域団体の活動を支援します。あわせて、地域のコミュニティの形成や課題解決の拠点となる地域集会施設の整備・充実を図ります。

施策の現状と課題

- 町会・自治会においては、加入率（令和8年（2026年）3月時点 39.7%）の低下に加え、役員の高齢化や担い手不足等が進んでいるため、活動の効率化や役員負担の軽減を図るとともに、多世代の参加を促進する取組を進め、活動の活性化を図ることが必要です。
- 区民意向調査によれば、地域活動に参加している区民の割合は令和7年度（2025年度）に17.7%となり増加傾向にあるものの、参加の広がりには限定的であり、区民の社会参加への意欲を高め、地域活動への参加につなげるための更なる取組が求められています。
- 地域活動の担い手を育成するすぎなみ地域大学では、開校以来、延べ約7,500人の受講生が地域活動に参加してきました。一方、講座修了後の地域活動への接続や人材活用が十分とは言えない状況にあります。このため、受講生が地域の担い手として活躍できる仕組みの構築を進めていくことが必要です。
- 地域集会施設については、利用率や利用満足度が向上していますが、施設の老朽化や機能の充実などが課題となっているため、計画的な施設整備や運営改善を進めることが必要です。

計画最終年度の目標

- 町会・自治会をはじめとする多様な地域団体が、地域活動への参加を希望する人材の受け皿となり、相互に連携・協働しながら地域活動を展開し、自らのまちをより良くする取組が進められています。
- 地域活動の担い手となる人材が自ら学び、育つことで、主体的に地域活動へ参加し、住民自治の基盤となる地域コミュニティの活性化が図られています。
- すぎなみ地域大学で学んだ修了生の多くが地域活動に参画し、地域の担い手として活躍しています。
- 多様な地域団体や区民が活動し、地域のコミュニティ形成や課題解決の拠点となる地域集会施設について、地域バランスを考慮した計画的な整備と機能の充実が進み、利用しやすい施設環境が確保されています。

※1 すぎなみ地域大学：地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶ講座を開催し、地域社会に貢献する人材、協働の担い手を育成する事業

学び 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策26 多様な地域活動への支援

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	地域活動に参加している区民の割合 区民意向調査	17.7% (7年度)	24.0%
2	すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加者延べ人数 担当課の集計（年度末）	7,499人 (7年度)	8,500人
3	集会施設の利用率 利用回数÷利用可能回数×100	52.9% (7年度)	55.0%

施策を構成する実行計画事業

1 町会・自治会への支援	【重点】	3 地域活動拠点の整備
2 地域活動を担う団体や人材の育成・支援		

施策26 多様な地域活動への支援

1 町会・自治会への支援【重点】

町会・自治会が実施する住民相互の交流を促進し地域の絆を深める取組や、地域情報を発信・共有する取組を支援するとともに、困りごとの解決に向けた伴走型支援を行い、活動の充実や運営基盤の強化を図っていきます。あわせて、町会・自治会等と連携し、マンション世帯の加入促進等に向けた取組を推進していきます。また、町会・自治会の活動の活性化や役員の負担軽減、担い手不足といった課題解決に向けて、デジタル化を推進するとともに、情報伝達・共有に役立つ運営支援システムを試験的に導入します。計画期間中に50団体以上でのモデル実施を目指し、その効果や運用上の課題を検証するとともに、今後のあり方について検討を行います。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
町会・自治会活動支援						
「まちの絆向上事業」助成	実施	実施				実施
町会・自治会掲示板設置等助成	57基	60基	60基	60基	60基	240基
「町会・自治会もう一歩すすめ隊」 ※1による伴走型支援	実施	実施				実施
マンション世帯への加入促進等 の取組	実施	実施				実施
町会・自治会運営支援システム (モデル実施)	導入	導入・検証・拡大				導入・検証・拡大
関連する計画						
(DX推進計画)取組9 デジタル技術を活用した町会・自治会の情報伝達・共有支援						

※1 町会・自治会もう一步すすめ隊：町会・自治会が抱える様々な課題の解決に向けて、ノウハウを持つ専門家によるアドバイスやサポート等を行う伴走型の支援事業

施策26 多様な地域活動への支援

2 地域活動を担う団体や人材の育成・支援

NPO支援基金に基づく助成金の交付等を通して、地域の課題解決に向けた自主的な活動に取り組んでいる地域団体を支援していきます。また、すぎなみ地域大学では、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶ講座を開講し、区の行政課題や地域課題を共に解決するための人材など、様々な分野で活躍する人材を育成します。あわせて、すぎなみ協働プラザ※1による講座の実施や相談業務等による支援及び区民のボランティア活動推進を担う杉並ボランティアセンターへの運営補助を通じて、地域活動を担う団体や人材の育成・支援を進めていきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
NPO活動資金助成	実施	実施				実施
すぎなみ地域大学の運営	28講座	29講座	29講座	29講座	29講座	116講座
すぎなみ協働プラザの運営	実施	実施				実施
杉並ボランティアセンターの活動支援	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組14 地域活動を担う団体や人材の育成・支援						

※1 すぎなみ協働プラザ：NPOや地域活動団体の活動を支援するため、相談業務、各種講座の開催、情報発信、団体間の連携・協働のコーディネートなどを行う拠点

施策26 多様な地域活動への支援

3 地域活動拠点の整備

施設利用者や地域住民等と共に老朽化した施設の更新方針などをテーマに実施してきたワークショップ等の結果を踏まえて、コミュニティふらっと3所の整備を進めます。また、令和4年度（2022年度）から旧西荻北児童館跡地に暫定的に移転している西荻南区民集会所について、駅南側の従前地へ移転整備します。加えて、旧若杉小学校跡地に整備する地域施設については、地域住民の意見等を踏まえて設定した4つのコンセプト「災害時に活用できる」「誰でも気軽に立ち寄れる」「つながりが生まれる」「地域の子どもを育む」の実現に向けて、設計・建設を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
(仮称)コミュニティふらっと上荻窪						
・ 建築	—	0.7所	0.3所	—	—	1.0所
(仮称)コミュニティふらっと宮前						
・ 設計	0.4所	0.5所	—	—	—	0.5所
・ 建築	—	—	—	0.1所	0.4所	0.5所
(仮称)コミュニティふらっと四宮						
・ 設計	—	—	—	—	0.5所	0.5所
旧若杉小学校跡地への地域施設 整備						
・ 設計	0.4所	0.5所	0.1所	—	—	0.6所
・ 建築	—	—	0.1所	0.4所	0.4所	0.9所
西荻南区民集会所の移転						
・ 設計	—	1.0所	—	—	—	1.0所
・ 改修(移転開設)	—	—	1.0所	—	—	1.0所
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)(仮称)コミュニティふらっと上荻窪の整備と上荻窪第二児童遊園の改修、西宮中学校の改築と(仮称)コミュニティふらっと宮前の整備、四宮保育園の改築と(仮称)コミュニティふらっと四宮の整備、旧若杉小学校跡地の本格活用、西荻区民事務所及び西荻南区民集会所の移転整備						

文化・スポーツ



文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち

この分野の施策

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

施策28 次世代への歴史・文化の継承

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・みど

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

文化・スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

文化芸術は、人々に楽しみや感動をもたらすだけでなく、多様な価値観や生き方に触れ、人と人との相互理解や対話を育むとともに、誰もが自分らしく豊かに生きるための重要な公共的基盤です。そのため、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが身近な地域の中で文化芸術に触れ、学び、参加し、自ら表現することができる環境づくりを進めるため、杉並芸術会館（座・高円寺）等においてアクセシビリティの向上に取り組むとともに、文化施設や地域活動団体等の連携を進めることで、交流や文化活動の更なる充実と深化を図ります。

また、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化芸術活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図ります。

さらに、国内外の交流自治体と連携し、文化芸術やスポーツ、教育など幅広い分野での交流の機会を創出します。こうした交流を通じて区民同士の相互理解や友好親善を深めるとともに、それぞれの地域資源や魅力に触れる機会を提供することで、区民生活に活力と潤いをもたらす、交流自治体との関係の深化につなげていきます。

あわせて、区内の女性を中心として始まった原水爆禁止署名運動※1発祥の地としての歴史や、平和都市宣言※2に受け継がれる区民の平和への思いを杉並区の大切な文化として次世代へ継承するため、区民と共に学び、共に考える平和事業を推進し、平和で包摂的な地域社会の実現を目指します。

施策の現状と課題

- 文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂において、多様な文化芸術活動の充実を図るとともに、ハラスメント対策やアクセシビリティ対応を推進し、誰もが安全・安心に参加できる環境を整備していくことが必要です。
- 多様な区民や団体が、共に文化を学び、語り合い、創造し、発信できる地域づくりを進めるためには、文化施設や地域活動団体等が連携し、地域における新たな交流や文化活動を創出していくことが必要です。
- 国内外交流事業を通じて、区民の生活に活力と潤いをもたらすとともに、交流自治体との関係を深化していくことが求められています。
- 平和を大切にすることを区民共有の文化として継承し、次世代へつないでいくため、区民一人ひとりが平和の尊さへの理解を深めるとともに、その思いを伝えていく取組を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 多様な文化芸術活動が活発に展開され、誰もが気軽に文化芸術に親しみ、参加できることで、多様な文化が育まれています。また、ハラスメント対策やアクセシビリティ対応が進み、誰もが安全・安心に文化芸術活動に参加し、創造し、鑑賞できる環境が実現しています。
- 多様な区民や団体が、共に文化を学び、語り合い、創造し、発信しながら交流する地域が形成されています。また、文化施設や地域活動団体等の連携が進み、地域における新たな交流や文化活動が創出されています。
- 国内外交流事業が活発に展開され、区民の生活に活力と潤いをもたらすとともに、交流自治体との関係が深まっています。
- 区民一人ひとりが平和の尊さについて理解を深めるとともに、多様な価値観や背景を持つ人々が互いを尊重し、対話を重ねながら、共に生きる地域社会づくりが進んでいます。また、区民と共に学び、考え、行動しながら、平和を次世代へつないでいく取組が進んでいます。

※1 原水爆禁止署名運動：昭和29年（1954年）の第五福竜丸事件を契機に、杉並区の主婦を中心として始まった署名運動。核兵器廃絶を求める国民運動の原点の一つ

※2 平和都市宣言：杉並区が昭和63年（1988年）3月30日に、核兵器の廃絶を希求し、人類共通の願いである世界の恒久平和実現のために行った宣言

文化・スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	過去1年間に1回以上、文化・芸術鑑賞をした区民の割合(オンライン配信含む) 区民意向調査	84.6% (7年度)	90.0%
2	国内外交流事業の参加者数 国内外交流事業の参加者数	5,486人 (7年度)	6,000人

施策を構成する実行計画事業

1 文化・芸術活動の創造と発信	3 国内外交流の推進
2 文化・芸術活動の支援 【重点】	4 平和事業の推進 【重点】

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

1 文化・芸術活動の創造と発信

文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂や、日本フィルハーモニー交響楽団等の地域活動団体との連携を進め、多様な区民や団体が文化芸術を通じてつながり、交流し、新たな活動が生まれる地域づくりを進めていきます。

また、NPO法人との協働により運営する「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」※1や文化芸術活動に関する情報紙の発行等により、区内の文化資源や文化芸術活動の魅力を広く発信していきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
杉並芸術会館及び杉並公会堂 での文化芸術の提供						
杉並芸術会館公演※2	32回	30回	10回	20回	30回	90回
杉並公会堂公演	27回	30回	30回	30回	30回	120回
日本フィル友好提携事業	実施	実施	→			実施
「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」 の運営・発信	実施	実施	→			実施
情報紙「コミュかる」の発行	4回	4回	4回	4回	4回	16回

※1 スギナミ・ウェブ・ミュージアム：パソコンやスマートフォンで美術作品を鑑賞することができる仮想美術館

※2 杉並芸術会館公演：令和10年（2028年）6月から約1年間、閉館を伴う改修工事を実施するため、令和10年度（2028年度）～11年度（2029年度）の公演回数は、通常より減少する見込み

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

2 文化・芸術活動の支援【重点】

区内で多様な文化芸術活動が展開される地域づくりを進めるため、区内の文化芸術活動に造詣の深い有識者等を中心とした「文化・芸術振興審議会」を運営するとともに、区民や区内に拠点を持つ団体又は個人が行う幅広いジャンルの文化活動や創造的な芸術活動が積極的に展開されるよう支援していきます。

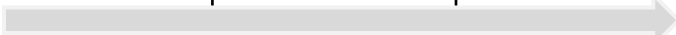
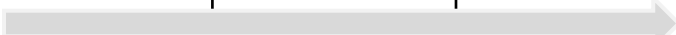
また、文化芸術活動に必要な知識を学ぶ「文化芸術活動スキルアップ講座」を実施するとともに、ハラスメント対策やアクセシビリティ対応を進めることで、誰もが安全・安心に文化芸術活動に参加できる環境を整備していきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
文化・芸術振興審議会	運営	運営				運営
文化芸術活動助成	40件	40件	40件	40件	40件	160件
文化芸術活動スキルアップ講座	—	実施				実施

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

3 国内外交流の推進

幅広い世代が国際友好都市※1及び国内交流自治体※2等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を深める機会を創出するとともに、交流自治体との間に新たな人の流れを生み出すため、首長同士が意見交換を行う「地方創生×関係人口 交流自治体シンポジウム」や交流自治体魅力発見事業などの取組を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
国内交流自治体との交流						
観光物産展	45回	45回	45回	45回	45回	180回
情報紙「てくてく」発行	4回	4回	4回	4回	4回	16回
交流自治体との連携を通じた 新しい人の流れの創出支援						
地方創生×関係人口 交流自治体シンポジウム	実施	実施				実施
交流自治体魅力発見事業	実施	実施				実施
特別区全国連携プロジェクト※3 関連事業	実施	実施				実施
国際友好都市等との交流	実施	実施				実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組17 基礎自治体間の広域連携の推進						

※1 国際友好都市：友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※2 国内交流自治体：区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市区町村

※3 特別区全国連携プロジェクト：東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

4 平和事業の推進(1/2) 【重点】

戦争体験者の減少が進む中、原水爆禁止署名運動発祥の地であり、平和都市を宣言した自治体として、平和のつどいにおける原爆や東京大空襲の写真パネル展示などを実施し、戦争の悲惨さや平和の尊さを区民と共有します。

また、平和学習中学生派遣事業などを通じて、次世代が他自治体との交流や平和について考える機会の充実を図ることで、平和への思いを継承していきます。

加えて、すぎなみ平和マップを活用したスタンプラリーやAR※¹を用いた情報発信を実施することにより、区民が地域に残る戦争の記憶や平和の大切さに触れ、学ぶ機会の充実を図ります。

さらに、学識経験者や公募区民、次世代を担う若者などで構成する「杉並区平和施策に関する区民懇談会」を通じて、区民と共に学び、共に考える機会を創出し、平和事業の充実に取り組んでいきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
平和のつどい						
8月の平和展	1回	1回	1回	1回	1回	4回
3月の平和展	1回	1回	1回	1回	1回	4回
平和のためのポスターコンクール	実施	実施				実施
平和学習中学生派遣事業	実施	拡充	実施			拡充・実施
すぎなみ平和マップの活用						
すぎなみ平和マップ スタンプラリー	実施	実施				実施
ARを活用した平和啓発の推進	検討	実施				実施

施策27 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

4 平和事業の推進(2/2) 【重点】

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
区民懇談会	開催	開催	—	—	—	開催
区民懇談会を踏まえた平和事業の充実	検討	検討	検討・実施	実施		検討・実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組9 区民参加による平和事業の推進						

※1 A R : Augmented Reality (拡張現実) の略。スマートフォンやタブレットなどを通して、実際の風景や空間の上に、コンピュータで作成した映像や文字などを重ねて表示する技術

防災・防犯

・まちづくり
地域産業

環境・みどり

健康・医療

福祉・地域共生

子ども

学び

文化・スポーツ

文化・スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

施策28 次世代への歴史・文化の継承

歴史や文化に関する資料の収集・保存・活用を進め、杉並の歴史・文化を次世代に継承していくとともに、区民が身近な場所で歴史・文化に親しむ機会の充実を図ることで、区民の地域への愛着と誇りの醸成につなげます。

また、デジタルアーカイブを活用した情報発信や各種取組との連携を推進するなど、デジタルデータの利用拡大を図り、誰もが歴史・文化に触れ、その価値を共有できる環境を整備します。

施策の現状と課題

- まちの魅力を高めるとともに、地域に対する愛着を深めるためには、身近な場所で歴史や文化に親しむ機会や場の充実を図ることが重要です。
- 区民の英知と行動が結集して築かれてきた杉並の歴史や文化について、その価値を共有し、次世代へ継承することで、更なるまちの発展につなげていく必要があります。
- 区内に存在する多様な歴史や文化に関する資料を次世代へ継承するため、資料の整理や収蔵環境の整備を進めていく必要があります。
- デジタルアーカイブの更なる充実や認知度の向上、利用促進に取り組む必要があります。また、博物館展示や郷土芸能大会等への区民の来館や参加の促進に向け、参加機会等の創出や魅力発信の強化に取り組む必要があります。

計画最終年度の目標

- 区民が身近な場所で歴史や文化に親しむ機会に恵まれ、地域への愛着と誇りを持っています。
- 伝統的な歴史や文化が継承されるとともに、その魅力が区内外に発信され、文化都市としてのイメージが定着しています。
- 歴史や文化に関する資料の収集・保存・活用が計画的に進められ、文化資源を次世代へ継承できる基盤が整っています。
- デジタルとリアル双方の取組を通じて、区の歴史・文化情報へのアクセスや利用機会が拡大し、その価値や魅力が広く発信されています。

文化・スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

施策28 次世代への歴史・文化の継承

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	文化財等を活用した事業への参加者数 郷土博物館の来館者数及び出前型事業の来場者数＋荻外荘の来館者数＋郷土芸能大会の来場者数＋古典の日来場者数	87,407人 (7年度)	92,750人
2	デジタルアーカイブ及び文化財等を活用したオンライン動画のアクセス回数 デジタルアーカイブの総アクセス数＋YouTube動画の視聴回数	308,796回 (7年度)	310,800回

施策を構成する実行計画事業

1 歴史・文化に親しむ機会の充実 【重点】	2 区の歴史・文化情報の発信
------------------------------	----------------

施策28 次世代への歴史・文化の継承

1 歴史・文化に親しむ機会の充実【重点】

区内に所在する歴史的建造物や区指定・登録有形文化財、埋蔵文化財などについて、収集及び適切な保存に取り組むとともに、展示等による活用を推進します。このうち、谷川俊太郎関係資料については、現在、暫定的な収蔵場所で保管しながら公開・活用していますが、基礎調査の成果を踏まえ、引き続き調査研究を進めるとともに、恒久的な収蔵・活用のあり方を検討します。

あわせて、区内外の収蔵スペースの確保に向けて検討するとともに、収蔵資料の整理・保存を進め、文化資源の継承基盤の安定を図ります。

また、陽明文庫※1との荻外荘関係資料の共同調査の成果を活用して荻外荘の歴史的価値を発信するほか、郷土博物館において杉並の歴史や杉並にゆかりのある人物をテーマにした展示を行うことで、区民の歴史・文化への理解促進と地域への愛着の醸成を図ります。

さらに、古典の日の取組や郷土芸能大会の開催を通じて、日本の伝統文化の保存・継承を支援し、多様な体験機会を通じた担い手の育成と次世代への継承を推進します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
文化財の収集・保存・活用	実施	実施				実施
谷川俊太郎関係資料の保存活用						
資料の公開・活用	実施	実施				実施
恒久的な収蔵・展示場所の確保	検討	検討				検討
文化財の収蔵環境整備	検討・実施	検討・実施				検討・実施
陽明文庫との共同調査・資料展示	実施	実施				実施
郷土博物館における特別展・企画展の実施	4回	4回	4回	4回	4回	16回
伝統文化・郷土芸能への理解促進						
古典の日・郷土芸能大会	2回	2回	2回	2回	2回	8回
小学校等での体験会	3回	3回	3回	3回	3回	12回

※1 陽明文庫：昭和前期に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿が京都市に設立した歴史資料館。近衛家に伝襲した古文書、古典籍、古美術工芸品等を一括して保存管理している

施策28 次世代への歴史・文化の継承

2 区の歴史・文化情報の発信

歴史的資料のデジタルデータを保存・公開・活用する「杉並区デジタルアーカイブ」を運用するとともに、コンテンツの更なる充実と普及啓発に取り組むことで、区の歴史・文化情報の検索性及び活用性の向上を図ります。また、区制施行100周年を見据え、これまでの区政の歩みを振り返ることができる資料を取りまとめた刊行物等の作成について検討していきます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
歴史的資料のデジタル アーカイブ化						
デジタルアーカイブの登録	300件 (累計5,950件)	70件 (累計6,020件)	70件 (累計6,090件)	70件 (累計6,160件)	70件 (累計6,230件)	280件 (累計6,230件)
デジタルアーカイブの活用	実施	実施	→			実施
区政史の編さん	調査	調査・作成検討	→			調査・作成検討

文化・スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

スポーツ・運動は、子どもの体づくりや健康寿命の延伸につながるものであり、区民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠です。

また、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に行うことで、人と人、地域と地域の絆を深め、地域の一体感や協力し合う雰囲気醸成し、さらには、ノーマライゼーション※1の推進に寄与します。

このため、誰もがスポーツ・運動に親しむことができる環境づくりを進め、健康づくりや健康寿命の延伸を図るとともに、外出や社会参加、地域とのつながりづくりを促進することで、健幸なまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 体育館3所の移転改修が完了し、スポーツ・運動を行うための施設環境は向上しています。また、スポーツ・運動は、一人ひとりの健康で豊かな生活や、健康寿命の延伸につながることから、スポーツ・運動に対する区民の関心が高まっています。今後は、整備された施設を有効に活用し、より多くの区民が様々な機会を通じて継続的にスポーツ・運動に親しめる環境を充実していく必要があります。
- 障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいスポーツの場と機会を広げるため、障害者が参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

計画最終年度の目標

- すべての区民にとってスポーツ・運動がより身近になり、スポーツ・運動に親しむ区民が増えています。また、スポーツ・運動を通じて健康づくりや社会参加が図られるとともに、地域とのつながりが広がり、健幸なまちづくりが進んでいます。
- 障害者がスポーツ・運動に親しむことができる場と機会が充実することで、障害者の外出や社会参加が進み、誰もがいきいきと活動できる環境が広がっています。

※1 ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す理念

文化・スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名		現状値	目標値
指標の説明			12(2030)年度
1	大人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率 区民意向調査	57.6% (7年度)	65.0%
2	スポーツ・運動によって健康を維持・増進している区民の割合 区民意向調査	18.8% (7年度)	25.0%
3	障害者スポーツ事業の参加者数 スポーツ振興課やスポーツ振興財団等で実施している、障害者対象のスポーツ教室等の参加者数の合計	2,023人 (7年度)	2,700人

施策を構成する実行計画事業

1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実	【重点】	3 体育施設の整備・充実
2 障害者スポーツの推進	【重点】	

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実【重点】

体育施設における指定管理者の創意工夫による多様なスポーツ振興事業に加え、地域に身近な公共施設である学校を活用した地域スポーツ振興事業を実施します。

また、杉並区スポーツ祭等を開催し、各種スポーツに取り組む区民・団体等の成果発表や交流の場を提供するとともに、チャレンジ・アスリートをはじめとするスポーツ体験事業や健康づくりに向けた意識啓発の取組を実施します。

あわせて、地域のスポーツ団体や人材の活動を支援し、誰もがスポーツや運動に親しめる環境の充実を図ります。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
スポーツ振興事業	実施	実施				実施
学校施設を活用した地域 スポーツ振興事業	実施	実施				実施
チャレンジ・アスリート※1	実施	実施				実施
地域スポーツの人材育成 ・団体育成の推進						
すぎなみスポーツアカデミー の運営	実施	実施				実施
地域スポーツクラブ講座	実施	実施				実施

※1 チャレンジ・アスリート：子どもたちがトップアスリートと共に、オリンピック種目・パラリンピック種目を楽しむ体験や、スポーツに関する仕事の体験など、多様な体験をすることで、夢に向かって自らの意思でスポーツを選びチャレンジする子どもを育成する取組

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

2 障害者スポーツの推進【重点】

障害者が地域の身近なスポーツ施設で気軽にスポーツ・運動に親しめるよう、障害者スポーツ教室の充実に取り組みます。

また、障害者が好みに応じて種目や内容を選択できるユニバーサルタイムについては、指定管理者と協働し、開催場所・開催回数を段階的に拡充するとともに、障害者スポーツネットワークにおける意見交換や関係団体との連携を通じて、障害者が安心して参加できる支援体制の充実を図ります。

ハード面については、障害当事者等によるモニタリングでの意見や障害者スポーツネットワークにおいて共有された障害者のスポーツ環境向上に向けた課題を踏まえて、改善・改良していきます。ソフトとハードの両面から一体的にバリアフリーを進めることで、障害の有無にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
障害者スポーツ環境の充実						
障害者スポーツ教室	実施	実施				実施
ユニバーサルタイム※1	実施	拡充				拡充
障害者スポーツネットワーク	推進	推進				推進
施設のユニバーサルデザインの推進						
設備の改善・改良	実施	実施				実施

※1 ユニバーサルタイム：障害者が障害の種類・程度や本人の希望に応じて、サポーター等と一緒に、ボール種目や軽い運動・ダンス・ウォーキングなどを自ら選択して行う事業

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

3 体育施設の整備・充実

旧杉並中継所跡地の平時を含めた活用に関する検討結果を踏まえ、アーバンスポーツができる運動施設の整備を進めるほか、杉並第十小学校温水プールの長寿命化改修を実施します。

事業項目	8(2026)年度末 見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
体育施設の整備・充実						
（仮称）井草アーバンスポーツ施設の整備	設計0.7所	設計0.3所 建築0.2所	建築0.8所	開設	—	設計0.3所 ・建築1.0所・開設
杉並第十小学校温水プール長寿命化改修	—	—	0.8所	0.2所	—	1.0所
関連する計画						
（区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)旧杉並中継所の跡地活用、杉並第十小学校及び杉並第十小学校温水プールの長寿命化改修						